

部 内 限

労災保険 審査請求事務取扱手引

平成10年3月

労働省労働基準局

基 発 第 1 5 0 号

平成10年 3 月31日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改訂について

労災保険給付に関する審査請求事務（労働基準法第85条及び第86条に基づく審査又は仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引（平成7年3月）」により行ってきたところであるが、その後に労災保険法が改正されたこと等を考慮し、今般、別添のとおり内容の改訂を行ったので、今後の事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

目 次

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要	3
II 労働者災害補償保険審査官	6
1 意 義	6
2 審査官の管轄区域	6
3 審査官の任務	6
III 労働者災害補償保険審査参与	8
1 参与制度の意義及び参与の地位等	8
2 指名の手續及び指名期間	8
IV 審査請求手續	10
1 審査請求の対象	10
2 審査請求人	14
3 代 理 人	14
4 利害関係者	15
5 審査請求の期間	16
6 審査請求書の記載事項	18
V 再審査請求手續	22

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務処理の流れ	25
II 執務の基本的態度	26
1 基本的態度	26
2 審査請求事務の基本方針	26
3 留 意 事 項	28
III 審査請求事務の開始	29
1 審査請求の申立て	29
2 審査請求の受付	29
3 指 導 解 決	31
4 移 送	31
IV 要件審理	34

1 適法要件	34
2 不適法な審査請求と却下決定	35
3 補正命令	35
V 本案審理	40
1 審理の原則	40
2 審査請求の受理	45
3 審査請求の受継	50
4 審査請求の併合と分離	53
5 審査請求の趣旨及び理由の変更	55
6 審査請求と原処分の執行停止	56
7 意見の陳述	56
8 証拠物件の提出	57
9 争点整理	57
VI 資料の収集	59
1 意義	59
2 審理のための処分	59
3 資料収集に当たっての留意事項	62
4 審問	65
5 物件等提出命令	69
6 鑑定	70
7 立入検査	75
8 受診命令	76
9 資料の閲覧	78
VII 参与からの意見聴取	79
1 概要	79
2 参与会	79
3 参与会への提出資料	80
VIII 審査請求事務の終了	81
1 概要	81
2 審査請求の取下げ	82
3 決定	84
4 決定書の作成	85

5	決定の効果	9 2
6	決定の変更及び更正	9 6
7	不作為行為についての不服申立て	9 8
IX	審査請求に伴うその他の事務処理	9 9
1	整理・保存	9 9
2	報 告	9 9
3	審査請求の費用	1 0 1
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等	1 0 1
5	労災保険審査専門調査員の活用	1 1 2
6	再審査請求の受付事務	1 1 2
7	審査官の審査会に対する対応	1 1 2
X	救済規定に基づき再審査請求された事案の事務処理	1 1 3
1	対象となる審査請求	1 1 3
2	「審査請求後3か月」の期間について	1 1 3
3	具体的な事務処理について	1 1 3
4	その他の留意点	1 1 4
第3部 審査請求及び再審査請求に伴う監督署長の事務		
I	監督署長の事務	1 1 7
1	監督署長の事務の種類	1 1 7
2	審査請求に対する監督署長の基本姿勢	1 1 7
3	経由機関たる監督署長の事務	1 1 7
II	意見書の作成要領	1 2 1
1	概 要	1 2 1
2	意見書に記載すべき事項	1 2 1
3	意見書作成上の留意点	1 2 2
4	証拠資料に関する留意点	1 2 3
5	意見書の記載例	1 2 5
6	却下決定事案についての意見	1 2 8
第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁		
I	概 要	1 3 3
1	意 義	1 3 3

2 対 象	1 3 3
II 監督署長が行う審査又は仲裁	1 3 5
1 申立て手続	1 3 5
2 職権による審査又は仲裁	1 3 5
3 審査又は仲裁の手続	1 3 5
4 結果の方式	1 3 5
5 効 果	1 3 6
6 民事訴訟との関係	1 3 6
III 審査官が行う審査又は仲裁	1 3 8

第5部 審査請求事務関係様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	1 4 3
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）.....（略）	
第3号	労働保険再審査請求書	1 4 4
第3号の2	“	1 4 5
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）.....（略）	
第5号	審理のための処分の申立書	1 4 6
第6号	労働者災害補償保険審査官証票	1 4 7
第7号	雇用保険審査官証票	（略）
第8号	労働保険審査会審査員証票	（略）
第9号	手続受継届	1 4 8
第10号	決定 更正申立書	1 4 8
	裁決	
第11号	参加申立書	1 4 9
第12号	審理非公開申立書	1 4 9
第13号	調書閲覧請求書	（略）

審査様式

第1号	参与候補者推薦書	1 5 0
第2号	審査請求聴取書	1 5 1
第3号	補正命令書	1 5 2
第3号の2	補正書	1 5 3

第3号の3	補正命令督促状	154
第4号	審査請求移送通知書(管轄審査官あて)	155
第5号	審査請求移送通知書(審査請求人あて)	156
第5号の2	審査資料提出要求書(原処分庁あて)	157
第5号の3	審査資料提出要求書(審査官あて)	158
第6号	審査請求受理通知書(審査請求人あて)	159
第6号の2	保険給付請求権の時効に関するお知らせ	160
第7号	審査請求受理通知書(原処分庁あて)	161
第7号の2	証拠資料提出要求書(原処分庁あて)	162
第7号の3	意見書提出要求書(請求人あて)	163
第7号の4	意見書遅延理由書提出要求書(請求人あて)	164
第7号の5	意見書遅延理由書提出書(審査官あて)	165
第8号	審査請求受理通知書(参与あて)	166
第8号の2	審査請求受理通知書(利害関係者あて)	167
第9号	審査請求併合通知書	168
第10号	審査請求分離通知書	169
第10号の2	手続受継通知書	170
第11号	審理のための処分の嘱託書	171
第11号の2	審査請求人来庁要求通知書	172
第12号	参考人来庁依頼書	173
第13号	鑑定依頼書	174
第14号	物件提出依頼書	175
第15号	提出物件預り証	176
第15号の2	受診命令書	177
第16号	審査請求手続の終了通知書	178
第16号の2	非承継意思確認書	179
第17号	審査請求取下げ書	180
第18号	決定更正通知書	181
第19号	審査請求文書 受付 送付 簿	182
第20号	審査請求処理経過簿	183
第21号	審査請求綴表紙	185

第22号	審査・仲裁申立書	186
第23号	審査費用（旅費）請求書	187
第24号	審査費用 $\left[\begin{array}{c} \text{鑑 定 料} \\ \text{審査資料作成実費} \end{array} \right]$ 請求書	188

参考1	関係通達	189
	業務上外の認定に関する連絡調整について（昭和30年6月9日基発第359号）	193
	不服申立てについて（昭和52年3月30日基発第192号）	194
	第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱いについて（昭和57年2月22日基発第128号）	195
	国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて（昭和63年12月28日事務連絡）	214
	労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について（平成元年12月21日事務連絡第39号）	216
	都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について（平成2年3月27日事務連絡）	217
	労災保険審査専門調査員について（平成2年6月8日基発第344号）	218
	審査請求事案に係る迅速処理対策について（平成7年3月3日事務連絡）	233
	労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理に係る対策要綱の策定について（平成8年3月29日基発第183号の1）	239
	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について（平成8年6月28日事務連絡第25号）	246
	労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について（平成8年7月24日基発第479号）	249
	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について（平成8年8月29日事務連絡）	254

参考2	関係判例	259
	審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否について	263
	法令・通達等の審査官に対する羈束性について	

参与会の運営方法について	
利害関係を有する参与の関与について	
〔長崎地裁昭和59年（行ウ）第7号、昭和61年11月28日 判決〕	
審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権	267
〔札幌地裁昭和52年（行ウ）第4号、昭和54年8月29日判決 札幌高裁昭和54年（ネ）第304号、昭和56年11月26日判決〕	
審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことは審査手続の重大な瑕疵となるか否かについて	269
〔大阪地裁昭和57年（行ウ）第31号、昭和59年4月23日判決 大阪高裁昭和59年（行コ）第24号、昭和60年6月28日判決〕	
法定の審査請求期間を徒過した審査請求	270
〔岡山地裁昭和58年（行ウ）第4号、昭和59年6月20日判決 広島高裁昭和59年（行コ）第2号、昭和59年10月30日判決〕	
法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求	272
〔広島地裁昭和54年（行ウ）第19号、昭和59年9月26日判決〕	
審査官の不作为	273
〔名古屋地裁昭和42年（行ウ）第40号、昭和43年5月21日判決〕	
審査請求後3ヶ月経過しても審査官の決定が無い場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続きを経ずに処分の取消の訴えを提起することの可否	274
〔最高裁第1小法廷平成4年（行ツ）第68号、平成7年7月6日判決〕	
（参考） 訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力	276
〔昭和27年12月27日松山地裁〕	
参考3 関係法令	277
労働保険審査官及び労働保険審査会法	280
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	295
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	306
労働基準法（抄）	310
労働基準法施行規則（抄）	311
労働者災害補償保険法（抄）	314
行政不服審査法（抄）	317
行政事件訴訟法（抄）	326

凡

例

労働基準法	労 基 法
労働者災害補償保険法	労 災 法
労働者災害補償保険法施行規則	労 災 則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労 審 法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労 審 令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労 審 則
行政不服審査法	行 審 法
行政事件訴訟法	行 訴 法
行政手続法	行 手 法
民事訴訟法	民 訴 法
国家公務員等の旅費に関する法律	旅 費 法
都道府県労働基準局	局
都道府県労働基準局長	局 長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署 長
原処分をした労働基準監督署長	原処分庁
労働保険審査会	審 査 会
労働者災害補償保険審査官	審 査 官
労働者災害補償保険審査参与	参 与
労働者災害補償保険	労災保険
失業保険法及び労働者災害補償保険の一部を改正する 法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律	整 備 法

第 1 部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服ある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を保障するための不服申立て手続は、行政不服審査法（昭和37年法律160号）に、訴訟手続については行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）にそれぞれ一般的に規定するところであり、労災保険給付に関する決定にかかる不服申立て、訴訟についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災保険法に基づく処分の特殊性に鑑み、労災保険法は次の手法による審査請求等を認めている（第35条及び第37条）。

- (1) 監督署長の決定に不服がある場合は、審査官に審査請求をすること。
- (2) 審査官の決定に不服がある場合は、審査会に再審査請求をすること。
- (3) 審査会の裁決に不服のある場合は、裁判所に訴訟を提起すること。

労災法第35条

第1項

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

第2項

前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

同 第37条

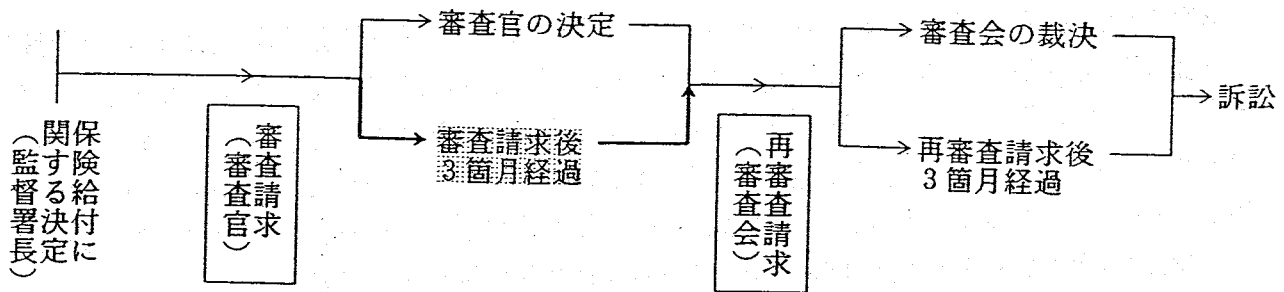
第35条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

すなわち、裁判による訴訟手続は煩雑で、高額な費用と長い期間を必要とすること等から、行政庁の処分に対して不服のある者に対しては、一般的に行政不服審査法により、簡易迅速な手続による行政庁への不服申立ての途が開かれているほか、行政事件訴訟を直ちに提起することができることとなっているが、労災保険の審査制度は、第一審を審査官が、第二審を審査会が行ういわゆる二審制をとっており、裁判所に出訴するには、決定又は裁決が3ヵ月以内になされない場合を除き、原則としてこれを経由すべきこととされている。このように、再審査請求は、主に審査官の決定を経ることを要件とし、行政訴訟として原処分庁（署長）を被告とする処分の取消しの訴えについては審査官の決定と審査会の裁決との双方を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第37条、行訴法第8条）。

労災保険法に係る不服申立制度（平成8年7月1日以降）

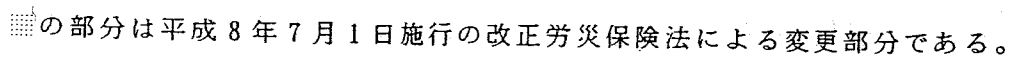


これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法または不当な処分を是正することが望ましいこと及び行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とするところから、訴訟の前に審査請求及び再審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

また、公正かつ迅速な処理が必要であることから、第一審である労働者災害補償保険審査官には特に簡易迅速を期待し、第二審である労働保険審査会には厳格慎重を要請する二審制度をとることとしていることに留意する必要がある。

なお、労災法第35条の規定に基づく審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章までの規定は適用除外とされている。また、行審法の規定については、処分についての異議申立て、不作為についての不服申立て等については適用される（労災法第36条）。

請 求 人



Ⅱ 労働者災害補償保険審査官

1 意 義

(1) 審査官の任命

審査官は、各都道府県労働基準局に置かれ、行政職俸給表(一)による職務の級が4級以上の労働基準監督官又は労働事務官のうちから労働大臣によって任命される(労審法第2条及び第3条、労審令第1条)。

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的に鑑み、その職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない(労審法第4条)。

行政庁のした行政処分等については、本来司法裁判所において救済されるべきであるが、司法裁判所ではその手続に長時間を要し費用もかかる上、煩わしい手続が多いので、労働者が救済を求める上に妨げとなる点が少なくない。そこで行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易な手続ですみやかに審理をすすめることとしたのが本審査請求制度の特設の趣旨であることは既に前述したとおりであるが、このような要請に基づき、公平かつ迅速な事務処理について、第一審たる審査官に対し特に規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り早く決定を行い、不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は服務に関しては、局長の管理監督の下にあるが、個々の審査請求事案の判断・処理に当たっては、独立した行政庁として行うものである。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断に当たっては、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反、違背していないかどうかの点に止まることとなる(「審査官は、労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和61年11月28日判決(P263参照)。)。

なお、審査会の裁決は、先例として参考となりうるが、労働省の行政解釈ではないので、審査官を拘束するものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかは、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の管轄区域を管轄する局におかれている審査官が当該審査請求事件を担当することとなる(労審法第7条)。

3 審査官の任務

審査官は次の事務を所掌する。

(1) 保険給付に関する署長の決定に対する不服申立ての第一審としての審査(労災法第35

条第1項)。

- (2) 労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定
その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者から
なされた申立ての審査又は仲裁(労基法第86条第1項)。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

- (1) 参与制度の設けられた理由は、複雑な労働関係の場における事実、争点を解明する労災保険の特殊性によるもので、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられるからである。
- (2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときは、その旨の通知を受け（労審法第13条第1項）、当該事件につき審査官に対し意見を陳述し（同条第2項）、証拠となるべき文書その他の物件を提出し（労審令第12条）、審理のための処分の申立てをすることができる（労審法第15条第1項）。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない（労審令第8条第1項）。

ただし、労審令第8条第1項の趣旨は、事案の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し、又は、労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公正、的確を期することにより、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が、参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあった場合にも、その申立ては尊重しなければならない（労審令第13条第5項）が、事実、争点の解明のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かを検討しなければならない。

- (3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事案に即した専門的知識及び労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書（案）から主文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配慮すべきである。

なお、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も洩らしてはならない旨を参与に対し十分説明すること。

2 指名の手續及び指名期間

参与は、局ごとに労働者代表、事業主代表各2名ずつを関係団体の推薦をまって労働大臣が指名する（労審法第5条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該局の管轄区域内に組織を有するものに限られる（労審令第2条）。

参与の指名期間は、2年（ただし、後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有する。）であるが、参与の指名は半数ずつ毎年行われる。

指名の手續は、次のとおりである。

- (1) 労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を官報に公示する。
- (2) 参与の候補者を推薦しようとする団体は、審査様式第1号（P150）による推薦書正副2通及び候補者の履歴書2通を締切期日までに局を経由して労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与として推薦するときにも同様の手続を要する。
- (3) 推薦書及び履歴書の提出を受けた局長は、推薦書（副）1通及び履歴書（副）1通を保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書（正）1通に推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに労働省労働基準局長あて送付する。

推薦された候補者が数名あるときは、局長は意見を付して送付するものとする。

- (4) 労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われるものを参与に指名する。

参与が転勤、死亡等の理由により、欠員になったときは、労働大臣あて辞任届（死亡の場合は当該参与の推薦団体が行う。）を提出させ、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手続は上記に準じて行われる。この場合、指名の期間は前任者の残任期間である。

（以上の指名手続については、本省労災管理課管理係で担当している。）

審査様式第1号

〔参与候補者推薦書〕

平成 年 月 日

労働大臣〇〇〇〇 殿

団体名及びその代表者名

〇 〇 〇 〇 印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属団体名及びその地位	略 歴	備 考

（注）(1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列举して記入する。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

(1) 提出部数は正副2通とする。

(2) 履歴書2通を添付すること。

IV 審査請求手続

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象とすることができるのは、労災保険に関する処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第35条第1項）。

保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分、例えば「障害補償給付280,000円を支給する。」、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇〇日間の休業のうち〇〇病院において治療を受けた〇日分についてのみ休業を認め、〇日分〇〇〇〇円の休業補償給付を支給する。」というような処分のみが、審査請求の対象となる処分である。

(2) 審査請求の対象とならないもの

イ 業務上外の認定等

業務上外、傷病の治ゆ、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の判断にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。例えば、治ゆ認定の通知は保険給付に関する決定ではないので、これに対する審査請求は、不適法な審査請求として却下を免れない。したがって、これらの事実認定そのものの取消しを求める審査請求がなされた場合は、多くは当該事実認定に基づく保険給付に関する決定の取消しを求めるものであるからその趣旨に補正させる必要がある。

ロ 労働福祉事業としての各種給付金

労災法第23条に定める労働福祉事業の一環として行われる外科後処置、せき髄損傷者に対するアフターケア、労災就学援護費、労災就労保育援護費、特別支給金等に関するものについては、保険給付に関する決定ではないので、労災法第35条の規定に基づく審査請求の対象とはならない。

また、これら労働福祉事業として行われる各種給付金等の決定は、行政処分ではないので、行審法による不服申立ての対象ともならない。

(3) 平均賃金の決定処分

局長が労基法第12条第8項の規定に基づいて行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。

ただし、この平均賃金に相当する給付基礎日額^(注)に基づいて署長が行った保険給付については、労審法の審査請求の対象となる。したがって、請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消を求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているかについて明確にする必要がある。

(注) 平均賃金(局長の決定)に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の事務処理については、下記のとおりとすること。

イ 局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合

(イ) 平均賃金決定について、行審法に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(ロ) 平均賃金の決定処分について労働大臣に対して行審法に基づく審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(イ)処理を行うこと。

ロ 局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合には、関係部署と連携をとり、あらためて請求人に対して平均賃金の決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記イにより処理を行うこと(平成2年3月27日事務連絡、P217参照)。

(4) 審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分を列挙すれば次表のとおりである。

番号	保 険 給 付 に 関 す る 決 定	関 係 法 条 文	関 係 施 行 規 則
	(業 務 災 害 関 係)		
1	療養補償給付の支給又は不支給決定	12条の8、13条	11条～12条の3
2	休業補償給付の支給又は不支給決定	12条の8、14条 14条の2	12条の4、13条
3	障害補償給付の支給又は不支給決定	12条の8、15条	14条、14条の2
4	障害補償年金の変更又は不変更決定	15条の2	14条の3
5	遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	12条の8、16条 ～16条の9	15条～16条
6	遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族補償年金の額の改定又は不改定決定	16条の3	
7	失権による遺族補償年金の不支給決定	16条の4、 16条の9	
8	所在不明による遺族補償年金の支給停止又は不停止の決定	16条の5	15条の6、7
9	所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族補償年金の額の改定決定	16条の5 (16条の3)	
10	葬祭料の支給又は不支給決定	12条の8、17条	17条、17条の2
11	傷病補償年金の支給又は不支給決定	12条の8、18条	18条、18条の2
12	傷病補償年金の変更又は不変更決定	18条の2	18条、18条の3
13	介護補償給付	12条の8 19条の2	18条の3の2 18条の3の4 18条の3の5
14	未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条	10条
15	障害補償年金差額一時金の支給又は不支給決定	58条	附則17項～ 附則23項

番号	保 険 給 付 に 関 す る 決 定	関 係 法 条 文	関 係 施 行 規 則
1 6	障害補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	5 9 条	附則 2 4 項～ 附則 3 0 項
1 7	遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	6 0 条	附則 3 1 項～ 附則 3 4 項
1 8	労災保険の保険給付の特例に関する経過措置に基づく保険給付の決定	整備法 1 8 条	整備法省令 7 条
	(通 勤 災 害 関 係)		
1 9	療養給付の支給又は不支給決定	2 1 条、2 2 条 (1 3 条)	1 8 条の 5、6 (12条～12条の 3)
2 0	休業給付の支給又は不支給決定	2 1 条、2 2 条の 2 (14条、14条の 2)	1 8 条の 6 の 2、 1 8 条の 7 (12条の 4、13条)
2 1	障害給付の支給又は不支給決定	2 1 条、2 2 条の 3 (1 5 条)	1 8 条の 8 (14条、14条の 2)
2 2	障害給付の変更又は不変更決定	2 2 条の 3 (15条の 2)	1 8 条の 8 (1 4 条の 3)
2 3	遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	2 1 条、2 2 条の 4 (1 6 条の 2～9)	1 8 条の 9、1 0 (1 5 条～1 6 条)
2 4	遺族の数に増減を生じたときは遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定	2 2 条の 4 (1 6 条の 3)	1 8 条の 9
2 5	失権による遺族年金の不支給決定	2 2 条の 4 (1 6 条の 4、9)	1 8 条の 9
2 6	所在不明による遺族年金の支給の停止又は不停止の決定	2 2 条の 4 (1 6 条の 5)	1 8 条の 9 (1 5 条の 6、7)
2 7	所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族年金の額の改定決定	2 2 条の 4 { 16条の 5 16条の 3 }	1 8 条の 9
2 8	葬祭給付の支給又は不支給決定	2 1 条、2 2 条の 5 (1 7 条)	1 8 条の 1 1、1 2 (17条、17条の 2)
2 9	傷病年金の支給又は不支給決定	2 2 条の 6 (1 8 条)	1 8 条の 1 3 (1 8 条の 2)
3 0	傷病年金の変更又は不変更決定	2 2 条の 6 (1 8 条の 2)	1 8 条の 1 3 (1 8 条の 3)

番号	保険給付に関する決定	関係法条文	関係施行規則
3 1	介護給付	2 1 条、2 2 条の 7	1 8 条の 1 4 (18条の 3 の 4) 1 8 条の 1 5 (18条の 3 の 5)
3 2	未支給の保険給付の支給又は不支給決定	1 1 条	1 0 条
3 3	障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	6 1 条	附則 3 5 項 附則 3 6 項
3 4	障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	6 2 条	附則 3 7 項 附則 3 8 項
3 5	遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	6 3 条	附則 4 0 項 附則 4 1 項

注 () 内は準用規定

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができるが、この保険給付に関する決定に対し不服のある者、すなわち、審査請求人適格を有する者とは、署長が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者

例 イ 原処分を受けた者

ロ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

ハ 原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者

(2) 審査請求人適格を有しない者

例 イ 給付額が少ないと同情した同僚労働者

ロ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者

ハ 療養の給付としての医療費の査定に不服な指定病院、診療所、薬局

ニ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって、又は、法定代理人を通して審査請求をすることができる（労審法第9条の2第1項）。

(1) 任意代理人

イ 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければな

らない（労審令第4条第4項、第5条第3項）。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状には、審査請求人と代理人との関係及び代理人の職業を記載するように指導すること。また、任意代理人は、審査請求に関する一切の行為を代理することができるが、審査請求の取下げについては、請求人の特別の委任を要する（労審法第9条の2第2項）。

なお、弁護士以外の職業的代行人が代理人としての審査請求を行う事例があるが、これらの者が報酬を得て業として代理人となることは、弁護士法第72条により禁止されている。

弁護士法第72条

弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

ロ 代理人の選任、変更、解任及び追加は、決定が出されるまでの間、いつでも自由に行うことができる。

ハ 同一の審査請求人に複数の代理人が選任されている場合、円滑な審理を図る観点から、連絡や決定書の受領に関し、審査官と代理人双方の間で協議して代表者を定めることが望ましいが、代理人は各自当事者を代理する権限を有していることから、審査官が一方的に代表者を選定することはできない。

(2) 法定代理人等

審査請求人が未成年者である場合には法定代理人により又は法定代理人の同意を得て、準禁治産者である場合には保佐人の同意を得て、禁治産者である場合には後見人によって審査請求を行わせなければならない。

この場合には、審査請求人と代理人との関係を示す戸籍謄本又は抄本その他の文書を提出することが必要である。

(参考) 法定代理人の例、未成年者の場合は親権者（民法第824条）、後見人（同第838条①、第859条）、禁治産者の場合は後見人（同第838条②、第859条）、不在者の場合は財産管理人（同第25条）。

なお、準禁治産者の場合の保佐人は法定代理人ではないので、代理行為を行うときには代理権の授与を要する（(1)参照）。

禁治産者の後見人、未成年者の親権者は独自に第三者の任意代理人を選任することができる。

4 利害関係者

利害関係者は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者をいう（労審法第13条第1項）が、ここにいう利害関係とは、法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動をうける者が利害関係者となる。したがって、同一処分につき審査請求人となり得るものが2人以上いる場合に、そのうち1人から審査請求がな

されたときは、他の者は当然利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ決定の拘束力を及ぼすことにして、同一事件については1つの審査請求手続で処理しようとしたものである。

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け（労審法第13条第1項、審査様式第8号の2）、審査請求につき意見を述べ（同条第2項）、かつ、審理のための処分を申し立てることができる（労審法第15条第1項）等審査請求人に準じて地位を与えられているため、あらためて、同一事件につき別個の審査請求をすることなく、当該審査請求について決定がなされるとその決定の拘束力を受けるものである。

利害関係者は、決定に対して審査請求人が再審査請求をしなくても独立して再審査請求をすることができる。ただし、決定により審査請求人の主張が容認され原処分が取り消された場合に、利害関係者がこの決定に不服である（原処分を維持しようとする）場合には、新たな処分がなされてからこの新たな処分に対する審査請求をすることとなる。

労審法第13条第1項の「利害関係者」は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者とされているが、労災保険制度においては、通常、利害関係のある行政庁は存在せず、その他の第三者のみである。利害関係のあるその他の第三者の範囲は、個々の具体的事件についてそれぞれ定められるべきであるが、おおむね次のような場合が考えられる。

- ① 共同審査請求人となり得る立場にありながら、自らは審査請求をしなかった者

例 イ 遺族補償給付に係る審査請求のときは、同順位の受給権者

ロ 未支給の保険給付に係る審査請求のときは、同順位の請求権者

- ② 審査請求と利害の相反する者で、当該処分の取消によって不利益を被る者

例 遺族補償給付に係る審査請求のときは受給権を争う受給資格者（事実上の婚姻関係を争う内縁の妻等）

審査請求人適格がない場合には、利害関係者とはならない。したがって、労働者が補償給付の全部又は一部を不支給とされたことを不服として審査請求した場合に、病院、診療所、薬局その他療養を担当した者又は当該減額分を支払った事業主は、利害関係者とはならない。

5 審査請求の期間

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない（労審法第8条第1項本文）。

この期間はいわゆる除斥期間であって、時効におけるような中断又は停止は認められない。ただし、審査請求人が正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（同項ただし書）。

- (1) 「原処分のあったことを知った日」

期間計算の起算点となる「原処分のあったことを知った日」とは、審査請求人が原処分に関する通知により原処分のあったことを現実知った日をいうのであって、抽象的な知り得べき日をいうものではない。

しかしながら、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合は、特段の事情がない限りそれが到達した日を原処分のあったことを知った日と解して差支えない。

ただし、原処分に関する通知が普通郵便等でなされ相手方に到達したという証明がない場合に、相手方より処分通知を受領していない、又は監督署長が発送したとする日付けよりも著しく遅い日に受領したとの申立てがなされた場合には、監督署長から請求人に発送され、配達不能により返送された事実がなく、かつ郵便物配達業務に停滞の事実がなかった等の理由のみで通知が到達したと推定すべきではない。

このような場合には、①通知が請求人に到達したことを証する第三者の証言の有無、②原処分に対する不満の意思表示の有無、③審査請求の意思表示の有無等の諸般の事情を検討した上で、請求人が原処分のあったことを知っていたと認めるに足る事情があると判断される場合においては、通知が請求人に到達したと推定するのを相当とすること。

(2) 「正当な理由」

ここにいう「正当な理由」については、単に請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に請求人が如何ともすることができない客観的事情のため審査請求をすることができなかった場合又は請求人が審査請求のためにできる限りの合目的な努力を払ったにもかかわらず審査請求の意思を権限ある機関に対して表明することができなかった場合等期間経過の責を請求人に帰すべきでない判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

例1 審査請求人が文字が読めないことにより、処分通知書の内容を理解できなかったため、法定の期間内に審査請求を行えなかったのは「正当な理由」に該当しない。

例2 審査請求人が地震に被災したため避難している間に審査請求期間が経過した場合は「正当な理由」に該当する。

(3) 「疎明」

正当な理由の有無については「証明」でなく「疎明」で足りることから、審査官がその正当な理由が存在することについて確信にまで達せずとも、一応確からしいと判断できれば正当な理由ありとして取り扱うこととなる。

なお、期間経過後に審査請求があった場合で、期間の徒過について正当な理由があったとの疎明がなされないときは不適法な請求として却下すべきこととなる。

(4) 期間の計算

イ 審査請求期間の計算については、審査請求書の郵送に要した日数は算入されない（労審法第8条第2項）。したがって、郵送の場合には審査請求書は、通常、原処分に関する通知が請求人に到達した日（通知を発送した日に相当の郵送日数を加えた日）の翌日から起算して60日以内に発信していれば問題はなく、発信日については郵便消印により確認する。ただし、投函日と消印の日付とが必ずしも同一月日とは限らないので、審査請求期間を数日超えているような場合には事実の確認が必要である。

なお、審査請求期間の満了日（60日目）が日曜日、その他の祝祭日、閉庁日等の休日に当たるときは、期間は休日の翌日をもって満了することとなる（昭和63年12月28日事務連絡P 参照）。

ロ 同一事案について社会保険の審査請求と労災保険の審査請求が競合してなされた場合

の取扱いは次のとおりとする。

(参考) 労災保険の補償給付を請求したところ、業務外の事由により不支給とされた。そこで労災保険の審査請求を行う代わりに社会保険の給付の請求をしたが、業務上の事由により不支給とされた(さらに社会保険審査官又は同審査会に審査請求をしたが棄却された。)、このため、はじめて労災保険の審査請求を行ったような場合は、社会保険の不支給処分(又は棄却の決定もしくは裁決)のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、その審査請求があれば、請求期間の徒過について正当な理由があるものとして取り扱うものとする。

6 審査請求書の記載事項

労働保険審査請求書(規則様式第1号)の記載内容については、次の点に留意しなければならない。これらの点について不備があるときは、審査官は補正を命じ、もしその欠陥が補正できないものであるときは審査請求を却下しなければならない。

なお、審査請求については、口頭ですることでもある。

その場合には、請求人又は代理人が審査官に対して審査請求書に記載すべき事項を陳述する事が一般的であるが、施行令第5条第2項の規定により、審査官以外でも職務上その陳述を聴取する立場にある職員に対して陳述してもよいものとされる。

また、電話による審査請求は、口頭による請求とみなして聴取書は作成できるが、請求人の記名、押印は必ず補正しなければならない。

(1) 一の欄(審査請求人の住所及び氏名)

審査請求人の氏名及び住所(審査請求書を提出する際の住所)が記載されていること。

なお、労災関係では、通常審査請求人が法人となることはない。

(2) 二の欄(代理人の住所及び氏名)

代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所(審査請求書を提出する際の住所)が記載されていること。

なお、任意代理人の場合には委任状、法定代理人の場合にはその根拠を示す書類が添付されていること。

(3) 三の欄(原処分を受けた者の住所及び氏名)

原処分を受けた者の氏名及び住所が「一の欄」の書き方に準じて記載されていること。

原処分を受けた者と請求人が同一人の場合は「一に同じ」でよい。

(4) 四の欄(被災労働者の氏名)

原処分を受けた者が被災労働者以外の者であるときは、当該災害を受けた労働者の氏名が記載されていること。

例えば、遺族補償給付に関する原処分を受けた者(例えば、妻や子)や葬祭料に関する原処分を受けた者は災害によって死亡した労働者以外の者であり、これらの場合はその死亡労働者の氏名を記載させること。

(5) 五の欄(事業場の所在地及び名称)

原処分の原因となった災害を被った被災労働者が災害発生当時使用されていた事業場の所在地及び名称を記載されていること。

(6) 六の欄（審査請求人と被災労働者との関係）

審査請求人が、被災労働者本人でない場合にだけ審査請求人とその労働者との関係が明確になるように（例えば「妻」、「長男」）記載されていること。

原処分に係る労働者と審査請求人が同一人である場合には記載する必要はない。

(7) 七の欄（原処分をした労働基準監督署長名）

原処分をした署長名を書くのであるが「〇〇労働基準監督署長」と記載されていればよく、署長の氏名まで記載されている必要はない。

(8) 八の欄（原処分のあったことを知った年月日）

原処分を知らされた年月日（署から支給又は不支給等の「決定通知書」が送達された年月日）が記載されていること。

(9) 九の欄（審査請求の趣旨）

審査請求の趣旨というのは、審査請求人の主張の結論となる部分で、審査の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨が記載されていること。

審査官が審査の対象とするのは、審査請求の趣旨で取消を求めている原処分についてのみであり、それ以外の処分には及ばないので審査請求の趣旨については特に注意を要する。

記載例(イ) 平成〇年〇月〇日付で△△労働基準監督署長が審査請求人に対してなした障害補償給付不支給決定の処分を取り消す旨の決定を求める。」

(ロ) 「平成〇年〇月〇日付で△△労働基準監督署長が審査請求人になした労働者下山太郎に係る遺族補償給付及び葬祭料は支給しない旨の原処分を取り消すとの決定を求める。」

(10) 十の欄（審査請求の理由）

審査請求の理由には、なぜ署長の原処分は取り消されるべきであるかの理由が具体的に記載されていること。

記載例 平成〇年〇月〇日、坑内作業中落盤によって左大腿骨を骨折し、同骨折部位のゆがが不完全なまま平成〇年〇月〇日治癒したが、以前のように重量物を持ち上げる等の仕事もできず、疼痛が甚だしく、膝関節の運動が十分にできないために、現在は軽作業の職種に転換している。このため、障害補償請求をしたところ、〇〇労働基準監督署長は、残存障害は軽微であるとして不支給の決定をしたが、私の障害は第12級の7「一下肢の三大関節中の一関節に障害を残すもの」又は第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると考えるので原処分を取り消すとの決定を求める。

(11) 十一の欄（原処分をした労働基準監督署長の教示）

原処分庁が、審査請求をすることができる旨の教示を行ったか否かが記載されていること。

なお、教示がなされている場合はその内容を書くこと。

(12) 十二の欄（証拠）

イ 十の欄の審査請求の理由で述べた事実の存否を立証するための証拠が記載されていること。この場合その証拠を審査請求人が提出することができるものであるときは、この

審査請求書に添えて提出させること。

記載例① 平成○年○月○日○○病院撮影のX線写真△葉(別添)

② 平成○年○月○日○○病院△△医師の症状所見書(別添)

③ 平成○年○月○日付の職種配置転換についての事業主の証明書(別添)

□ 審査請求人の記載した証拠が審査請求人の提出することができないものであり、労審法第15条の審理のための処分の申立てを必要とする場合は、その処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由が記載されていること。

すなわち、

(イ) 参考人の審問又は意見若しくは報告を徴する旨の申立てについては、その参考人の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

○○○(○○県○○市○○町○○番地居住)に対する審問

② 申立ての趣旨及び理由

○○○は審査請求人の災害発生状況を確認しており、審査請求人の災害は業務上であることを立証するため。

(ロ) 文書その他の物件の提出命令又は留置の申立てについては、その物件の表示、その所有者、所持者若しくは保管者の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

○○株式会社(○○県○○市○○町○○番地所在)に対し同社所有の被災者○○○に係る平成○年○月から同年○月までの間のタイムカードの提出命令

② 申立ての趣旨及び理由

被災者は恒常的な時間外労働に従事していたものであり、被災者の死亡は過重負荷による業務上のものであることを立証するため。

(ハ) 鑑定の申立てについては、その鑑定の対象の表示並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

被災者○○○の「肺がん」による死亡について○○大学医学部○○○教授による死亡原因の医学的鑑定

② 申立ての趣旨及び理由

被災者○○○は、タールの長期ばく露により「肺がん」を発症し死亡したものであることを立証するため。

(ニ) 関係場所への立入り、関係者に対する質問及び物件の検査の申立てについては、立入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従業員その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類、その他の物件の表示並びにその申立ての趣旨及び理由等が記載されていること。

記載例 ① 処分の内容

○○印刷株式会社(○○県○○市○○番地所在)第3印刷ラインの有機溶剤槽についての立入検査

② 申立ての趣旨及び理由

審査請求人は、業務に従事中、有機溶剤中毒に罹患したものであるので、印刷ラインの有機溶剤槽が開放された状態となっていることを明らかにするため

ハ 請求人が一つの理由によって審理のために二つ以上の処分を申立てる場合には、その各々の処分について別個に申立ての理由を書く必要はなく、まず処分の内容を列記して、その後まとめてそれらの申立ての趣旨及び理由を記載させてもよい。

⑬ 年月日、審査請求人氏名及び⑩の欄

審査請求人が審査請求書を提出する日の年月日（郵送の場合は投函する日）であり、このことは審査請求期間の算定に重要なことであるから正確に記載されていること。

代理人によって審査請求するときは、代理人の住所及び氏名を書き、代理人の印を押せばよい。

⑭ その他

この審査請求書に書ききれないときは、「別紙（１、２、３……）のとおり」のように余白に記入させ、別紙に書いて審査請求書に添付させること。

V 再審査請求手続

審査会に対する再審査請求は、審査官の決定に不服がある場合は決定書の送付を受けた日の翌日から起算して60日以内又は審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合に行うことができる。

- (1) 再審査請求をすることができる者は、審査官の決定に不服のある者であり、その相手方は、原処分をした署長である（労審法第38条第3項）。

原処分庁は、審査官の決定に不服があっても再審査請求権をもたない。

請求人が審査請求の結果原処分の取消決定を受け、再度原処分を受けたがこれにもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、もう一度審査官の決定を経なければならない。これは審査請求の対象となる処分が前回のものと異なるためである。

また、審査官の決定が原処分の取消しであって、その決定理由についてなお不満がある場合でも再審査請求はできない。これは、再審査請求の対象は審査官の決定ではなく、あくまでも原処分であることから審査官の取消決定によって原処分が存在しなくなり、再審査請求の対象がなくなるからである。

なお、審査請求の審理において、例えば、請求人の申立てがあるにもかかわらず、意見を述べる機会を与えないで決定したもの等審査官の決定に固有の瑕疵があるものについては当該審査官の決定それ自体の取消しを求める再審査請求が可能である。

- (2) 再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官を経由してすることができる。決定を経ない再審査請求をしようとする場合は、審査請求をした審査官を経由しても行うことができる。（労審令第23条）。

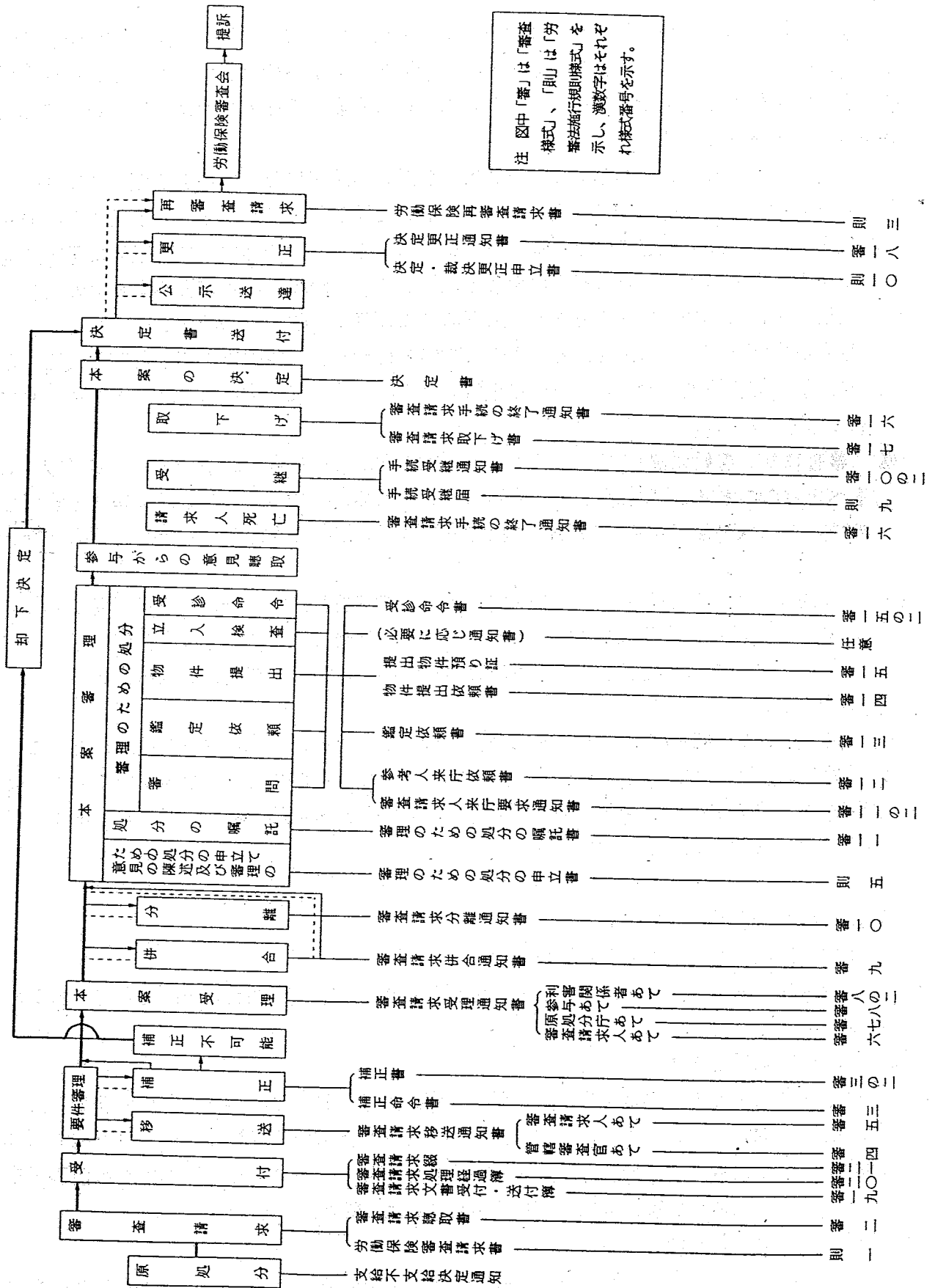
再審査請求は、審査請求とは異なり、口頭では行うことができず、文書により行わなければならない（労審法第39条）。

なお、労働保険再審査請求書の様式として規則様式第3号が示されている。

第 2 部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務処理の流れ

事務処理の流れを図示すると、おおむね次のとおりである。



（様式番号）

Ⅱ 執務の基本的態度

1 基本的態度

労災保険給付に係る審査請求制度においては、前述したとおり、労災保険給付に関する処分は大量に行われること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、行政内部に特別の紛争処理機関を設け、訴訟に至る前に公正な立場から簡易な手続で速やかに審理を進めることとされている。

とりわけ、第1審である審査官については、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない旨が労審法第4条に明文で規定されていること及び平成8年の労災法改正により審査請求後3か月以内に審査官の決定がない場合には請求人は決定を経ずして審査会に再審査請求ができることとされたこと（労災法第35条第2項）にかんがみ、審査請求事案のより一層の公正・迅速な処理に努めるとともに以下の点に留意して事務を進めることとする。

- (1) 審査請求制度の本旨にかんがみ、迅速に事務を処理し、審査請求人の不安定な状態から生ずる不利益の解消に努めなければならない。このため、関係する法令及び通達に精通するよう心がけること。
- (2) 審査官が、各局に置かれているのは審査請求制度が労災補償行政の一環として運営されるべきものであるからであり、この限りにおいて当然に各局管理者の進行管理に服するものであることを認識し、行政ラインの協力を得つつ事務処理が遅滞なく行うようにすること。
- (3) 審査請求の審理に当たっては、審査請求人、原処分をした行政庁、利害関係者及び参与の申立て、説明及び意見並びに証拠について十分に審理し、確信をもって決定を行うこと。この場合において労働者及び使用者を代表する参与のいずれの意見にも偏ることなく、公正な立場を保つこと。
- (4) 審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して懇切で誠意のある態度をとること。
- (5) 審査官の判断は決定書においてのみ示すことができるものであり、決定を行う前に、審査請求人、利害関係者、参与その他関係者について判断の結論等について言及することは厳につつまなければならないこと。

2 審査請求事務の基本方針

(1) 3か月以内処理を目標とした迅速処理

審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めることとする。

(2) 事案の計画的な処理

受理後3か月以内の処理を目標に、平成8年3月29日付け基発第183号の1「労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理に係る対策要綱の策定について」の別添「標準処理計画」を参考にして事案ごとの処理計画を作成し、これにより、計画的な事務処理を行う。なお、複数の事案が係属している場合には、併行処理を行う。

(3) 事案の効率的な処理

争点整理により、原処分庁の行った調査との重複を避け、決定を行う上で真に必要な事

項についてのみ調査を行うこととするとともに、判断に必要な範囲内の資料を収集する。

(4) 適正な職権の行使

審査業務に当たっては、積極的な庁外活動を行う等能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって可能な限り手待ち時間をなくすよう努めることとする。

(5) 適切な要件審理

効率的な審理を行うためには、審査請求の趣旨及び理由の特定が不可欠であることから、審査請求の受理に当たっては、審査請求の趣旨はもちろんのこと、審査請求の理由についても、必要な事項が記載されているかどうか要件審理を確実にすることとする。

(6) 指導解決

審査請求が法律の誤解に基づいてなされたり、原処分の処分理由が理解できず単に教示に従ってなされた場合等処分理由が十分に説明されれば不服申立てがなされることはないと考えられる事案については、請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、必要に応じ指導解決を試みることにする。

標準処理計画

	各段階における目標とする処理期間
① 審査請求受理	2週間
② 原処分庁意見書依頼	
③ 請求人から説明聴取	
④ 原処分庁意見書受理	
⑤ 争点整理 決定書骨子作成	7週間
⑥ 請求人聴取 事実認定調査	
⑦ 医証の収集	
⑧ 参与会資料作成	3週間
⑨ 参与会資料送付	
⑩ 参与会開催	
⑪ 決定書作成	
計	3か月

3 留意事項

- (1) 決定の遅延が請求人等から指摘された場合には、審査請求人に遅延の理由を説明し、納得を得るようにすること。
- (2) 社会保険関係官署その他職務上関係が深い行政庁と連絡を密にすることが重要であるが、特に、事件が社会保険と関連があると認めたときは、審査請求人に不当な結果を及ぼさないように、社会保険関係官署と意見の調整を図ること。この場合において、意見の調整が困難であるときは、局を通じて本省に指示を求めること（昭和30年6月9日基発第359号、P193参照）。
- (3) 特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するものである（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2か月目以降の分については時効は中断せず2年で時効が完成する）、審査請求人に対し、これらの制度について説明すると共に、審査様式第6号の2により指導を行うこと。
- (4) 審査官は、その職務上知ることのできた秘密をもらさないよう特に注意すること。その職を退いた後であっても同様であること（国家公務員法第100条）。
- (5) 審査官は、労審法に基づく審理を尽くした上で、迅速に決定をなすことを使命とするものであることから、請求人を支援する団体等からの陳情には応じてはならない。
これらの陳情には局が当該局全体の問題として組織的に対応すべきである。

Ⅲ 審査請求事務の開始

1 審査請求の申立て

審査請求は、文書又は口頭で、管轄審査官（原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官）に対して行わせるものとする（労審法第7条第1項、第9条）。この場合、審査請求は原処分庁又は審査請求人の住所を管轄する署長を経由して行わせることができる（労審令第3条第1項）。

2 審査請求の受付

(1) 文書による審査請求

文書による審査請求は、審査請求書（規則様式第1号）に必要な事項（「審査請求書の記載事項」P18参照）を記入し、記名押印して提出させること。

(2) 口頭による審査請求

口頭の審査請求は、審査請求に必要な事項を審査官（原処分庁又は審査請求人の住所を管轄する署長を経由する場合は、当該署長又は当該署長があらかじめ指名した職員）に対して陳述させることとなる。

審査官等は、この陳述について審査請求聴取書（審査様式第2号）に基づき聴取書を作成しなければならない（労審令第5条）。

(3) 受付の事務処理

審査官は、審査請求を受け付けたときは、「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第19号）に所定事項を記入し、「審査請求処理経過簿」（審査様式第20号）及び「審査請求綴」（審査様式第21号の表紙を用いる。）を作成するが、この処理は労審法第13条にいう「受理」ではないので、この時点では、受理通知は行わない（「受理」の意義については後述(5)参照。）。

なお、上記事務処理と合わせて、審査の迅速化を図るため、原処分庁に対し「審査資料提出要求書」（審査様式第5号の2）をファクシミリで送付し、「審査請求資料提出書」（審査様式第5号の3）に調査結果復命書（最終的なものに限る。）を添付したものの提出をファクシミリにより送付するよう命じること。

審査様式第19号

審査請求文書 受付簿
送付

受付・送付 番 号	受付・送付 年 月 日	件 名	差 出 人 受 取 人	決定・移送 年 月 日	責任者 印
〇〇〇	平成〇. 〇. 〇	〇〇〇〇に係る休業補償給付不支給処分取消 審査請求事件	〇〇 〇〇		印

(4) 意図不明の請求の処理

所定の様式による審査請求ではなく、手紙又ははがき等に差出人の使命、住所及び不服事項等（ときには処分庁に対する単なる不満、中傷等）を記載した文書が審査官、原処分庁等に提出される場合があるが、このような場合には、早急に当該文書提出者に対し、審査請求制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認することが必要である。

この結果、これらの者に審査請求の意思があると認められる場合には、審査官、原処分庁等は、審査請求人に対して審査請求の手続について説明を行う必要があるが、単なる不満や労災保険制度の誤解に基づくものであれば、原処分の理由や制度の内容を説明して審査請求に至らないよう指導するとともに、これらの処理経過について処理経過簿に記録しておくこと。

(5) 受付と受理の関係

請求類似行為中、単なる苦情・陳情等に対する対処は、指導・返却等によりなされる。しかし、請求行為としての要件を若干欠いていても審査請求の意思が明確なものは、「不適法な請求」として受け付けなければならない。この受付時点をもって「審査請求をした」こととなる。

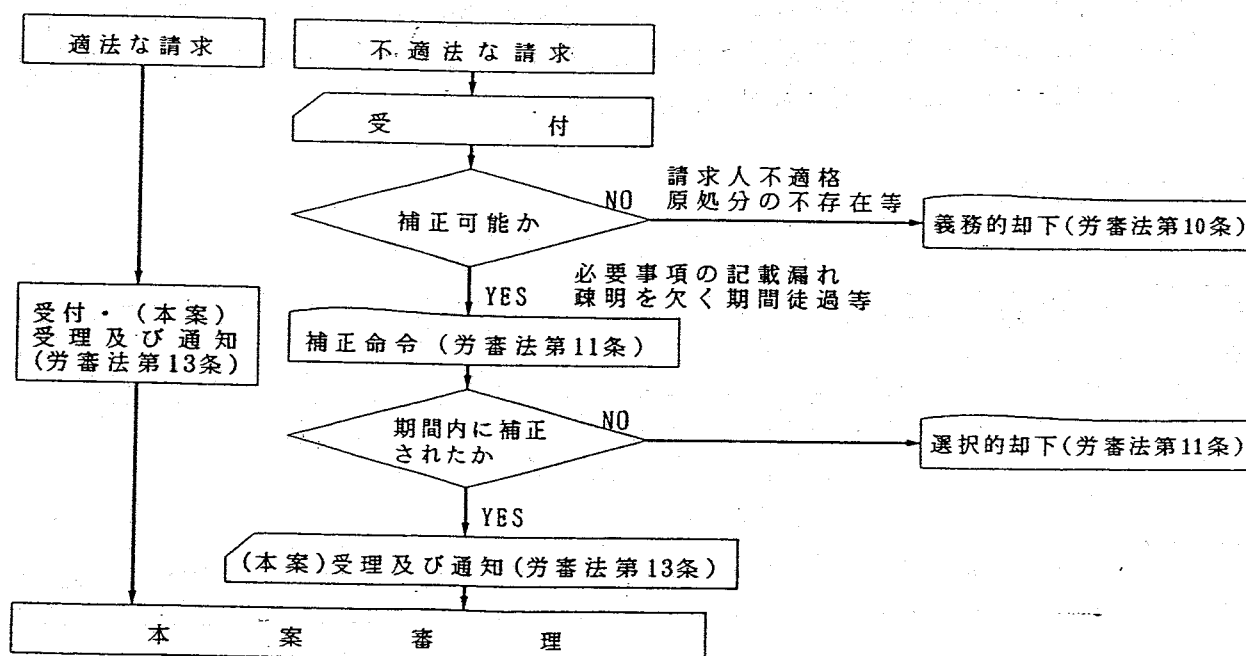
なお、審査請求事案に係る目標とする処理期間（3か月以内）は、受付時ではなく、当該審査請求が適法なものとして受理された時点から起算されるものである。

しかしながら、審査請求が労審法に定める要件に合致せず、受理されない場合でも、請求人が不安定な立場に置かれる状態が長期化することは決して好ましいことではない。

したがって、窓口で審査請求書につき、遅滞なく後述Ⅳの要件審査を行い、速やかに補正命令、却下、受理等の処分を行うこと。

また、受付がなされたもののうち、本案審査の対象とすべきことを決定することを（本案）受理（労審法第13条）という。

（審査請求受理の流れ）



3 指導解決

(1) 受付時における指導

審査請求が法律の誤解に基づくものや、原処分の処分理由について理解できず単に教示に従って審査請求がなされた事案等処分理由が十分説明されれば不服申立てがなされることはないと考えられる事案については、審査官による原処分理由の説明等を適切かつ丁寧に行い、積極的に審査請求の取下げによる指導解決を試みる必要がある。

しながら、事件の解決を急ぐあまりに、審査請求を抑圧したり、取下げを強要するようなことがあってはならないことに留意すべきである。

(2) 審理中における指導

審査請求の趣旨が原処分と異なる場合（例えば障害補償給付の支給処分に関して治癒認定を争う場合や、通勤災害の請求・処分に関して業務災害を主張する場合等）には、労災保険制度等を説明し、新たに請求人の主張する保険給付の請求を行わせ、当該審査請求を取下げさせる等必要な指導を行うこと。

4 移 送

審査官は審査請求が管轄違いであると認めるときは、受付の処理を行った後、職権で当該審査請求を管轄審査官に移送通知書（審査様式第4号）により移送しなければならない（労審法第12条）。

審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を文書（移送通知書（審査様式第5号））で審査請求人に通知しなければならない（労審法第12条、労審令第6条）。

事件が移送されたときは、はじめから移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなされる（労審法第12条第2項）。

なお、事件を移送する際は、審査請求書の写を作成し、当分の間、保存しておくことが望ましい。

〔審査請求移送通知書（管轄審査官あて）〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日本職が受け付けた下記事件は、下記理由により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定により貴職に移送します。

記

1 事件の表示

○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 移送の理由

○○局○○労働基準監督署長の決定に係る処分であるため

3 添付書類

なし

〔審査請求移送通知書（審査請求人あて）〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○○○殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○○○印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付貴殿の審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定により○○労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡して下さい。

記

○○労働者災害補償保険審査官

○○県○○市○○1-2-1

○○労働基準局

電話 ○○-○○○-○○○○

Ⅳ 要 件 審 理

1 適法要件

審査官は、審査請求受付の事務処理を行ったのち、書面審理により、その審査請求が適法なものであるかどうかを審理し、その審査請求を本案審理するか否かを決定しなければならない。

なお、本案審理を要しないと判断されるものについても、その決定に当たっては、書面審理のみによることなく原処分庁から資料等の提出を求める等必要な事項を確認の上決定すること。例えば、審査請求書に記載された「原処分のあったことを知った年月日」からみて、明らかに審査請求期間を徒過していると判断される場合であっても、誤記等の可能性も考えられることから、審査請求人の疎明を求める前に、原処分庁に対し処分年月日を確認すること。

審査請求が適法であるためには、形式的、実体的両面について、次のような条件を満たすことが必要である。

(1) 形式的要件

イ 審査請求の方式が適法なものであること。

文書による審査請求の場合には、審査請求書に必要記載事項がすべて記載されており、審査請求人の記名押印があること。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人が労審令第4条第1項及び第2項に掲げる事項についてすべて陳述し、聴取書（審査様式第2号）に審査官、署長又はそのあらかじめ指名する職員とともに審査請求人の記名押印があること。

なお、審査請求書の様式が規則様式第1号と異なるものであっても、必要記載事項が具備されているものについては、これをもって審査請求書として取り扱って差し支えないものである。

また、電話による審査請求は、口頭によるものとみなして、聴取書は作成できるが、請求人の記名、押印は必ずしなければならない。

ロ 審査請求が審査請求期間内になされたものであること。

審査請求が審査請求期間経過後になされている場合には、期間内に正当な理由により審査請求をすることができなかったことについて疎明のあること。

なお、原処分庁が誤って法定期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がなされたときは、法定の審査請求期間内になされたものとみなされる（行審法第19条）。

ハ 管轄権を有する審査官に審査請求がなされていること。

なお、原処分庁が、教示をしなかった場合において、原処分庁又はその他の行政庁を経て管轄審査官が送付を受けたときも、最初に当該審査請求書を原処分庁又はその他の行政庁が受けた時に管轄審査官に審査請求がなされたものとみなされる（行審法第58条）。

(2) 実体的要件

イ 審査請求の対象となる行政処分があること。

審査請求の対象となる行政処分は、労災法第35条に示された行政処分に限られるから、それ以外の決定行為、例えば、労災就学援護費の不支給通知について審査請求がなされた場合は、その審査請求は不適法である。

- ロ 行政処分の違法又は不当であることを主張し、その取消しを求めるものであること。
- ハ 審査請求をする利益を有する者によって審査請求されたものであること。

審査請求をなし得る者は、原処分について法律上の利害関係を有する者（「審査請求人」P14参照）に限られる。

- (3) ① 特定の処分について既に一度審査官の決定を経た場合（一事不再理）
- ② 審理中の処分と同一の処分について同一人から再度審査請求があった場合
- ③ 当該原処分が既に取り消されている場合

等は審査請求の利益は存しない。

2 不適法な審査請求と却下決定

適法の要件を欠く審査請求のうち、その欠陥が補正できないもの（原処分の不存在、審査請求人不適格等）であるときは、その審査請求は受理せず（本案審理に入ることなく）決定をもって却下しなければならない（労審法第10条）。

（決定書の記載方法については、「決定書の作成」P85参照）

なお、却下の決定を行うに際しては、審査請求受理前の段階であるので、参与から意見を徴することは必要ではない。

審査請求書の記載内容についての不備については、一般に「補正することができる欠陥」であり、不備があるときは却下を行うことなく、補正を命ずることとなる。

3 補正命令

審査請求が不適法であって、その欠陥を補正することができるときは、審査官は、相当の期間（当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされるおおむね2週間程度の期間）を定めて、請求人に対して補正すべきことを命じなければならない（労審法第11条第1項）。補正は「補正命令書」（審査様式第3号）をもって命じ、補正書（審査様式第3号の2）に記載させること。

なお、誤字、脱字、その他審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる等軽微な欠陥については、補正を命ずる必要はない（労審法第11条第1項ただし書）。

また、正当な事由がなく期限内に請求人が補正しないときであって、審査請求の趣旨が不明であるものについては、請求人に対し補正命令督促状（審査様式第3号の3）をもって督促した後、補正がなされない場合に却下することとする。

「補正することができる欠陥」とは、次のようなものをいう。

① 請求書の必要的記載事項に漏れがあるもの

弁護士等代理人が選任されている場合に、審査請求の理由の欄に「追って提出する」としか記載されていないものがあるが、このようなときには、不適法な審査請求として受理することなく、補正を命じること。

② 請求期間経過後の審査請求であって、正当な理由によって期間内に審査請求できなかった

たことを疎明する必要があるにもかかわらず、その疎明のないもの

正当な理由については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に請求人が如何ともすることができなかった場合等、期間徒過の責を請求人に帰すべきではないと判断される事情が存する場合に限り認められることに留意し、請求期間徒過の理由を確認した上、必要な場合に補正を命じること。

③ 代理人の資格を証明する文書の不備なもの

任意代理人については委任状、法定代理人については戸籍謄本又は抄本等の文書が必要である。

〔補 正 命 令 書〕

○基審発第 ○○ 号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の補正について

平成 年 月 日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について不備がありますので、同封の補正書をもって補正のうえ、平成 年 月 日までに本職に提出して下さい。

なお、正当な事由なく期限内に補正しないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定により貴殿の審査請求は却下されることがありますので御注意下さい。

記

補正を要する事項

例：審査請求の趣旨に「私はまだ治ゆしていないのに、休業補償を支払ってもらえないのは不服です。治ゆの認定を取り消してください。」とありますが、治ゆの認定の当否については審査請求の対象とはなりません。休業補償給付不支給決定を取り消してもらいたいとの趣旨であれば、そのように補正してください。

〔 補 正 書 〕

補 正 書

平成 年 月 日提出した労働保険審査請求（〇〇基審収第〇〇号）について、下記のとおり補正します。

平成 年 月 日

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人

氏名 〇 〇 〇 〇 印

（法人のときは、その名称及び代表者の氏名）

〇〇労働者災害補償保険審査官 〇 〇 〇 〇 殿

記

例：平成 年 月 日に請求した休業補償給付請求書（平成 年9月1日～9月30日）について、平成 年 月 日付け不支給決定通知を受けましたが、同処分の取消しを求めます。

補正を命じられた審査請求人が、所定の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもってその審査請求を却下することができるが（労審法第11条第2項）、この場合でも、期間経過後、指導、督促等を十分に行った後却下すべきである。この場合、指導、督促等の経過及び内容を記録し、保存すること。

この場合、督促にあたっては「補正命令督促状」をもって、行うこと。

〔補正命令督促状〕

○基審発第 ○○ 号の2

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求人の補正の督促について

平成 年 月 日 基審発第○○号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておられませんので、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な事由なく督促期間内に補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定により貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、御注意願います。

記

補正を要する事項

○ ○ ○ ○ ○ ○ (補正命令書に同じ)

V 本 案 審 理

1 審理の原則

(1) 審理の方法

審理の方法については労審法上には具体的な定めはないが、一般的には口頭審理と書面審理の二つがある。審査官は、審査請求人の申立てがあったときは審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の2）から、審査請求人の口頭による意見の陳述ができないようなやむを得ないような場合を除き、なるべく書面審理を避け、口頭で意見を述べる機会を与えた上で聴取を行うとともに聴取書を作成するようにしなければならない。

審査請求人の「口頭で意見を述べる機会」は審査請求人の申立てによって与えられるものであるが、申立てがあるのに審査官が口頭で意見を述べる機会を全く与えないで決定すれば、再審査の段階で当該決定は違法な決定として取り消されることとなろう（判例では、審査官が審査手続において審査請求人から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法であり、決定手続には重大な瑕疵があるとして取り消されている。P269参照）。

(2) 請求人からの意見の聴取

イ 請求人に対する通知

請求人から意見を徴取する場合においては、まず電話で日程調整を行い、日程を固めてから、請求人に対して配達証明付きで「審査請求人来庁要求通知書」（審査様式第11号の2）を送付し、来庁を求めること。

意見徴取を行う場所は、原則的には審査官の置かれている局とするが、請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取することができる日程が短縮できるか否か等を勘案し、必要に応じ請求人の利便を考慮し、最寄りの局又は監督署等で行うことにも配慮すること。

なお、労審法第15条に基づく審問等の処分を行うにあたって通知の際には、正当な理由がなく審査官の来庁要請に応じない場合には、審査官はその審査請求を棄却し、又は請求人の意見を採用しないことができる旨をあらかじめ説明しておくこととする。

ただし、審理にあたって請求人の説明を求めることが義務付けられている（労審令第11条）ことから、請求人に対して簡易書留郵便で来庁を要請し、その経過を処理経過簿に記載するが、請求人が来庁要求に応じない場合には、請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、電話で応じない理由等を聴取し、電話聴取書の形で記録を残しておくこと。

ロ 聴取に当たってのポイント

① 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから、各種保険給付の請求状況、不支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分的一方のみが記載されている場合（例え

ば、休業補償給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されている場合) にあっては、請求人の真意を確認し、他の処分についても審査請求の意思がある旨を申し立てたときには、別個の処分として新たな審査請求書の提出を行わなければならないこと等について請求人に対して説明するとともに、後続請求について審査様式第6号の2により指導を行うこと。

審査様式第6号の2

〔保険給付請求権の時効に関するお知らせ〕

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇 〇 〇 〇 印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成 年 月 日に〇〇労働基準監督署長に対して、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に係る〇〇(補償)給付の請求を行い、〇〇労働基準監督署長が平成 年 月 日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する〇〇(補償)給付の平成 年 月 日以降における間に係る請求権については、平成 年 月 日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

② 審査請求の理由

請求人の不服とする理由を、認定基準等に沿って必要な範囲で聴取すること。

また、請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるか等参考となる事項も併せて聴取しておくこと。

審査請求の趣旨・理由等の聴取記録の例

聴 取 書

住 所 A県B市C町〇丁目〇〇番地〇号

職 業 〇〇業

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日（〇〇歳）

平成〇年〇月〇日〇〇労働基準監督署において、本職は上記の者より次のとおり聴取した。

第1 審査請求の趣旨について

- 1 私は、平成〇年〇月〇日、工作中に腰を痛め、その治療を受けるため、平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで会社を休んでおります。
- 2 私は、平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日分の休業補償給付の請求を平成〇年〇月〇日に〇〇監督署長に行いましたが、平成〇年〇月〇日付けで不支給となりました。平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日分の療養補償給付の請求についても、平成〇年〇月〇日に監督署長に行いましたが、平成〇年〇月〇日付けで不支給となりました。
- 3 私を取り消してほしいのは、今お話ししました平成〇年〇月〇日付けで不支給となった休業補償給付と平成〇年〇月〇日付けで不支給となった療養補償給付の両方の処分です。

審査請求書には、休業補償給付の分しか書いておりませんが、療養補償給付についても後から審査請求をしたいと思います。

- 4 〇〇監督署長には、今お話しした1回目のものしか請求しておりません。

1回目の請求書に書いてある期間以降も治療を受けるため、会社を休んでいます。

具体的には、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで休んでおりますが、監督署長には請求しておりません。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

第2 審査請求の理由

- 1 私は、平成〇年〇月〇日、工作中に腰を痛め、その治療を受けるため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで会社を休んでおります。
- 2 監督署は、腰痛は作業の態様等から業務上のものとは認められないと説明していま

すが、納得いきません。

私は〇〇会社に平成〇年〇月〇日に入社してから、腰を痛めた平成〇年〇月〇日までずっと荷物の受渡しの仕事を1日中していました。

荷物はひとつひとつはそれほど重くありませんが、1日中ずっと立ったままで仕事していると、仕事が終わる頃には腰が痛くなり足がだるくなります。

今まで健康だったのに、この会社に勤めたら腰がおかしくなったのだから、立派な労災ではないでしょうか。

第3 意見等

問 荷物の重さ、大きさ、取扱量などについて詳しく教えてください。

荷物の大きさは、大きく分けて3種類です。

大きいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm、重さ〇〇kgくらい。

中くらいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm、重さ〇〇kgくらい。

小さいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cm、重さ〇〇kgくらい。

会社の取扱規定を見ていただければ、正確なところがわかると思います。

1日に取り扱う量はそれぞれ〇個、〇個、〇個位です。正確な取扱量は伝票をみればわかるはずですので、調べていただければと思います。

問 荷物を取り扱う時の姿勢はどのようなものですか。

普通は立っているだけですが、規格に合わない荷物が来た場合などには、中腰でやらなければならない時もあります。

規格に合わない荷物が来るのは、1日に〇回〇〇個程度です。

3 平成〇年〇月〇日に私が腰を痛めた日は、腰に物が当たったりするような特に変わったところはありませんでした。

審査請求人 〇〇 〇〇 印

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

同前日

〇〇労働者災害補償保険審査官

労働事務官 〇〇 〇〇 印

(3) 審査処理計画の策定

審査官は、審理を行うに際しては、審理を適切かつ迅速に処理する必要があるので、受理後速やかに標準処理計画を参考にして事案ごとに審査処理計画を策定し、これを念頭に審問・鑑定依頼・参与会開催等の計画的処理に努めるものとする。

なお、処理計画の策定に先だって、あらかじめ審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分庁の処分理由を整理し、事案の事実及び争点を明確にして今後必要とする審理のための処分の内容及び実施時期や決定書の作成時期等を具体的に定めた処理計画を策定すること。

審査処理計画の例

年 月 日 (予 定)	審 理 等 実 施 項 目	確認事項等	備 考
9. 10	1 審査請求受付、受理、受理通知発送		
	2 原処分庁等意見書依頼		
	3 原処分庁復命書到着		
9. 中	4 請求人聴取		
	5 原処分庁意見書受理、同資料受理		
9. 下	6 争点整理		
10. 上	7 請求人聴取		
	事実調査		
	事案の概要作成		
	鑑定依頼		
11. 中	8 決定書案作成⇒参与会資料作成		
	9 参与会資料送付		
11. 下	10 参与会開催		
12. 上	11 決定書作成・送付		

(注) 確認事項等の欄は、後述の争点整理等の結果、必要な事項を記入する。

なお、上記処理計画を策定するに当たっては、標準処理計画に基づくことはもちろん、4～5件程度の併行処理を行う必要があることから、各事案が円滑に処理し得るように配慮すること。

作業日程表の例

(平成〇年〇月〇日)

作業日程 審査請求人	1	2	3		10		31
〇〇〇〇	請求人説明聴取						
〇〇〇〇	争点整理						
〇〇〇〇	鑑定依頼						
〇〇〇〇	決定書案作成						
〇〇〇〇	決定書作成・送付						

2 審査請求の受理

「受理」とは、審査請求を受付けた後、要件審理において適法と認め、本案審理すべきものと判断する行為をいい、「受付」手続とは区別される。

(1) 受理通知の送付

審査官は、審査請求を受理したときは、次の者に受理通知書を通知しなければならない（労審法第13条第1項、労審令第7条）。

イ 審査請求人（審査様式第6号）

ロ 原処分庁（審査様式第7号）

ハ 参与及び利害関係者（審査様式第8号、第8号の2）

なお、審査請求人に対する受理通知は、労審法第13条に規定されていないが、審査請求人に対し念のため受理を知らせるとともに、居所変更についても連絡させ、審理を円滑に行うためのものである。

(2) 受理通知の記載内容

イ 原処分庁に対しては、審査様式第7号をもって受理通知を行い2週間以内の提出期限を付して、その期限内に事案についての意見書を必ず提出するように通知すること。

ロ 参与及び利害関係者に対しては、審査様式第8号及び第8号の2により受理通知を行うこと。

〔審査請求受理通知書（審査請求人あて）〕

○基審発第 ○○ 号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の受理について

本職は、平成 年 月 日付けで貴殿の審査請求を受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることとなりますが、貴殿から意見書を提出することもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてご連絡下さい。

〔審査請求受理通知書（原処分庁あて）〕

○基審発第○○○号

平成○年○月○日

○○労働基準監督署長 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたから、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

ついては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定により、本件に関する貴殿の意見書を平成 年 月 日までに本職あて提出されたい。

記

1 事件の表示

○○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

〔審査請求受理通知書（参与あて）〕

○基審発第 号

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

なお、本件に関して意見の陳述ができますが、これについては別途通知します。

記

1 事件の表示

○○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書-(写) のとおり

審査様式第8号の2

〔審査請求受理通知書（利害関係者あて）〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○○○殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○○○印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

なお、本件に関して意見を述べるができますので、その場合は平成 年 月 日までに本職まで申し出て下さい。

記

1 事件の表示

○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

(3) 時効に係る指導

特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するものである（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2か月目以降の分については時効は中断せず2年で時効が完成する）、審査請求人に対し、これらの制度について説明すると共に、審査様式第6号の2により指導を行うこと。

〔保険給付請求権の時効に関するお知らせ〕

○基 審 発 第 ○ ○ 号

平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成 年 月 日に○○労働基準監督署長に対して、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に係る○○（補償）給付の請求を行い、○○労働基準監督署長が平成 年 月 日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する○○（補償）給付の平成 年 月 日以降における間に係る請求権については、平成 年 月 日以降それぞれ時効が到来しますので御注意ください。

3 審査請求の受継

(1) 承継人の範囲

イ 審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が審査請求の手続を受け継ぐものとする（労審法第17条）。

「審査請求の決定前に」とは、審査官が審査請求を受け付けてから労審法第20条の規定による審査の決定の効力が発生するまでの期間をいう。

この場合の承継人は、必ずしも相続人をさすものでなく、原処分取消により法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第37条の「相続人その他法令に

より審査請求の処分に係る権利を承継した者」と同様に解される。

ロ 労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定まらず、保険給付の種類より次のようになる。

(イ) 遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

○ 審査請求人が被災労働者自身である場合

承継人は、① 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

② ①が存在しないときは、審査請求人（被災者）の相続人の順位となる。

○ 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

承継人は、① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しないときは、審査請求人の相続人の順位となる。

(ロ) 遺族補償給付又は遺族給付に係る審査請求

○ 審査請求人が遺族補償年金又は遺族年金を請求した者である場合

承継人は、① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の同順位にある者

② ①が存在しないときは、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者

③ ①及び②が存在しないときは、審査請求人の相続人

○ 審査請求人が遺族補償一時金又は遺族一時金を請求した者である場合承継人は、審査請求人の相続人

(2) 受継の手續

イ 審査請求人の死亡により、審査請求の手續を受け継ぐ者には審査官に「手續受継届」（規則様式第9号）を提出させるか又は口頭で次の事項を陳述させなければならない（労審令第15条第1項及び第2項）。

① 事件の表示

② 受継の理由

③ 受継の年月日

④ 承継人の氏名及び住所

この場合審査請求の手續を受け継ぐ者は、死亡による権利の承継の事実を証する書面（戸籍謄本等）を提出しなければならない（労審令第15条第3項）。

審査官は審査請求の手續が受け継がれたときは、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に通知しなければならない（労審令第15条第4項、審査様式第10号の2）。

[手 続 受 継 通 知 書]

〔 原 処 分 庁
利 害 関 係 者
参 与 〕

○ 基 審 発 第 ○ ○ 号

平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の受継について

本職に対する下記の審査請求については、審査請求人の死亡により、承継人が審査請求を受け継いだので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条第4項により通知します。

記

1 事件の表示

○○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 受継の年月日

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

3 承継人

住所 ○○県○○市○○町3-2-6

氏名 ○○ ○○

共同相続の場合は共同相続人のうち1人を承継人として届け出れば足り（他の者は利害関係者として審査手続に職権で参加させることになる）、請求代理人を選任していた場合は、その承継人と請求代理人との間には、改めて代理権の授受を要する。

□ 請求人の死亡後、承継人の存否が明らかでない場合、審理手続は中断することとなる。手続の中断後6か月以上経過しても受継の申立てがないときは、調査を行い、なお承継人の存否が不明の場合には、事務処理上一応完結したものとして処理し、原処分庁、参与及び利害関係者にその旨通知すること（審査様式第16号）。

しかしながら、上記取扱い後に受継の申立てがあった場合は審査手続を再開すること。

ハ 承継人の存在が明らかとなった場合には、当該承継人適格者に審査請求手続を受け継ぐ意思の有無を確認すること。

なお、承継人が審査請求手続を受け継ぐ意思のない場合には、審査請求は取り下げられたものとして取り扱われる。その場合には、当該承継人適格者の意思が明らかになるものを徴しておくこと（審査様式第16号の2）。

審査様式第16号の2

〔非承継意思確認書〕

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

非承継意思確認書

下記審査請求人が平成 年 月 日死亡しましたが、私は、下記の者の審査請求を承継する意思がありません。

記

審査請求人：

審査請求人との関係：

平成〇〇年〇〇月〇〇日

承継人適格者 ○ ○ ○ ○ 印

住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ニ 審査請求の決定前に審査請求人が死亡したが、受継の手続がなされず、審査官も承継の事実を知らないままに行われた請求人に対する決定は承継人に対して効力を生ずる。

4 審査請求の併合と分離

審査官は審査を円滑かつ迅速に行うために、必要があると認めるときは審査を併合し、又は分離することができる（労審法第14条の2）。

(1) 審査請求の併合

争点が同一である数個の原処分について、1人又は数人の審査請求人が審査請求をした場合には、これら数個の審査請求を併合して、同一の手続で取り扱うことができる。

例えば、同一請求人が同一災害による療養及び休業補償給付についてそれぞれ業務上外を争って別々に審査請求をした場合、療養の範囲について期間を別にする各処分を別個に審査請求した場合、あるいは遺族補償給付に係る同一順位の多数の受給権者が、遺族補償

給付の不支給処分について、業務上外を争って別々に審査請求した場合等に、それらを併合することによって矛盾した決定がなされることを避けることができるのである。

なお、併合した結果請求人が複数になった場合は、それぞれの請求人あてに決定書を送付することとなる。

(2) 審査請求人の分離

併合された審査請求及び審査請求の対象になっている処分が二つ以上ある審査請求については、審査官が適当と認めたときはいつでも分離することができる。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求につきそれぞれ独立の審査請求として別個の手続で処理すべきものである。

なお、併合又は分離を行ったときは、審査官は、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与に対してその旨を通知しなければならない（労審令第10条）。通知書は審査様式第9号又は第10号による。

審査様式第9号

[審 査 請 求 併 合 通 知 書]

審査請求人
原 処 分 庁
利害関係者
参 与

○基審発第 ○○○ 号

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の併合について

下記審査請求については、審理の都合上併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

再審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1	○ ○ ○ ○	療養補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)
2	○ ○ ○ ○	療養補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)
3	○ ○ ○ ○	休業補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)

〔 審 査 請 求 分 離 通 知 書 〕

審査請求人
原 処 分 庁
利害関係者
参 与

○基審発第 ○○○ 号
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の分離について

平成○年○月○日 ○○○○ 請求に係る療養給付不支給処分取消審査請求については、
審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険
審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1	○ ○ ○ ○	療養給付不支給処分取消審査請求事件（診療費）
2	○ ○ ○ ○	療養給付不支給処分取消審査請求事件（移送費）

5 審査請求の趣旨及び理由の変更

審査請求の趣旨及び理由は、審理の終結前であれば審査請求人の申立てにより変更することが認められており、その申立てを行うことのできる期間、方法等については次のようになる。

(1) 審査請求の趣旨の変更

審査請求の趣旨の変更については、審査請求期間の制約（労審法第8条）から、正当な理由がない限り（「正当な理由」P16参照）原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に変更しなければならない。この場合の変更は、可能な限り書面によって申し立てさせ、審査官は、その書面の写を原処分庁、利害関係者及び参与に送付しなければならない。

なお、趣旨を全面的に変更することは、新たな審査請求の提起と同じことになるので、

請求人に対して審査請求を取下げさせ、新たな保険給付の請求を行わせる等の適切な指導を行うことが必要である。

(2) 審査請求の理由の変更

審査請求の理由の変更については、審査請求の理由が単に不服申立てを理由づける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものでないから、審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないものである。

6 審査請求と原処分の執行停止

審査請求が行われたとしても、原処分の執行は当然には停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため、緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる（労審法第14条第1項）。しかしながら、労災保険の保険給付については、一般的に、審査請求に当たって原処分の執行を停止する必要のある事例は、皆無であると考えて差し支えない。

審査官は、いつでもその行った執行停止の処分を取り消すことができる（労審法第14条第2項）。

執行停止及び執行停止の取消しの処分は、その理由を付した文書で原処分庁に通知することにより行う。この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に対し、同様の通知をしなければならない（労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条）。

7 意見の陳述

(1) 審査請求人からの申立て

審査官は、審査請求人又は代理人から意見の陳述の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の2）。また、審理に当たっては審査請求人の説明を求めることが義務付けられている（労審令第11条）ので、説明の聴取の方法は任意ではあるが、審査官は、受理後すみやかに審査請求人から説明を求め聴取書を作成し、審査請求の趣旨及び理由を明確にし、審査請求人の主張を確認しなければならない。審査請求人より特に意見のない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

(2) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、審査官に対して意見を述べるができるが（労審法第13条第2項）、これは通常審査官に対し意見書を提出することにより行われる。

意見書の作成については、「意見書の作成要領」（P121参照）によること。

(3) 利害関係者及び参与からの意見の陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述の申立てを行うことができる（労審法第13条2項）。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「参与からの意見聴取」（P79参照）によること。

8 証拠物件の提出

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、決定が行われるまでは、いつでも証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審令第12条）。

なお、審査請求人等から意見書等を後日提出したい旨申出があった場合には、文書をもって提出期限（原則として3週間以内）を付し、期限までに、提出しない場合には再度、期限を付して督促すること。

審理終了後、又は督促期限後に提出された文書等は、心証が既に形成されている場合においては、判断の要素とする必要はない。

9 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に審理を行うためには、審理すべき事項を精査する必要があることから、別途示すモデル争点整理表の活用を徹底を通じ、次のことを実施すること。

イ 原処分庁、請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が適法か違法かあるいはその当・不当を判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち、双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査すること。

ロ 主張を証明する資料の精査

審査官は事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官において行うべき資料の精査は次のとおりである。

(イ) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が主張している事項については、その裏付けがあるかどうか、次により逐一精査すること。

感覚的な表現については、何故そのような記載になっているか、その根拠を必ず検証すること。

例：①「被災者の仕事量は同僚と変わらない」

同僚労働者の平均の仕事量、請求人の仕事量等が具体的に把握されているか検証すること。

②「この地方ではそれほど寒くない日であった」

当該地方の当日の気温、当該季節における平均、最低気温等が具体的に何度であるかを調査した上で比較しているか検証すること。

定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けすること。

例：「被災者の時間外労働時間は〇〇時間であった。」

原処分庁の認定した事実を裏付ける客観的な資料の有無を調査し、有る場合には、例えば原処分庁の認定した時間とタイムカードに記載されている時間数を突き合わせることを。

ロ 請求人の主張の精査

- ① 請求人の主張について上述の原処分庁の主張と同様に分析を行う。
- ② 次に、請求人の主張している点について、原処分庁が調査を行い復命書等に記載しているかどうか点検する。
- ③ 復命書等に記載されている場合には、請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定が根拠のあるものかどうか等について検証する。

ハ 争点の明確化

上述イ及びロを通じ、真に審理を行うべき事項、すなわち争点について精査し、明確化すること。

(2) 検討会の随時開催

(1)の争点整理の結果を基に、審査官等による検討会を必要に応じ実施し、その場での指摘事項も参考にしつつ、審問・収集及び鑑定依頼すべき事項を決定すること。

事務処理の効率化、全体の流れや問題点の把握、検討会での配付資料等に役立つと考えられることから、この時点から争点整理の結果に基づき、決定書の作成を開始することが望ましい。

この場合、「2 認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に従って、対立点及び不明な点等を明確に記載しておくこと。

VI 資 料 の 収 集

1 意 義

審査官が公正な判断を行うためには、判断の基礎となる事実関係の認定を的確に行う必要があり、このためには事実関係の認定は証拠に基づいて行うべきこととなる。

証拠資料は、審査請求人や原処分庁が任意に提出したもの（労審令第12条）を基本資料として差し支えないが、医証が対立している場合等基本資料のみでは審理のためには十分でないと判断した場合には、審査官の職権に基づいて証拠資料を収集することが必要となってくる。

このために認められた審査官の調査権限が「審理のための処分」（労審法第15条第1項）である。

なお、物件の所持者や立入検査場所の管理者等、対象者の任意の協力が得られれば、「審理のための処分」による権限を行使せず、証拠資料の収集を行うことは可能であるが、この場合は、調査書等により収集の経緯を明らかにしておく必要がある。

また、この審理のための処分については、審査請求、原処分庁、利害関係者及び参与も、その申立てを行うことができる。

2 審理のための処分

(1) 処分の種類

審理のための処分には、次の種類がある。

① 審 問

審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

② 物件等提出命令

文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

③ 鑑 定

鑑定人に鑑定させること。

④ 立入検査

事件に関係のある場所に立ち入って関係者に質問し、又は帳簿、書類、その他の物件を検査すること。

⑤ 受診命令

保険給付を受け、又は受けようとする者に対し、審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

(2) 審理のための処分の申立て

審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与は、審理のための処分の申立について、文書又は口頭で行うことができる（労審法第15条第1項）。

申立てがあった場合には、審査官はその申立てを尊重し（労審令第13条第5項）、採用するか否かを慎重に判断しなければならないが、審理のために不必要であると認めると

きは、その申立てを採用しないことができる。

イ 文書による申立ては、「労働保険審査請求書」（規則様式第1号）の12「証拠」欄に記載させるか、又は「審理のための処分の申立書」（規則様式第5号）を審理のための処分を申し立てる事項の番号に○印を付して提出させることにより行われる。

規則様式第5号

〔 審 理 の た め の 処 分 の 申 立 書 〕

1 事件の表示

○○○○に係る遺族補償給付不支給処分取消審査請求事件

- 2 (1) 審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の
- | | |
|--------|--------------|
| 氏名又は名称 | ○○○○（被災者の同僚） |
| 住所 | ○○県○○市○○町○-○ |

- (2) 提出を命ずべき文書その他の物件の

表 示 超過勤務申告書（平成○年○月分～平成○年○月分）
所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称 ○○工業㈱
右の者の住所 ○○県○○市○○3-5

- (3) 鑑定の対象の表示

- (4)(イ) 立ち入るべき事業所
- | | | |
|---------|---|-----|
| 名 称 | { | 所在地 |
| その他の場所の | | |

- (ロ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

- (5) 診断を受けるべきこと
- | | | |
|-----------|---|-----|
| 氏 名 | { | 住 所 |
| を命ずべき労働者の | | |

3 申立の趣旨及び理由

被災者○○○○の時間外労働の実態を明らかにするため

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申立人 { 住 所 ○○県○○市○○1-2-3
氏 名 ○○ ○○

印

(法人である場合は、その名称)
(及び代表者の氏名)

○○労働者災害補償保険審査官 殿

ロ 口頭による申立てを行う場合は、必要な事項を陳述して行わせる。この場合に審理のための処分を申し立てるときは、審査官は聴取書を作成し申立人に読み聞かせたうえ、申立人とともに記名押印しなければならない（労審令第13条第4項）。

(3) 処分の嘱託

イ 審理のための処分は、決定を行う審査官が自ら行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、処分を行うのに便利な地域の審査官に、労審法第15条第1項第1号（審査請求人、参考人の審問等）及び第4号（立入検査）に限って、処分の嘱託をすることができる（労審法第15条第2項）。

ロ 嘱託を行う場合には、事前に嘱託を受けるべき審査官に連絡を行った上で、「審理のための処分の嘱託書」（審査様式第11号）を送付することにより行うこと。

審査様式第11号

〔 審理のための処分の嘱託書 〕

○基審発第 ○○ 号
平成○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する下記の審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第2項により下記の処分を嘱託する。

記

1 事件の表示

○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 嘱託する処分

参考人○○○○に対する審問

3 嘱託する理由

例：参考人○○○○は請求人の災害を現認しており、その審問が審理のために必要であるが、○○○○は現在○○県○○市に居住しており、健康上の理由から当地に出頭することができないため。

ハ 嘱託を受けた審査官は、速やかに処分を行い、その結果について嘱託を行った審査官に報告すること。

(4) 処分に応じない場合の措置

イ 審理のための処分を行った場合に、この処分に応じない者及び虚偽の陳述又は報告若しくは鑑定を行った者に対しては罰則の適用がある（労審法第52条及び第53条）。ただし、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者はこの限りでない（労審法第52条及び第53条ただし書き）が、これらの者が正当な理由なく審理のための処分に応ぜず、又は虚偽の報告を行う等自ら審理を妨げるような場合には、審査請求人又は利害関係者の意見を採用せず若しくは審査請求を棄却することができる（労審法第15条第5項）。

ロ 審査請求人が、これらの処分に応じない場合には、例えば、次の記載例のような督促状により期限を指定して督促すること。

督促は文書をもって行い、正当な理由なく、当該処分に応じない場合には、審査請求を棄却することがある旨付記すること。

記載例

〔 審理のための処分督促状 〕

○基審発第 ○○○ 号の2
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査資料の提出の督促について

平成○年○月○日○基審発第○○○号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところでありますが、今だ提出されておられません。つきましては平成○年○月○日までに本審査官に提出するよう督促いたします。

正当な理由なく当該処分（提出）に応じない場合は、貴殿の意見を採用せず、若しくは審査請求を棄却する場合があります（労審法第15条第5項）。

1 事件の表示

○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 物 件

○ ○ ○ ○

3 資料収集に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

イ 審理のための処分は、審査官の職権又は審査請求人等の申立てにより行われるものであるが、あくまでも「審理のための必要な限度」において行われるものであり、その必要性を十分吟味した上で、原処分庁提出資料、審査請求人からの聴取書等の基本資料だ

けでは判断できない場合に限り、次の(2)に留意して時期を逸することなく実施すること。

ロ 的確かつ効率的な処分を実施するため事前に次の事項について十分検討しておくこと。

① 前述のとおり審査請求書や意見陳述書により審査請求人の主張を的確に把握し、原処分に対する不服がどこにあるのか（例えば、事実関係について争っているのか、医学上の因果関係について争っているのか、法令の適用解釈について争っているのか等）、つまり争点を明らかにすること。

② 原処分庁より提出された意見書、処分の根拠となった資料を精査し、事実調査が十分であるか、事実認定が妥当であるか等について検討すること。

③ 上記により、処分実施の要否や処分の方法（例えば災害発生の実態についての争いであれば、関係者の審問や立入検査を行う等）、調査の時期等を判断すること。

④ 証拠資料の散逸や廃棄のおそれもあるため、迅速な収集に留意すること。

ハ 意見書等の提出を求める場合は、必ず提出期限（原則として3週間）を定めておき、提出が遅れている場合は適宜督促を行うこと。

(2) 原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料による判断

審査官の判断に必要な資料は、原則として、原処分庁提出資料及び請求人提出資料とし、審査官段階における追加資料等は、

イ 原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合

ロ 原処分庁の主張自体に明らかな矛盾がある場合

ハ 法令・認定基準等に係る請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合

等、現状の証拠では心証形成が困難であるときに限る等必要最小限にとどめること。

「イ 原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合」とは、次のような場合をいう。

① 原処分庁の感覚的な記載に裏付けとなるデータがない場合

例：原処分庁の意見書では「被災者の業務量は同僚と同程度である」と記載しているが、請求人の業務量、請求人の労働時間等と同僚の業務量、同僚の労働時間の実態を比較していない場合

② 原処分庁の定量的な記載に裏付けとなる資料がない場合

例：原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、就業規則、タイムカード、賃金台帳等を収集していない場合

「ロ 原処分庁の主張自体に明らかな矛盾がある場合」とは、次のような場合をいう。

① 原処分庁の主張が添付している資料と合わない場合

例：原処分庁の意見書では「被災者の時間外労働は2時間である」と記載しているが、添付してある就業規則、タイムカードからは2時間ではなく、例えば4時間と判断される場合

② 原処分庁の主張が経験則に合っていない場合

例：原処分庁の意見書では「〇〇まで出張するのに、要する時間は30分である」と記載しているが、距離、制限速度等から見て妥当でないと思われる場合（この場合の多くは、「イ 原処分庁が主張している事項に裏付けのない場

合」にも当たる。)

「ハ 法令・認定基準等の要件に係る請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合」とは、本来調査すべき要件について原処分庁の調査がなされなかったものをいう。

例：請求人が非災害性の要因とともに、災害性の要因についても主張しており、その主張に根拠があるにもかかわらず、原処分庁がいずれか一方しか調査しなかった場合

4 審 問

(1) 基本的事項

イ 審問とは事実関係等を明らかにするため、相手方に質問し、その答弁内容を聴取することをいう。

審問に当たっては、

① あらかじめ、収集した資料に基づき、聴取すべき事項を事前に整理しておくこと。とくに原処分庁の調査不十分な点、判断の裏付けが不十分な点及び原処分庁と請求人の主張が相違している点などを整理しておくことが重要である（争点整理）。

② 審問に当たって単に聴取りに終始することなく、証言内容の矛盾点の解明、他の参考人の審問によって発見された事実の裏付け等をできる限り聴取するように努めること。

また、参考人の審査請求との関係、その事実を知った経緯、供述の模様や態度に矛盾や不明瞭な点がないかに留意すること。

なお、審査官段階における参考人からの聴取りは、参考人から原処分の調査の補足的な事項や、矛盾点解明に関することで足りる。

③ 審理の公正を疑わしめるような極端な誘導尋問等は行ってはならないこと。

④ 「六何の原則」（いつ、どこで、誰が、何を、何に対して、どのようにして行ったのか）に留意して、後日他の者が読んでも事実関係が明確に特定できるよう聴取、記録すること。

⑤ 陳述者が直接経験した事実を述べた「直接供述」と他の者から聞いた事実を述べた「伝聞供述」とを明確に区別し、「伝聞供述」の場合、誰から聞いたかを明らかにしておくこと。

⑥ 審問中に陳述者より資料の提出があり、これを聴取書の末尾に添付する場合には、資料提出の経緯がわかるよう聴取書中に記載しておくこと。

ロ 審問の結果は、聴取書を作成（平成6年9月本省補償課作成の「聴取書作成要領」参照）し、陳述者に読み聞かせて誤りのないことを確認させ、署名押印又は指印（通常左示指）させること。

(2) 審査請求人に対する審問

イ 審査請求に対して審問を行う場合には、「審査請求人来庁要求通知書」（審査様式第11号の2）により来庁を求めること。なお、審問に際しては、あらかじめ労審法第15条第5項に規定する事項について警告しておくこと。

ロ 審査請求人の陳述については、主張に関する事項と客観的な事実に関する事項とを明確に区別して聴取、記録すること。

ハ 代理人が、審査請求人に対する審問に立ち会う旨申し出た場合には、拒否することができないこと。

ただし、審問内容が審査請求人の見聞した事実関係に関する事項のみであって、代理人の同席が円滑な審問に支障を来すと予想される場合には、単独での審問を申し入れることは差支えない。

(3) 参考人に対する審問

- イ 審査官段階における参考人からの聴取は、原則として次の場合を除き必要がない。
- 原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合、原処分庁の主張に明らかに矛盾がある場合、法令・認定基準等の要件に係る請求人の主張であって、原処分庁の調査がなされていない場合等現状の証拠では心証形成が困難である場合。

〔審査請求人来庁要求通知書〕

○基審発第 ○○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 印

来 庁 要 求 通 知 書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた下記の審査請求の審理のため、下記事項についてお伺いしたいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号により通知しますので、平成 年 月 日時までに

又は ○○労働基準局労災補償課（労災管理課）
○ ○ 労働基準監督署

（所在地及び略図別記）まで来庁して下さい。

もし、当日御都合が悪ければ、できるだけ早く本職までその旨御連絡下さい。

なお、正当な理由なく来庁しない場合には同法第15条第5項の規定により審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1 事件の表示

○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 お伺いしたい事項

平成○年○月○日被災状況、及び現在の症状、療養状況等

3 持参するもの

印鑑

ロ 参考人の選定に当たっては、偏りがないようにすること。

例えば、審査請求人と所属事業場が対立関係にあるような場合に、同僚等多数の関係者の中から少数を選定して、参考人として審問する場合には、審理の公正が疑われることのないよう、客観的な基準で参考人を選定すること。

ハ 審査請求人と参考人又は参考人相互の供述内容に大きな相違がある場合には、さらに他の参考人より審問を行う等により客観的な事実認定に努めること。

- 二 参考人を審問しようとするときは、「参考人来庁依頼書」（審査様式第12号）により出頭を依頼すること。審問の場所は、局又は最寄りの署で行うことが望ましく、やむを得ず事業場内で行う場合には、上司又は他の参考人の同席を避けて行うこと。

審査様式第12号

〔参考人来庁依頼書〕

○基審発第 ○○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 印

来庁の依頼について

本職に対する下記の審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項についてお伺いしたいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号により通知しますので、御多忙中恐縮ですが、

平成 年 月 日 時までに

又は ○○労働基準局労災補償課（労災管理課）
○ ○ 労働基準監督署

（所在地及び略図別記）まで来庁して下さい。

もし、当日御都合が悪ければ、できるだけ早く本職までその旨御連絡下さい。

記

1 事件の表示

○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 お伺いしたい事項

審査請求人 ○○○○氏が平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 被災した事故の状況について。

5 物件等提出命令

(1) 概 要

審査官は、審査請求人、文書その他の物件の所有者、所持者又は保管者に対して文書等の提出を命じ、又はこれを留め置くことができる（労審法第15条第1項第2号）。

文書等の提出命令は、あらかじめ「物件提出依頼書」によって行う（審査様式第14号）。ただし、文書等の所持者を参考人等として呼び出すときは、参考人来庁依頼書（審査様式第12号）に併記して差し支えなく、また、文書等の所持者が当該物件を持参のうえ出頭した場合には口頭で命令できる。

なお、提出された文書等を留め置く場合には、「提出物件預り証」（審査様式第15号）を当該文書等を引き換えに交付すること。

審査様式第14号

〔物件提出依頼書〕

○基審発第 ○○ 号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

来 庁 要 求 通 知 書

本職に対する下記の審査請求の審理のため必要なので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第2号の規定により、貴殿の〔所持〕下記物件を平成 年
月 日まで本職に御提出下さい。〔保管〕

記

1 事件の表示

○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 物 件

審査請求人 ○○○○ に係る平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 撮影のレントゲンフィルム。

〔提出物件預り証〕

平成 年 月 日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預りいたします。

記

- 1 物件の表示 平成○年○月○日撮影のレントゲンフィルム○葉
- 2 返還予定日 平成○年○月○日

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

(2) 命令に当たっての留意事項

イ 文書等は保存年限等の関係もあり、廃棄、散逸のおそれがあるため、できる限り早急に行うこと。

ロ 客観的な資料の収集に努めること。

例えば、被災労働者の時間外労働を把握しようとする場合は、事業主に時間数を記載させて報告させるのではなく、客観的に信頼し得る資料、すなわち出勤簿、タイムカード、賃金台帳等の提出を求めること。

6 鑑 定

(1) 概 要

鑑定とは、審査官の判断を補助させるために、特別な学識経験者から、その専門的知識又はその知識を利用した判断を報告させることをいう。

鑑定の結果は原則として書面によって報告させること。

なお、鑑定とは「業務上外」の判断を求めるものではない（これは行政の責任によって決すべき判断である。）ことはいうまでもない。

(2) 鑑定の依頼

イ 審査請求事案においては、原処分庁の医証及び請求人の医証が提出されている場合が多く、既に医証の収集は尽くされていると考えられることから、原則として次の場合を除き新たな医証の収集はしないこと。

(イ) 原処分庁の提出した医証が前提とした事実と、審査官が認定した事実が大きく異なっていること等により、認定基準に該当するか否かの判断が異なってくる場合。

(ロ) 疾病名や基礎疾患等の程度について争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と請求人の医証との間に対立がある場合。

(ハ) 認定基準が定まっておらず個別判断するとされている場合、また、認定基準の内容が医学的に個別判断するとされているにとどまっている場合。

(ニ) 認定基準が変更になった場合。

(注) イの原処分庁の提出した医証が前提とした事実と、審査官が認定した事実とが大きく異なっている場合とは、例えば原処分庁が医証の収集に当たって、被災者の時間外労働時間を20時間と認定しているが、審査官は被災者の時間外労働時間を50時間と認定した場合、また、請求人が多くの症状を訴えているのに、原処分庁の採用した医証ではそのうちの一部しかみていない場合等をいう。

ロの基礎疾患の程度について争いがあるとは、例えば請求人側の医証では基礎疾患の程度は重篤ではなく発症寸前の状態ではないと記載されているのに、原処分庁側の医証では基礎疾患の程度が重篤であり発症寸前の状態であると記載されているような場合、また、請求人側の医証では神経系統の機能の障害のために労働能力が一般平均人の2分の1程度に低下していると記載されているのに、原処分庁側の医証では就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるものと記載されているような場合等をいう。

よって、審査官が審査請求人の主張等を踏まえた上で、可能な限り、早期に（受理後直ちに）鑑定の必要性を判断すること。

ロ 鑑定により明らかにしたい点が明確化されていないと適切な鑑定結果が得られないことから、鑑定事項については、例えば、医学的事項であれば、「業務との医学的因果関係」等、依頼すべき鑑定事項が何であるかを検討し、明確化すること。

ハ 鑑定事項に応じ、鑑定人として誰がふさわしいか選定した上、鑑定事項の主旨について説明し事前に了解を得ること。

ニ 鑑定人の選出に当たっては、鑑定事項につき権威があり、かつ、中立公正な立場にある専門家を選出するよう配慮することとし、必要に応じ局医等の助言を求めることにより適任者を選任すること。

ホ 「鑑定依頼書」（審査様式第13号）は、内容を整理し、簡潔かつ具体的に記述する必要があるが、次の点を踏まえた上で依頼を行うこと。

(イ) 依頼する目的

鑑定人に対して鑑定書を依頼する目的は、審査官が業務起因性の判断を行う前提として、例えば、主治医の診断（検査所見等の判断根拠を含む。）に対する評価、業務との関連性等に関する医学的な判断を得ることである。

ロ) 依頼する時期

鑑定人に意見書を依頼する時期は、審査事案に係る調査が終了した時点で行うこととなるが、鑑定が必要と判断した事案については、「審査請求資料提出書」（審査様式第5号の3）に記載されている原処分庁で依頼した医師を参考にして、鑑定依頼する医師を早期に確定するとともに、初動調査の段階から労災医員及び鑑定人に対して必要とされる医学的な資料について相談する必要がある。

ハ) 依頼方法

① 単に「業務上外について」という依頼では、業務上外の認定そのものを医師が行うような印象を与えることとなるので、鑑定書の内容に当たっては、当該労災請求に係る疾病と業務との間の医学的な関連性（可能性とその程度）について記述されるよう依頼する。

また、その際には、判断の基礎となった医学的根拠（又は判断理由）についても併せて記述されるよう依頼する。

② 原処分庁及び請求人から提出された医証については、その表現、論旨等に不明な点があれば、それぞれ医師に照会して不明点を解消しておくこと。

③ 原処分庁が意見書を依頼するに際して添付した資料を把握しておくこと。

④ 事案の概要をまとめた文書を作成する。

⑤ できる限り面接して、事案の内容、問題点等を十分に説明する。

⑥ 原処分庁、請求人の提出した医師の意見書の写しを添付した上、傷病名が明らかになるよう診療録等を添付して鑑定依頼をすること。

⑦ 原処分庁、請求人の提出した医師の意見及びそれぞれが前提として事実、さらに審査官が認定した事実をモデル争点整理表及び原処分庁意見書添付資料を活用して一覧表にした上、鑑定依頼をする事項を具体的にした上で行うこと。

なお、疾病名や基礎疾患の程度等について争いがあり、業務と発症との医学的関連性以外の専門的事項について原処分庁と請求人の医証との間に対立がある場合については、次の事項について鑑定依頼を行うこと。

a 被災者の基礎疾患等の程度等については、対立している医証のうちどちらが医学経験則上妥当なものか。

b aについて、請求人に有利な鑑定意見の場合については、そのことを踏まえて、総合的に判断したときの業務と疾病との因果関係の程度。

⑧ 鑑定人が地方労災医員以外の医師で、労災保険に精通されていない場合には、労災保険制度の概要、業務上外の認定の考え方、認定基準の内容等についても十分な理解を得るよう努めた上で鑑定書を依頼する。

⑨ 鑑定医については局管理者が日頃から連携を保っておくことにより、鑑定書の依頼等が円滑に行えるよう配慮すること。

(二) 依頼事項

鑑定人に対する具体的な依頼事項としては、一般的には、次のものがある。
なお、依頼の根拠及び依頼時における留意事項は、次のとおりである。

① 疾病名の特定

- ・主治医が、被災労働者の死亡の原因を「急性心不全」とされている場合には、死亡した原因が認定基準に掲げられている疾病によるものであるかを確認する必要があることによる。
- ・死亡診断書又は死体検案書、警察署及び消防署の回答文書等を提示する。

② 発症の時期

- ・労災保険給付に係る請求書の発症年月日は、症状の出現日が記載されていることが多く、「発症」と「症状の出現日」との間に時間的経過があった場合には、過重性の評価を行う期間がずれることによる。
- ・発症前の自覚症状に関する聴取書等を提示する。

③ 基礎疾患等との関連

- ・基礎疾患等がある場合には、発症との関連を明らかにする必要があることによる。
- ・健康診断の記録等を提示する。

④ 業務との関連性

- ・脳・心臓疾患の発症が、自然増悪によるものが、過重な業務によるものかについての医学的な判断の必要があることによる。
- ・なお、医学的因果関係の有無が断定し得ない場合には、医学的見地からみた関連の可能性とその程度の確認が必要である。
- ・被災労働者の労働実態等に関する資料を提示する。

⑤ その他参考となる資料

(3) 鑑定後の対応

- イ 鑑定意見が提出された場合、審査官は鑑定の結果を十分に尊重すべきであるが、必ずしも拘束されるものではないことから、単に結論のみにとらわれることなく、どのような根拠から、当該結論が導き出されたかについて評価を行い、当該結論の妥当性を判断すること。
- ロ 鑑定意見の表現、論旨が不明確な場合は、鑑定人に照会してその意味を確認すること。
- ハ 審査官は、上記の結果、必要があると認めるときには、他の鑑定人に再度、鑑定を依頼すること。

〔 鑑 定 依 頼 書 〕

○基審発第 ○○ 号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

鑑 定 の 依 頼 に つ い て

本職に対する下記の審査請求の審理のため必要であるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号の規定により下記の事項の鑑定を依頼いたします。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あて御送付願います。

記

1 事件の表示

○○○○○に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 鑑定事項

審査請求人○○○○○の現在の傷病の状態

3 期限

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

4 添付資料

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日○○病院○○医師撮影のレントゲンフィルム○葉

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日、○○○○○に係る災害の発生状況について

7 立入検査

(1) 概 要

審査官は、直接、事件に関係のある事業場やその他の場所に立ち入り、事業主や関係労働者に質問したり、帳簿、書類、その他の物件を実地に検査することができる（労審法第15条第1項第4号）。この立入検査の場所、物件については何の制限もない。

したがって、請求人や事業主の自宅も含まれると解されるが、審理のために必要とされる範囲内においてなされるべきものであることはいうまでもない。この立入検査によって検査した物件については、その場で口頭によってその所有者、所持者等に対して提出を命じ、かつ、それを留置することもできる。

(2) 事前の準備

イ 立入検査を行う場合には、あらかじめ、調査すべき事項の検討、現場の状況の把握、説明を受けるべき関係者の選定など限られた時間内に効率的な調査が行えるよう十分な準備を行うこと。

ロ 審査官は、事業場等関係場所に立ち入る権限を有しているが、円滑な検査を図るため可能な限り、立入先の了解を得るよう努めること。

ハ 審査請求人、利害関係者等の申立てにより立入検査を行う場合には、申立人に立ち会う機会を与えるため、日時、場所等を通知すること。

参与は立入検査の処分を申し立てることはできるが、立会う権利を有しないので、参与が立会うことを求めた場合には、直前に連絡して立入先に了解を得ておく必要がある。了解を得られないときは、参与に立会いができない旨伝えること。

ニ 写真撮影や距離測定等を行う場合に、他の職員の補助を必要とするときは、事前に関係職員等に連絡し調整しておくこと。

(3) 検査の実施

イ 検査中は、公正な態度の保持に努め、結論めいた言動は厳に慎むこと。

ロ 立入先の事情を考慮して、効率的な調査に心がけること。

ハ 証票（規則様式第6号）を携帯し、関係者から求められた場合は、これを提示すること。

(表面)

労働者災害補償保険審査官証票		第 号	平成 年 月 日交付	労働者災害補償保険審査官 氏 名
				労働省印

(4) 検査実施後の処理

- イ 立入検査の結果については、調査書を作成し、記名押印すること。検査の過程で、関係者より陳述を得た場合は、聴取書を作成し、陳述者に読み聞かせた上、陳述者とともに記名押印すること。
- ロ 立入検査の過程で物件等を提出させて、これを留置する場合は、提出物件預り証（審査様式第 15 号）を提出者に交付すること。

8 受診命令

(1) 概 要

受診命令は、審査官が、他の既存の資料のみによっては事案の判断が困難であると認められる場合には、医学的判断資料を得る目的で行うものであり、審査官が医師を指定して行うものである。

受診に当たっては、受診の趣旨を被命令者に説明し、円滑な運用が行われるよう留意すること。

(2) 命令に当たっての留意事項（「鑑定」を参照）

イ 的確な診断意見書が提出されるように診断を依頼する医師とあらかじめ、診断事項等について綿密な調整を行っておくこと。

なお、被命令者の対応や審査請求事案の背景に特段の事情が認められる場合には、診療機関の医事担当者と協議する等により、円滑な診断がなされるよう配慮すること。

ロ 命令は、あらかじめ被命令者に受診命令の趣旨等について十分説明した上で、「受診命令書」（審査様式第 15 号の 2）により行うこと。

- ハ 受診命令を正当な理由なく拒否されたときは、他の資料を十分検討した上で、決定の心証を得られれば判断を下し、心証を得られなければ、受診命令を拒否したことをもって棄却の決定を下すこともやむを得ない。

審査様式第15号の2

〔 受 診 命 令 書 〕

○基審発第 ○○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 印

受 診 の 命 令 に つ い て

本職に対する下記の審査請求の審理のため必要であるので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第5号の規定に基づき通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合には、同法第15条第5項の規定により、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1 事件の表示

障害補償給付支給処分取消審査請求事件

2 診断を受けるべき診療機関

名 称 ○○病院

所 在 地 ○○県○○市3-6

3 診断をうけるべき医師

氏 名 ○○○○

4 診断をうけるべき項目

現存する障害の状態について

5 診断をうけるべき日時

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

なお、診断に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

- ニ 受診命令の結果、医師より意見書が提出された場合は、鑑定に準じて取り扱うこと。

9 資料の閲覧

原処分庁から提出された資料や審査官が収集した資料等について、審査請求人及び利害関係者から閲覧の申し出があった場合の取扱いについては、労審法上に規定がなく、また、労災法第36条は、審査請求の取扱いに関し、処分庁からの物件の提出及び閲覧について規定した行審法第33条の適用を除外していることから、審査官はこれに応じる義務はないとされている（札幌地裁昭和52年8月29日判決P267参照）。

しかし、文書の開示に関しては、昭和57年2月22日基発第128号（P195参照）等を示された基準に従い、労働基準行政全体の問題として対処する必要があるので、審査官のみで判断することなく、労災主務課長等局幹部と協議し、対応すること。

Ⅶ 参与からの意見聴取

1 概 要

参与は、審査官に対して審査案件につき意見を述べることができることになっており、審査官は、決定に当たってはその意見を尊重しなければならないこととされている（労審令第8条第1項）。

この参与の意見を審査官がどのような方法、形式で徴するかについて、特段の定めはないため、適宜、適切と判断した方法でこれを行えばよく、聴取方法等については審査官の裁量に委ねられている。

2 参 与 会

(1) 参与会の性格

参与会は、審査官が各参与に個別に面談して意見聴取するよりも、参与が一堂に会する場で意見聴取を行った方が効率的であるとして便宜的に開催されているものである。

したがって、参与会は参与から意見を聴取するための場であって、審査請求事案について参与と審査官が合議をして判断を下す場ではない。

(2) 参与会の日程

参与会の開催日数の少ない局にあっては、参与会の日程により、決定が遅れることのないよう適切に日程を決すること。既に毎月一回開催している局にあっては、参与会の日程に合わせて事案の処理を進めることとする。

なお、労審法は参与の意見を尊重することを求めているものの、参与の意見をどのような方法、形式で徴するかは特段の定めはなく、聴取方法は審査官の裁量に委ねられていることから、参与会開催の日程の調整が困難な場合には、必要に応じ持回りで意見を徴する等の方法を講じることにも配意して、参与会の日程により決定書の作成が遅れることのないようにすることとする。

(3) 参与会の運営

参与会は参与から意見聴取をする場であることから、その構成は基本的には参与と審査官から成る。参与会で参与から審査事案に関連した法令、通達等の解釈や行政取扱等について、説明を求められたときも原則として審査官が答えれば足りる。

また、参与会の席上、いかなる手法等によって各参与から意見を聴取するかは、審査官の裁量であることはいうまでもない。

なお、参与会に局の労災主務課職員が説明員として出席する場合があるが、これらの職員はあくまで法令、通達等について説明を行うために出席するのであって原処分庁の代理人ではないので、原処分庁の正当性を主張する意見を述べること等のないように留意して、参与会の運営を行う必要がある。

また、参与が参与会に出席せず、指定期日までに意見書を提出しない場合は、意見がないものとして取り扱って差し支えない。

3 参与会への提出資料

審査官は決定書（案）を作成し、同（案）文から主文及び結論部分を除いたものを参与に資料として提出し、証拠資料等は、必要に応じて閲覧に供することで差し支えない。

Ⅷ 審査請求事務の終了

1 概 要

(1) 審査請求の終了事由

審査請求は、通常、決定がなされることにより終了する。しかし、なお次のような事由が生じたときも終了する。

イ 審査請求人が審査請求を取り下げた場合（労審法第17条の2）

ロ 審査請求人が死亡（審査請求人が法人の場合は、その法人が消滅）したが、その地位を承継する者がいない場合

ハ 労災法第35条第2項の規定により、審査請求受理後3か月を経過し、かつ審査官の決定がない事案であって審査請求人が再審査請求を行った場合

これらの場合、特に審査請求の終了を宣言する必要はないが、既に関係者に対し受理通知を行った場合には、原処分庁、利害関係者及び参与に対してその旨通知するものとする（審査様式第16号）。

なお、承継に関する取扱はP50「審査請求の受継」参照。

(2) 審査請求の終了に伴う文書の返還

イ 審査官は決定をしたときは、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない（労審法第21条の2）。また、上記(1)イ、ロ、ハによって審査請求が終了したときも同様とする。これに関する実際の取り扱いにおいては、再審査請求との関連もあるので、審査請求人等が文書等を提出の際にその返還を申し出ている場合、物件の提出命令により当該物件を預かっていた場合、あるいは物件提出後審査請求人等から返還の申し出があった場合に、返還するものとする。

この場合、その後の争いを避けるために、例えば次のような提出物件受取証明書を徴しておくことが望ましい。

記載例

〔提出物件受取証明書〕

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

提出物受取証明書

〇〇月〇〇日提出した下記の物件は、平成〇年〇月〇日、確かに返還され、受領したことを証明する。

記

物件名 平成〇年〇月〇日撮影〇〇〇に係るX線レントゲン写真
平成 〇 年 〇 月 〇 日

〇 〇 〇 〇 ㊦

なお、再審査請求が予想される事案については、返還するときに、当該文書等の写しを作成し、綴綴等保管しておくものとする。

ロ 前述(1)ハの場合（審査官の決定前に再審査請求がなされたとき）には、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの、審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、審査会へ送付すること。この際審査請求人から提出された資料については、必ず審査請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて、未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、この場合、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 審査請求の取下げ

(1) 方 式

審査請求人は、決定書の送付を受けるまではいつでも審査請求を取り下げることができる（労審法第17条の2第1項）。

取下げは、審査官に対してなされるもので、原処分庁との取下げの合意だけでは効力を生じない。なお、原処分庁が単に取下げ書の取次ぎを行うことは差し支えない。

取下げは、書面（審査様式第17号）によって行わなければならない（労審法第17条の2第2項）。

取下げ書には、労審令第15条の2第1項に掲げる事項を記載させ、審査請求人（審査請求人が法人であるときは代表者）又は代理人に記名押印させなければならない。代理人によって取下げをする場合は取下げ書に委任状を添付させなければならない（労審令第15条の2第2項）。

(2) 取下げの通知

審査官は、取下げのあったときは、その旨を、原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知しなければならない（労審令第15条の2第3項）。

(3) 取下げの効果

審査請求が取り下げられると審査請求が最初からなかったものとみなされる。したがって、原処分のあったことを知った日の翌日から60日以内であれば、審査請求人が再び審査請求することは妨げず、逆に60日後に取り下げた場合には再度の審査請求はできない。

(4) 取下げのみなし

審査請求人は、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は審査会に再審査請求ができる（労災法第35条の第2項）が、この再審査請求がなされたときは、当該審査請求は取下げられたものとみなされる（労審法第17条の第3項）。

取下げの通知については、上記(2)に準じて、原処分庁等に行うこと。

審査様式第17号（労審令第15条の2）

〔 審 査 請 求 取 下 げ 書 〕

審 査 請 求 人	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
事 件 の 表 示	〇〇〇〇に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件	
上記のとおり審査請求の^{全部}_{一部}を取り下げます。 平成 〇 年 〇 月 〇 日 〇〇労働者災害補償保険審査官 〇 〇 〇 〇 殿 審査請求人 (代理人) 〇 〇 〇 〇 ㊟		

審査様式第16号

〔 審 査 請 求 手 続 の 終 了 通 知 書 〕

{ 原 処 分 庁 } { 利 害 関 係 者 } 参 与 〇 〇 〇 〇 殿	〇基審発第 〇〇〇 号 平成 〇 年 〇 月 〇 日 〇〇労働者災害補償保険審査官 〇 〇 〇 〇 ㊟
審 査 請 求 手 続 の 終 了 に つ い て 本職に対する下記の審査請求については 例 平成 〇 年 〇 月 〇 日付けで審査請求人から審査請求の取下げの 申出があったので手続は終了しましたから、労働保険審査官及び労働保険審査会 法施行令第15条の2第3項の規定で準用される同令第15条第4項の規定によ り通知いたします。 記 1 事件の表示 平成〇年〇月〇日付〇〇〇〇に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件	

3 決 定

(1) 概 要

決定は、審理が決定するに熟したとき、すなわち、審理を尽くしたと審査官が判断したとき文書によって行うのであり、審理終了後速やかに行うものである。

決定の態様として次の二つがある。

イ 全部決定

一つの審査請求において決定されるべき事項に関する審理が、すべて決定をするに熟した場合には、審理を終結して全部決定を行う。審査請求が併合されたときの全部決定の数は一つであり、一つの決定書（原本）により行われる。ただし、審査請求を分離したときは決定は各分離した審査請求ごとに行うものである。

ロ 一部決定

審査官は、審査請求に係る事案の一部についてまず決定を行うことが手続を進める上で好都合で、かつそれが可能な状態になったときは、全部の決定に先立って一部決定を行うことができる（労審令第16条）。一部決定は、数個の審査請求が併合されているときで、その一部の審査請求に関する審理について、決定を行うに熟し、かつその一部の審査請求に対する判断が他の部分の審査請求に対する判断と全く独立に行うことができる場合に限られる。

(2) 決定の種類

イ 審査請求却下の決定

要件審理により審査請求を不適法として却下する場合（P35参照）のほか、審理中に原処分庁が自ら当該原処分を取り消した場合に、審査請求人が審査請求を取り下げないときは、対象となる処分が存在しなくなったとして、審査請求却下の決定をする。

ロ 審査請求棄却の決定

原処分が違法でないと認められるときには、審査請求棄却の決定を行う。審査請求棄却の決定は、あくまでも原処分が違法でないことを理由として行うのであって、労審法第15条第5項の適用がある場合は別として、審査請求人の居所不明等の事由があったとしても、それだけの理由では審査請求を棄却できない。

ハ 原処分取消の決定

原処分が違法であると認められるときは、その処分を取り消す旨の決定を行う。ここに「違法」とは行政処分が法令に違反していることをいう。ただし、違法な処分であっても、その結果、審査請求人に有利となっている場合には、不利益変更禁止の原則により取り消し得ない（(3)の決定の範囲参照）。

審査請求に係る数個の原処分の一部が違法であると認められるときは、その原処分のみについて取り消す旨の決定を行う。これはもちろん、その取り消される原処分が審査請求の内容からみて分割することができる場合に限られる。

(3) 決定の範囲

イ 不告不理の原則

審査官は、審査請求の範囲を超えて決定することはできない（不告不理の原則）。

審査請求の範囲は取消しを求める原処分の範囲内に限られ、審査請求の趣旨として表現されるものである。

例えば、審査請求人が、治癒認定に関連して、療養補償給付の支給継続を求めて審査請求をした場合には、既に支給した障害補償給付の額については、審査請求の対象となっていないので、たとえ治癒認定に誤りがあり、障害補償給付の支給も取消されるべきであるとしても、この点について審査し、決定することはできず、療養補償給付に関する処分に限定して決定しなければならない。

しかしながら、審査請求の趣旨に対する判断に当たっては、審査請求人の申し立てる審査請求の理由に拘束されることはない。例えば、療養補償給付の不支給処分について、原処分の理由が、審査請求人が労働者でないということであり、審査請求の理由も審査請求人が労働者であるということに限られている場合、この点について原処分の労働者でないとの理由が誤っており取り消されるべきであっても、審査官が当該災害を他の理由（例えば、因果関係がない）により業務外のものであると認定すれば、その理由により原処分を維持し、審査請求を棄却して差し支えない。

さらに、障害補償給付の支給決定についての審査請求は、障害補償給付の給付額の決定を取り消すかどうか問題となっているものであることから、審査請求の理由が単に障害等級の等級誤りだけであったとしても、その理由以外に、例えば給付額の根拠となる給付基礎日額についての判断を加えて、障害補償給付の額についての検討をして判断して差し支えない。

□ 不利益変更の禁止

審査請求は、行政救済の手段たる性格をもつことから、審査官は審査請求人に不利益となるような取消決定はできない（不利益変更の禁止）。

例えば、審査請求人の受けた障害補償給付に関する処分（第12級）が、障害補償給付第14級に該当するものと判断されても、原処分の取消決定はできず、棄却の決定をなし得るのみである。

(4) 決定の基礎

審査官は、決定するに当たり、審査請求人や原処分庁が提出した資料及び労審法第15条の規定によって自ら収集した資料に基づき、いかなる事実をいかなる証拠に基づいて認定したかを明確にしなければならず、この事実認定を基礎とし、法令（その行政解釈は、通常通達等に示されている。）を適用して、決定を行うものである。

なお、請求人等が加工した提出資料をそのまま使用することなく、タイムカード、同僚の証言等の証拠に基づき、具体的に明らかにしなければならない。

4 決定書の作成

(1) 決定書の記載事項

イ 決定書には、次の掲げる事項を記載しなければならない（労審法第19条第1項、労審令第17条）。

① 審査請求人の氏名又は名称及び住所

（代理人については、法定記載事項とはなっていないが、審査請求人の氏名及び住

所と併せて記載する。)

② 原処分をした行政庁

③ 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

④ 労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

⑤ 主 文

⑥ 理 由

⑦ 決定の年月日

⑧ 審査官の職名、氏名、印

(注) 原本には私印を用いる。民事訴訟法、規則第157条参照。

謄本には官印を用いる。

⑨ 労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間

ロ 審査官の決定は要式行為であるから、決定書に方式違反がある場合には、その程度によって法律上当然に無効となるか又は有効ではあっても取り消すべきものとされることもありうる。したがって、これらの法令に規定された事項については、必ず記載しなければならない。

(2) 決定書の記載書式

イ 決定書の記載書式は次のとおりとする。

審査請求人

決 定 書

〇〇県〇〇市〇〇 1-2-2
〇 〇 〇 〇

原処分をした行政庁

〇〇労働基準監督署長

上記審査請求人に係る審査請求事件につき、当労働者災害補償保険審査官は次のとおり決定する。

(本件審査請求を棄却する。)

主 文
理 由

第1 審査請求の概要

1 審査請求の趣旨及び経過

(1) 趣旨

(審査請求の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨を記載する。)

(2) 経過

(災害発生状況、原処分決定理由及び審査請求に至る経緯を簡潔に記載する。)

2 審査請求の理由

(請求人の主張を争点が明らかになるように簡潔に記載する。)

3 原処分庁の意見

(原処分庁の処分の理由を争点が明らかになるよう簡潔に記載する。)

4 争点

(争点を簡潔に記載する。)

5 審査資料

(審査に当たり収集した資料を、整理して記載する。)

6 参与の意見

(参与の意見を結論部分のみを記載する。)

第2 判断

1 判断の要件

(争点に対する判断基準が明らかになるよう、認定基準などの骨子を記載する。)

2 認定した事実と結論

(1) 認定した事実

(判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最小限の認定をした事実を、根拠を明らかにして記載する。)

(2) 結論

(認定した事実を判断の要件と比較して、簡潔に結論を記載する。)

よって主文のとおり決定する。

平成 年 月 日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇 〇 〇 〇 印

この決定に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会会館内)に再審査請求することができる。

なお、再審査請求の趣旨は、この決定の取消しを求めるものではなく、監督署長が請求人になした処分の取消しを求めるものである。

(2) 決定書の記載留意事項

イ 決定書の各部の記載に当たっては、次の事項に留意すること。

決定書

審查請求人

審査請求人の住所及び氏名を書くこと。

- ① 審査請求が代理人によってなされたものである場合は当該代理人の住所及び氏名も並記すること。

なお、多数の代理人が選任されている事件に係る決定書における代理人の表示に関しては、代表者が選任されている事件にあっては、多数の代理人のうちの代表者を、代表者が選任されていない事件にあっては、代表者の選任を求めた上で代表者として選任された者を代理人代表として表示し、その他の代理人に関しては、「その他〇名」と表示することとして差し支えないこと。

また、代表者の選任を求めたにもかかわらず代表者が選任されなかった事件は、代表人意見書等を作成、提出する等代理権を行使して審理に参加した者（多数ある場合は、その代表者的立場にある者）を代理人代表として表示し、その他の代理人に関しては、「その他〇名」と表示することとして差し支えないこと。

- ② また、審査請求人が死亡し、承継人が受継した場合は、以下の例により、決定書の名宛人が当初の請求人の承継人であることを明らかにすること。
- ③ 利害関係者がある場合は、本欄に続いて「利害関係者」の欄を設け、同人の住所、氏名を記載すること。

①例：「審査請求人 ○○県○○市○○番地
○○山○次郎

審査請求代理人 代表 ○○県○○市○○番地
○川○太郎」
(その他○名)」

②例：「審査請求人 ○○県○○市○○番地
○村○五郎
(審査請求人 亡○山○次郎 承継人)」

③例：「審査請求人 ○○県○○市○○番地
○山○次郎
利害関係者 ○○県○○市○○番地
○村○五郎」

原処分をした行政庁

例：「〇〇労働基準監督署長」

上記審査請求人に係る審査請求事件につき、当労働者災害補償保険審査官は次のとおり決定する。

主文

結論を簡潔に記載すること。定型的には次のように記載する。

例①：「本件審査請求を棄却する。」

例②：「本件審査請求を却下する。」

例③：「〇〇労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による〇〇給付に関する処分を取り消す。」

例④：「〇〇労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による〇〇給付の処分のうち、移送費に係る部分は取り消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。」

例⑤：「〇〇労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで審査請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による〇〇給付に関する処分のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について支給しないとした部分を取り消し、その余の部分に係る審査請求は棄却する。」

理由

主文の理由を示す部分であり、主文に至るまでの論理的な判断の過程を記載するものである。

第1 審査請求の概要

1 審査請求の趣旨及び経過

(1) 趣旨

審査の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨を記載すること。

例：「審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、〇〇労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しないとする旨の決定の取消しを求めるということにある。」

(2) 経過

① 当該処分の原因となった災害の発生状況等を記載した上で、

② 原処分庁が原処分を決定した理由及びその後の審査請求に至る経緯を次のように簡潔に記載すること。

「～請求人は、本件災害は業務に起因するものであるとして、監督署長に対し〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由に当たらないとして不支給処分した。

請求人は、この処分を不服として本件審査請求に及んだものである。」

③ また、複数の審査請求を併合する場合は、本欄の末尾に定型的には次のように

記載すること。

例：「当審査官は、これらの各審査請求について、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定により、これらを併合することとしたものである。」

④ 審査請求人が決定を待たずして死亡し、承継人が当該審査請求を受継した場合は、本欄の末尾に定型的には次のように記載すること。

例：「なお、請求人○山○次郎は、平成○年○月○日死亡したので、請求人の（長男）である○村五郎が、本件審査請求を受け継いだものである。」

2 審査請求の理由

当該原処分が取り消されるべきとする理由を、審査請求書（審査請求書に十分な理由が示されていない場合は、請求人の聴取書等も含む。）から要約して転記すること。要約に当たっては、次の「原処分庁の意見」と照らし合わせることで、争点が明らかになるよう留意すること。定型的には次のような書き出しとすること。

「請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。……」

3 原処分庁の意見

当該原処分の理由を、原処分庁の意見書から要約して簡潔に記載すること。要約に当たっては、前の「審査請求の理由」と照らし合わせることで、争点が明らかになるよう留意すること。定型的には次のような書き出しとすること。

「監督署長は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。……」

4 争点

上記「審査請求の理由」及び「原処分庁の意見」の対立点を次のように簡潔に記載すること。

例：「本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第○級を超えるものと認められるか否かにある。」

5 審査資料

請求人提出資料、原処分庁提出資料、審査官収集資料を各甲号証、乙号証、丙号証に区分してそれぞれ表題、日付、番号を記載すること、審査に用いなかった（証拠採用しなかった）ものについても記載すること。定型的には次のように記載する。

例：「本件の審査資料は次のとおりである。」

(1) 請求人が提出した資料

イ ○○病院○○医師作成に係る平成○年○月○日付け意見書 甲第○号証

(2) 原処分庁が提出した資料

イ 障害補償給付支給請求書（写） 乙第○号証

(3) 当審査会の収集した資料

6 参与の意見

参与全体の意見の結論部分のみ記載すること。意見が分かれている場合は、その旨記載すること。定型的には次のように記載すること。

例：①「参与のうち3名は棄却相当、他の1名は取消し相当との意見であった。」

②「参与は全員、棄却相当の意見であった。」

第2 判断

1 判断の要件

争点に対する判断基準を明らかにすること。各種疾病又は障害のように業務上外又は等級の認定基準が存在するものについてはその骨子を記載すること。以下に定型的な書き出しを例示する。

「本件は、請求人が労働者であるか否かが争点となっているところ、労働者性を判断する指標としては、次の点が検討されなくてはならない。①指揮監督下の労働であるか否か、②報酬の労働対償性……。そこでこのような要件に照らし、本件請求人が労働者といえるか否かについて、以下検討する。」

2 認定した事実と結論

(1) 認定した事実

① 判断の要件に合致するか否かの結論を導く上で必要最低限の認定した事実を、その根拠（審査資料の証番号）を明らかにして、順序よく記載すること。

② 「認定した事実」とは審査官が「真実である」との心証を得た事実のことである。原処分庁と請求人の間で争いのある事実について認定する場合は、その理由を根拠を明らかにして簡潔に示すこと。

③ 判断と直接関係のない事実については認定しておく必要はないが、事案の全体像を明らかにする等の必要がある場合は、間接事実であっても認定しておくこと。例えば、障害等級の争いにおいては残存する障害の程度そのものが本題であるが、災害発生状況も併せ認定しておくことで当該残存障害に関する認定に説得力を持たせることができる。

④ 医学見解については、争点にかかる部分のみを要約すること。複数の医証があり、鑑定意見も含めそれらの各見解が争点に関して対立している場合は、そのうちどれかを採用する理由を簡潔に記載すること。

例えば、「災害時の状況、症状の経過等からみて、○○医師の「請求人の基礎疾患の程度は相当重篤であり、いつ発症してもおかしくない程度のものであった」とする意見が妥当と考える。」等。

(2) 結論

「認定した事実」を受けて、「判断の要件」に合致しない（あるいは合致する）理由を簡潔に要約し、結論を述べること。最後部は、定型的に次のように締めくく

ること。

「よって主文のとおり決定する。

平成 年 月 日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇山〇之助 印」

ロ 教 示

決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない（労審法第19条第2項）。

ただし、原処分を全部取り消す場合には、たとえ審査請求人が、その決定の理由に不服であっても、直ちに再審査請求をすることができないので、決定書に再審査請求の教示をする必要はない。

教示の内容は、

この決定に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会会館内）に再審査請求することができる。

とするが、再審査請求が、審査官の決定の取消しを求めるものと誤認されるおそれもあるので、棄却決定の場合には、さらに、

なお、再審査請求の趣旨は、この決定の取消しを求めるものではなく、監督署長が請求人になした処分の取消しを求めるものである。

と付記すること。

なお、審査請求を不適法として却下した場合の再審査請求の対象は審査官の決定ということになるが、この場合にも、労働保険審査会において審査官の決定が不適法であると判断されたときには原処分の当否について本案審理がなされることとなるから、この再審査請求の趣旨を必ず付記すること。

(3) 訂正印、頁間の割印

決定書の語句はできる限り訂正しないよう努めるべきであるが、やむを得ず訂正する場合には、訂正印を押すこと。また、各頁間には、割印を押すこと。訂正印、割印は原本については審査官の私印を用い、謄本については官印を用いること。

5 決定の効果

(1) 決定の効力発生

イ 決定は、決定書の謄本が審査請求人（代理人を選任している場合は、代理人）に送付された（到達した）時に効力を生ずる（労審法第20条第1項・第2項）。

ロ 審査官は、審査請求人及び労審法第13条第1項の規定により通知を受けた者に、決定書の謄本を送付しなければならない（労審法第20条第4項）。

なお、代理人がいる場合は代理人に送付すること（代理人が複数である場合の取扱いについては、P14 参照）。

送付に際しては、決定書謄本に必ず謄本である旨の表示をし、かつ審査官が原本と相違ないことを証明しなければならない。

（例）

この謄本は原本と相違ないことを認証する。 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○○労働者災害補償保険審査官 ○ ○ ○ ○ 官印
--

決定書の謄本は、「配達証明」郵便で送付するものとし、封筒の表には「審査請求決定書在中」と朱書しておくこと。

ハ 審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができ（労審法第20条第2項）ことになっているが、審査請求人の所在の確認に努めること。その場合でもなお、審査請求人に決定書を送付することができないときは、公示の方法により決定書の送達を行うこと。

公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管しいつでも審査請求人に交付する旨を原処分をした署の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載してするものとする。この場合においては、掲示した日の翌日から起算して2週間を経過したときに、決定書の謄本の送付があったものとみなされる（労審法第20条第3項）。この官報掲載の事務は、次の要領によって行う（昭和43.9.3基発第571号参照）。

① 掲載依頼は、都道府県労働基準局長、労働省労働基準局長、官報報告主任を経由して行うこと。

封筒左下欄に「補償課労災保険審理室審査係あて」と朱書すること。

② 公示年月日については、記入しないこと。

③ 掲載依頼文書と原稿とは別葉にし、掲載依頼文書は1通、原稿文書は4通労働省労働基準局長あて送付すること。

1度に2件以上の公示送達を依頼する場合は、原稿は1公示送達文1原稿とすること。

送付に当たっては、参考のため決定書（写）と審査請求人の所在を調査した結果を添付すること。

〔 掲 載 依 頼 文 〕

○基審発第 ○○ 号

平成○年○月○日

労働省労働基準局長 殿

○○労働基準局長

審査請求事案に係る官報掲載について

今般、平成○年○月○日付け、審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定に基づき公示送達をいたすべく、下記により官報掲載の手続をとっていただくようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------|----------|
| 1 審査請求人 | ○ ○ ○ ○ |
| 2 審査決定年月日 | 平成○年○月○日 |
| 3 掲載原稿文例 | 別紙のとおり |
| 4 所在調査結果 | |

④ 掲載された官報は、当該審査請求事案の一件書類として、官報と原稿を照合のうえ保存すること。

⑤ 掲載原稿文例は、次のとおりとし、誤字脱字のないよう明確に作成すること。なお、1行の最大文字は22文字とすること。

〔 公 示 送 達 〕

公 示 送 達	
東 京 都 千 代 田 区 霞 が 関 1 丁 目 1 番 1 号 中 央	
(1) 合 同 住 宅 5 号 棟 1 7 1 6 号 室	
佐 藤 銀 次	
(2) 上 記 の 者 に 送 達 す べ き 平 成 ○ 年 東 基 審 第	
○ ○ 号 に 関 す る 決 定 書 の (3) 謄 本 は 、 東 京 都 文	
京 区 後 楽 1 の 7 の 2 2 東 京 労 働 基 準 局 内 東	
京 労 働 者 災 害 補 償 保 険 審 査 官 山 田 次 郎 が 保	
管 し 、 い つ で も 審 査 請 求 人 に 交 付 す る か ら 、	
そ の 受 領 方 を 申 し 出 ら れ た い 。	
労 働 保 険 審 査 官 及 び 労 働 保 険 審 査 会 法 第	
2 0 条 第 2 項 及 び 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 示	
す る 。	
平 成 年 月 日	
(5)	
東 京 労 働 者 災 害 補 償 保 険 審 査 官	
(6)	
山 田 次 郎	
(備 考) 決 定 の 主 文 及 び 年 月 日	
1 決 定 主 文 「 本 件 審 査 請 求 を 棄 却 す る 。 」	
2 決 定 年 月 日 (7) 平 成 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	
(8)	

(注意事項)

- ・(1)及び(2)は、決定書に記載された請求人の住所及び氏名であるが、住所については、できるだけくわしくアパート名等まで記入すること。
- ・(3)は当該事件の番号
- ・(4)は謄本を保管している者を具体的に示すため、局所在地、審査官氏名を記入すること。
- ・(5)は官報には掲載日が入り、その日が公示日となるが、掲載原稿には空欄としておくこと。
- ・(6)は決定をした審査官の氏名
- ・(7)及び(8)は、決定書に記載された決定主文年月日
- ・(2)及び(6)は、氏と名の間を一字あける。

(2) 決定の効力

イ 決定は、審査請求人及び原処分庁のみならず、労審法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する（労審法第21条）。

審査官は、決定が行われた後に審査請求人に有利な新たな事実を発見したとしても

その決定を自ら取り消すことはできない。

- ロ 原処分を取消すとの決定によって、原処分庁は決定理由中に示された判断を基礎に改めて処分をしないしなければならない。

6 決定の変更及び更正

審査官は、決定が法令に違反したことを発見したときは、その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間に限り、変更の決定をすることができる。ただし、決定を変更するために審理のための処分をする必要があるときは、変更できない（労審法第22条）。

審査官は、決定に違算、書き損じその他これに類する明白な誤謬があるときは、いつでも申立てにより又は職権で決定を更正することができる。決定の更正の申立ては、労審則第8条に規定された様式第10号の書面をもってしなければならない。

審査官は、決定を更正したときは、審査請求人、原処分庁及び労審法第13条による通知をした利害関係者及び参与に審査様式第18条による通知をするとともに、更正された決定書の謄本を送付しなければならない（労審令第18条第5項）。

この場合、再審査請求に関する教示については、決定書において既に行っているので、決定更正通知書において、改めて教示しないこと。

審査様式第18号

〔決定更正通知書〕

○基審発第 ○○ 号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

決定の更正について

平成 年 月 日付けで本審査官が行った (注1) ○○ ○○
(注2) に係る休業補償給付不支給処分審査請求の決定中、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第18条の規定により、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

例1 決定書 8頁11行18字目23°を24°と改める。

例2 決定書13頁 3行 3字目と4字目の間に（写）を加える。

例3 決定書21頁 5行 7字目から13字目までを削除する。

(注1) 審査請求人の氏名

(注2) 処分の種類

なお、決定後審査官が交替した場合には、決定をした審査官の事務を引き継いだ審査官が更正を行うこととなるが、この場合の決定書の署名・押印をする部分については、前任者が異動等の事情により署名等ができない旨を記して、後任の審査官が署名・押印を行うこととなる。

審査様式第18号

〔決定更正通知書〕

		○基審発第 ○○ 号	
		平成○年○月○日	
○○○○ 殿			
		○○労働者災害補償保険審査官 (注1) ○○○○ 印	
決定の更正について			
平成	年	月	日
行った	(注3) ○○	(注4) ○○	(注2) ○○○○ が
に係る休業補償給付不支給処分審査請求の決定中、下記のとおり更正しますので、労働 保険審査官及び労働保険審査会法施行令第18条の規定により、更正した決定書の謄本 を添えて通知します。			
記			
例1 決定書 8頁11行18字目23°を24°と改める。			
例2 決定書13頁 3行 3字目と4字目の間に(写)を加える。			
例3 決定書21頁 5行 7字目から13字目までを削除する。			

(注1) 更正をした後任審査官氏名

(注2) 決定をした前任審査官氏名

(注3) 審査請求人の氏名

(注4) 処分の種類

〔 更 正 し た 決 定 書 〕

よって主文のとおり決定する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〇〇労働者災害補償保険審査官

(注1)

○ ○ ○ ○

〇〇労働者災害補償保険審査官(注2)〇〇〇〇は、異動(又は退職)のため押印することができない。

〇〇労働者災害補償保険審査官

(注3)

○ ○ ○ ○ 印

(注1) 決定をした前任審査官氏名

(注2) "

(注3) 更正をした後任審査官氏名

7 不作為行為についての不服申立て

審査官が労災法第35条第1項の規定に基づく審査請求に対して、相当の期間内に決定をしないときは、その不作為について、審査請求人は審査官に対する異議申立て又は労働大臣に対する審査請求のいずれかの不服申立てをすることができる(行審法第2条第2項及び第7条)。

審査請求人から適法な異議申立てがあった場合は、20日以内に決定するか、又は決定が遅れていることの理由を文書をもって示さなければならない(行審法第50条第2項)。

しかしながら、異議申立てが不適法である場合は、異議申立ては却下されることとなる(行審法第50条第1項)。

不作為についての不服申立てについては、不作為状態が続く限り、いつでも不服申立てをすることができるので、このような事案が発生しないよう迅速処理に努めること。

なお、平成8年7月の労災法の改正により、審査請求人は審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査会に再審査請求をすることができるとされた(労災法第35条第2項)ことから、上記の行審法による不作為についての不服申立ての意義は狭まったものと考えられる。

IX 審査請求に伴うその他の事務処理

1 整理・保存

審査官は、決定した審査請求関係の関係書類及び審査請求手続の記録をとりまとめてこれを編綴すること。

この綴には、表紙（審査様式第21号）を付し、事件番号、審査請求人の氏名、受理通知年月日等を記載し、決定を行ったときは、決定の主文を記載すること。

審査官は、審査請求処理経過簿（審査様式第20号）を作成し、処理の経過を記録しなければならない。また、別に審査請求文書受付・送付簿（審査様式第19号）を備え、審査請求関係文書の受付・送付年月日等を記録すること。

文書の保存については、次のような事態が生じた場合を除いて局の文書保存規程により保存することとなる。

- | | |
|--|--|
| ① 再審査請求に及んだ事件 | 再審査請求の裁決が出されてから文書保存規程の保存年月 |
| ② 訴訟に及んだ事件 | 裁決の確定から文書保存規程の保存年月 |
| ③ 同一請求人による別の審査請求、再審査請求及び訴訟に及ぶことが予想される場合又は及んだ場合 | 決定、裁決又は判決若しくは審査請求期間の徒過した月の翌日から文書保存規程の保存年月（別の争訴が終結するまで） |

2 報 告

審査官は、審査請求事案の「審査処理計画一覧表」を毎月初めに作成し、労災主務課長に報告すること。

本省に対しては、平成7年3月3日付事務連絡に基づく「四半期審査請求処理状況等報告」及び報告例規補410「労働者災害補償保険審査官活動状況報告」を提出すること。

審査様式第21号

〔 審 査 請 求 綴 表 紙 〕

事 件 番 号	〇〇年 - 〇〇〇
事 件 の 表 示	休業補償給付不支給処分取消審査請求事件
審 査 請 求 人	〇〇 〇〇
原 処 分 を し た 行 政 庁	△△ 労働基準監督署長
利 害 関 係 者	な し
参 与	〇〇 〇〇 (労働者側) 〇〇 〇〇 (使用者側) 〇〇 〇〇 (労働者側) 〇〇 〇〇 (使用者側)
原 処 分 の あ っ た 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
原処分のあったことを知った日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
審 査 請 求 受 付 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
受 理 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
受 理 通 知 発 送 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
決 定 年 月 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
決定書の謄本を送付した日	平成 〇 年 〇 月 〇 日 (配達証明受付番号〇〇〇)
決 定 の 主 文	本件審査請求を棄却する。
原 処 分 の 要 旨	平成〇年〇月〇日請求の、〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の間 (〇〇日)の休業補償給付請求については、治め後の請求であるので不支給とする。
備 考	

3 審査請求の費用

審査請求に要する費用は、これを徴収しない。

4 審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等

(1) 出頭命令者及び旅行命令権者

イ 審査請求を受けた審査官は、当該審査請求に係る審理のための処分をするため、審査請求人、参考人及び鑑定人等（以下「証人等」という。）に対して出頭を求めることができる（労審法第15条第1項）。この場合、審査官は、あらかじめ旅行命令権者（原処分を行った署を管轄する局長）に証人等の資格、氏名その他必要な事項を通知するものとし、旅行命令権者は、これに基づき当該出頭命令に係る旅行依頼を行い（旅費法第4条第1項）、国家公務員等の旅費支給規程別表第一（甲）による旅行依頼簿に所要事項を記載のうえ、当該旅行者に提示するものとする。ただし、旅行依頼簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭又は書面により旅行依頼を行うことができる（旅費法第4条第4項、同規程第4条）。この場合、後に速やかに旅行依頼簿に記載する等の事務を行うこと（旅費法第4条第5項）。

なお、証人等が単独歩行困難である等付添人が必要である場合には、付添人に対しても旅費を支給することに留意すること。

ロ 旅費の種類は鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料であること（労審令第14条第2項）（審査様式第23号）。

ハ 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すること（旅費法第7条）。

(2) 公務員に対する旅行依頼

国家公務員が証人等として旅行する場合の旅費は、その職員の国家公務員としての職務の級に相当する旅費ではなく、証人等として受けるべき旅費を支給するものであること。たとえその職員の公務員としての職務に関連している場合でも同様であること（旅費法第15条）。

(3) 鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料

イ 証人等のうち審査請求人（付添人も含む）又はその代理人に対して支給する鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料（以下「鉄道賃等」という。）は、実費額であること。ただし、鉄道賃等の実費額が行政職俸給表（一）の3級の職務にある者が、旅費法の規定に基づいて受ける額をこえるときは、当該旅費法の額と同一とすること（労審則第5条第1項）。

ロ 証人等のうち審査請求人又はその代理人以外の者に対して支給する鉄道賃等は、行政職俸給表（一）の3級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とすること（労審則第5条第2項）。

(4) 日 当

証人等に支給する日当は、行政職俸給表（一）の3級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額と同一であること（労審則第5条第1項及び第2項）。

(5) 鑑定料

鑑定人に対しては、審査官が鑑定の難易の程度その他の事情を勘案して定めた額の鑑定料が支給されること（労審則第5条第3項）。

鑑定料の算定に当たり、鑑定1件とは、鑑定の件数により計算することを意味するものであって、例えば1日の出頭であっても2件の審査請求について、それぞれ鑑定を行った場合においては、その日の日当については1日分であるが、鑑定は2件として取り扱うこと。

なお、労審令第14条第4項の規定により検査費用等特別の費用を負担した者に対しては実費に相当する額が支給される。この実費については、資料等の作成に要した費用又は特別に負担した費用の額を証明するに足る書類を審査費用請求書（審査様式第24号）に添付させること。

(6) 請求手続

旅費等の支給を受けようとする者は、審査費用請求書（審査様式第23号、第24号）に必要な事項を記入し、支出官（局長）に提出しなければならない。他局の審査官に対し、労審法第15条第2項により処分の嘱託をした場合、その処分について要した費用は、処分の嘱託を受けた審査官の属する局の支出官（局長）に対して請求するものとする。

なお、審査関係に伴う諸経費の支出に当たっては、別表「審査関係諸経費支出科目一覧表」によること。

別 表

審査関係者諸経費支出科目一覧表

区 分	根 拠 条 文 等	予 算 科 目		備 考
		項	目	
参与の報酬	労審法第5条	業務取扱費	諸 謝 金	○予算の範囲内において支給
参与の参与会への 出席旅費	労審法第13条第2 項	"	委員等旅費	
鑑定人に対する鑑 定料	労審法第15条第1 項第3号 同令第14条第3項 同則第5条第3項	"	諸 謝 金	○1件当たり (一般的な医学的事項) 20,000円 (特に高度な医学的事項) 50,000円 ○基発第479号 H8.7.24
鑑定に伴う諸費用	労審法第15条第1 項第3号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	"	障害等級等 認定庁費	○エックス線写真を作成する 費用、諸検査費その他診断 上の費用等(実費)
鑑定人又は参考人 等の出頭旅費	労審法第15条第1 項第1号 同条第2項 同条第1項第3号 同令第14条第1項 同則第5条第2項	"	証人等旅費	

区 分	根 拠 条 文 等	予 算 科 目		備 考
		項	目	
鑑定を受ける者等 に対する旅費	労審法第15条第1 項第5号	業務取扱費	証人等旅費	○基発第353号 S45.5.7 ○労審則第5条第1項の額
審査請求人又は代 理人等の出頭旅費	労審法第15条第1 項第1号 同条第2項 同令第14条第1項 同則第5条第1項	"	"	"
医師に対する意見 書料	労審法第15条第1 項第5号	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	○1件当たり (一般的な医学的事項) 20,000円 (特に高度な医学的事項) 50,000円 ○基発第479号 H8.7.24
診断に伴う諸費用	労審法第15条第1 項第5号 同令第14条第4項 同則第5条第4項	"	"	○エックス線写真を作成する 費用、諸検査その他診断上 の費用等(実費)
受診命令に伴う 旅費	労審法第15条第1 項第5号	"	証人等旅費	○基発第353号 S45.5.7 ○労審則第5条第1項の額

※区分欄の「等」には付添人が含まれる。

機 械 処 理 関 係

労災保険年金等の払渡に関する国庫金の振込請求日 及び同郵政官署払いの支払開始日の変更について

(平成8. 9. 6 基発第559号 労働省労働基準局長より)
(都道府県労働基準局長あて)

労災保険年金等の払渡に関し、金融機関を希望した受給権者への国庫金の振込請求日については、昭和43年4月30日付け基発第282号「労働者災害補償保険特別会計法施行令の一部を改正する政令等の施行について」の記の4の(1)のイの(イ)(昭和58年10月8日付け基発第562号により改正)により、また、労災保険年金などの郵政官署払いの支払開始日については、前記第282号通達の記の4の(1)のイの(ロ)(昭和59年4月26日)付け基発第210号及び平成5年1月25日付け基発第45号により改正)により取り扱ってきたところであるが、今般、郵政省令の一部改正(平成8年郵政省令第63号)に伴い、下記のとおり支払開始日が改められるとともに、国庫金の振込請求日についても下記のとおり変更することとしたので、了知するとともに、管下各署に周知されたい。

なお、本通達の施行に伴い、昭和58年10月8日付け基発第562号通達、昭和59年4月26日付け基発第210号通達及び平成5年1月25日付け基発第45号通達は廃止する。

記

- 1 国庫金の振込請求日及び郵政官署払いの支払開始日
支払期月の15日(ただし、当日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その直前の日曜日等でない日)
- 2 実施時期
平成8年10月1日

そ の 他

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について

(平成8. 7. 24 基発第479号 労働省労働基準局長より)
(都道府県労働基準局長あて)

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和57年4月13日付け基発第273号通達(以下「273号通達」という。)及び昭和56年1月28日付け基発第43号通達(以下「43号通達」という。)、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年6月5日付け基発第297号通達(以下「297号通達」という。)をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成8年7月1日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、273号通達、43号通達及び297号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

記

1 労働基準監督署長(以下「署長」という。)が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

(1) 支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合(業務上外の認定、治ゆの認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。)

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

(2) 支出科目

上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治ゆの認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、(項)保険給付費(目)保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害(補償)年金受給者の障害の状態の認定等の場合については、(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費より支出する。

(3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項と区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次の定めるものとする。

イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害の係る傷病等級又は障害等級に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案

ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

2 都道府県労働基準局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

(1) 支出要件

次に掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合（業務上外の認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。）。

ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。）。

ハ 学識経験者、医師、弁護士その他専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合（医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。）。

ニ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があつた場合（イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。）。

(2) 支出手続

個々の事案について、支出伺い（行政決裁）を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があつたこと等について裏付けとなる資料を添付することとする。

(3) 支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、（項）業務取扱費（目）諸謝金より支出することとする。

(4) 支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲については社会通年上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1) 支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2) 支出科目

支出科目は次の各号に定めたものとする。

- イ 鑑定料 (項) 業務取扱費 (目) 諸謝金
- ロ 意見書料 (項) 業務取扱費 (目) 障害等級等認定庁費

(3) 支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次の定めるものとする。

- イ 傷病の業務上外等が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
- ロ 治ゆ又は再発が焦点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
- ハ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が焦点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等の判断が困難な事案
- ニ その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表 1

労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金 額	支 出 科 目		備 考
			(項)	(目)	
労働基準 監督署長	本通達中 1-(1)- イ 事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本通達中 1-(1)- ロ 事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	傷病の治癒の認定 及び療養者の症状 のは握の場合
			業務取扱費	障害等級等 認定庁費	業務上外の認定及 び障害補償年金受 給者の障害の状態 の確認等の場合

別表 2

都道府県労働基準局長が意見等を求めた場合

依頼者	支給要件	金 額	支出科目		備 考
			(項)	(目)	
都道府県労働基準局長	本通達中 2-(1)-イ 事案	20,000円 } 50,000円	業務取扱費	諸 謝 金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中 2-(1)-ロ 事案	20,000円 } 100,000円			同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定する
	本通達中 2-(1)-ハの内個人に求めた場合	20,000円 } 50,000円			事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中 2-(1)-ハの内団体に求めた場合	50,000円 } 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合等を充分勘案して決定すること
	本通達 2-(1)-ニ 事案	3,000円 } 10,000円			事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること

別表 3

労災保険審査官が鑑定等を求めた場合

依頼者	支給要件	金 額	支出科目		備 考
			(項)	(目)	
審査官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	諸 謝 金	
	意見書料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円		障害等級等 認定庁費	

(参考)

意見書料等の改定一覧

	内 容	金 額		支 出 科 目		備 考
		新	旧	(項)	(目)	
労働基準 監督署長	意見書料 療養の継続等の 判断に当たり医 師に対して求め た場合	一般的な 医学的事項 7,000円 特に高度な 医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費	保険給付費	昭和57年 4 月13日付け 基発第273 号通達
	意見書料 受診命令に基づ き、医師に対し て求めた場合	一般的な 医学的事項 7,000円 特に高度な 医学的事項 20,000円	5,000円	保険給付費 〔傷病の治ゆの認定及 び長期療養者の症状 の把握の場合〕 業務取扱費 障害等級等 認定庁費 〔業務上外の認定及び 障害補償年金受給者 の障害の状態の認定 等〕	保険給付費	
都道府県 労働 基準局長	意見書料、鑑定料 保険給付に関す る決定に当たり 医師に対して求 めた場合	20,000円 ～50,000円	10,000円 ～20,000円	業務取扱費	諸 謝 金	昭和56年 1 月28日付け 基発第43号 通達
審 査 官	鑑定料 一般的な医学的 事項	20,000円	5,000円	業務取扱費	諸 謝 金	平成元年 6 月 5 日付け 基発第297 号通達
	特に高度な医学 的事項	50,000円	15,000円			
	意見書料 一般的な医学的 事項	20,000円	5,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	
	特に高度な医学 的事項	50,000円	15,000円			

5 労災保険審査専門調査員の活用

審査請求件数の増加とその内容の複雑化等の状況を踏まえ、審査請求の迅速な処理を図る観点から、審査官が行う事務のうち、一定の事項を補助させるため、労災保険審査専門調査員を配置している。審査官は、この審査専門調査員の設置の趣旨を十分理解の上、その活用を図ること。

また、その活用については、「労災保険審査専門調査員について」（平成2年6月8日基発第344号、P218参照）の運営細目等によることとするが、労災保険審査専門調査員はあくまでも審査官の事務を補助するものであって、労審法上の審査官の職権に係る事務（関係者からの聴取等、労審法第15条の審理のための処分等）までも行えるものではないことに留意すること。

6 再審査請求の受付事務

再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官（労災法第35条第2項による決定を経ない再審査請求の場合は、審査請求がされている審査官）を経由してすることができる（労審令第23条）、審査請求とは異なり、口頭で行うことができず、文書により行わなければならない（労審法第39条）。

再審査請求を受け付けたときは、再審査請求を受け付けた時期を明らかにした上で、速やかに審査会あて送付すること。

7 審査官の審査会に対する対応

再審査請求が、審査会で受理されると、審査会は、労審法第40条の規定により関係者に対し受理の通知を行うが、これと同時に、再審査請求事件に係る決定を行った審査官の属する局の局長に対し、審査官の所持する当該事件に関する証拠物件を送付するよう求めるので、その場合にはこれら関係物件を遅滞なく送付すること。

その他、再審査請求に関し、審査会から種々依頼される事項があるので、かかる場合にはできるだけ便宜を図ること。

審査官から審査会に提出する証拠資料については、決定書に掲げた審査資料は次の区分により取りまとめて審査会に送付すること。

- 請求人の提出資料……………「甲号証」
- 監督署長の提出資料……………「乙号証」
- 審査官自らが収集した資料……………「丙号証」

この場合監督署が意見書に添付する資料と重複しないよう、局・署間で調整すること。

審査会においては、公開審理を円滑に進めるために収集した資料を1冊にまとめたプリント（事件プリント）にして、公開審理の前に再審査請求人、代理人、原処分庁及び審査官に対し配付している。したがって、内部資料や審理において重要な資料であるが請求人等に知れることにより第3者のプライバシー等多大な影響を及ぼすおそれがあるものは、その旨を記し、プリントがなされないよう他の資料と区分して送付すること。

X 救済規定に基づき再審査請求された事案の事務処理

1 対象となる審査請求

平成8年7月1日改正の労災法第35条第2項に基づいて再審査請求（審査請求後3か月が経過しても決定がない場合に行われる審査官の決定を経ない再審査請求のこと。以下「救済規定に基づく再審査請求」という。）がなされた審査請求事案を対象とする。

2 「審査請求後3か月」の期間について

当該期間は、審査官が適法な審査請求を受理した後の翌日から起算する。したがって、審査請求を受付けて補正を命じている期間については、請求人側の責に帰すべきものであり、ここでいう「3か月」の期間には算入しないものである。

また、期間計算については、法律に特段の定めがないことから、民法の期間計算に準じることとなる（民法第140条及び第143条）が、これについて一例を示すと下記のとおりである。

例

5月20日受理

（3か月満了日）

→

8月20日

※ 翌日の21日から起算して3か月後の応答日の前日（8月20日）の終了をもって3か月が経過したこととなる。

3 具体的な事務処理について

(1) 請求人からの申出

請求人の再審査請求の意思が明らかに表明された場合には、再審査請求書（規則様式第3号の2）に記載するよう指導し、この請求書が提出されたときには、速やかに審査会あて送付すること。また、審査官ではなく署で経由の受け付けた場合には、当該署は審査官に経由の受付けた旨を速やかに連絡するとともに、再審査請求書は当該署から審査会に送付されることとなる。

(2) 審査会からの受理通知について

当該再審査請求書が審査会において受理され、受理通知がくるまでは通常の事案と同様に審理を継続することとするが、同会から受理通知がきた場合には、その審査会の受理日をもって自動的に審査官に対する審査請求が取り下げられたものとみなして（労審法第17条の2第3項）そこで審理を中止し、次に述べる審査会への引継ぎ等の事務に移行する。

(3) 関係機関等への通知等

通常の下取げ事案と同様に、取下げの旨を原処分庁、利害関係者及び参与に通知するとともに、「審査請求処理経過簿」に経緯を記録して事実経過を明確にしておくこと。

(4) 審査会への引継ぎ処理

審理のために審査官が収集した審査資料については、原則として写しを審査官の手元

に保管し、その原本を遅滞なく審査会へ送付することとなるが、その際、請求人から提出された資料については、必ず請求人の同意を受けておくことが必要であり、もし、請求人の同意が得られないときには、これを請求人に返戻して、審査会には代わりにその写しを送付することとなる。

なお、医証等のような資料で既に作成ないし提出を依頼していて、かつ審査会への引継ぎ資料の送付日までに得られなかった資料に関しては、当該資料の代わりにその依頼文等を入手予定日等を記入して送付し、後日資料が提出されたときには速やかに追加送付すること。

(5) 審査請求の受理等と審査会における処理との関係

イ 審査会は、審査請求事案を審査官がまだ受け付けていない場合、または審査官が受け付けはしたが受理を行っていない事案が再審査請求されたときには、不適法な再審査請求として却下する。

ロ 審査官が既に受理していて受理後3か月を経過していない場合には、審査会は再審査請求を受け付けたまま保留し、3か月が経過するのを待つこととなる。

ハ 審査官が却下決定を行った場合又は上記ロにおいて3か月が経過した場合には、審査会は直ちに要件審理に入り受理の可否を決定する。

ニ 再審査請求時に既に審査官が全部取消又は一部取消の決定を行い、かつ、その旨の決定謄本を送達していた場合には、審査会は、当該部分については再審査請求による利益がなくなり、取り下げられたものとみなして処理することとなる（労審法第49条第3項）このため、審査官は速やかに審査会へ当該取消しに係る決定書の謄本を送付する等必要な措置を講じること。

4 その他の留意点

事案が複雑困難であるため、どうしても3か月以内に処理が完了しないものについては、3か月以内に、少なくとも請求人からの聴取書の作成、争点の整理を踏まえた重要事項に関する調査及び各種照会等は必ず行っておくこと。

第 3 部 審査請求及び再審査請求 に伴う監督署長の事務



I 監督署長の事務

1 監督署長の事務の種類

審査請求及び再審査請求に伴う署長の事務として、審査請求における経由機関としての事務及び原処分庁としての意見書の作成事務がある。その他審査官又は審査会で原処分が取り消された場合に伴う事務があるが、これは新たな処分となる。

2 審査請求に対する監督署長の基本姿勢

審査請求をする権利は、署長の処分に関する不服を争うものとして、労災保険給付請求人に認められたものであるから、署長がその行使を制約することがあってはならない。

しかしながら、審査請求人の不服は、労災保険制度の趣旨、目的、手続、内容等をよく説明することで解消されることも少なくないことから、まずもって事情を聴取した上で労災保険制度についての説明を尽くし、無用に審査請求がなされることのないよう心掛けること。

3 経由機関たる監督署長の事務

- (1) 審査請求又は再審査請求は、直接審査官なり審査会に対してのみでなく、審査請求人若しくは再審査請求人の住所を管轄する署長又は原処分をした署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項、第23条第1項）。このため署長は、口頭による審査請求があった場合にこれを受ける職員（署の労災主務課長が望ましい。）をあらかじめ事務分掌等で指名しておくこと（労審令第5条第2項）。
- (2) 署長は、審査請求書の提出を受けたとき、又は口頭による審査請求を受けて聴取書を作成したときは、審査請求を受け付けた時期を明らかにした上で速やかにこれを審査官あて送付すること。
- (3) 署長は、再審査請求書の提出を受けたときは同様に審査会あて速やかに送付すること。特に、再審査請求は口頭によるものは認めていないことに留意すること（労審法第39条）。
- (4) 審査請求、再審査請求の用紙の交付及び受付に当たっては、（P119、120）「労働保険審査請求書の記載について」及び「労働保険審査請求書の記載例」を参照の上、請求書の記載について懇切丁寧に指導すること。

この場合、請求人が原処分を不服とする理由を十分聴いた上で、処分理由について請求人に説明し、理解を求めることにより、いたずらに審査請求がなされることのないようにするとともに提出を受けた審査請求書等の記載に不備がある場合にあっては、可能な限りの訂正を行なわせ、極力審査官等の補正命令の対象にならないように努めること。

- (5) 平成8年7月1日に労災法第35条が改正されたことにより、審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、請求人は審査官の決定を経ずに、直接、審査会に対して再審査請求を行うことができる（労災保険法第35条第2項）。

この規定に基づいて行われる再審査請求（以下「救済規定に基づく再審査請求」という。）に関する署長の事務処理については次のとおりである。

イ 請求人から、救済規定に基づく再審査請求を行いたい旨の意思を受けた場合には、再

審査請求様式（規則様式第3号の2）に記載するよう指導し、この請求書が提出された場合には速やかに審査官に電話で再審査請求があった旨を連絡した後、遅滞なく再審査請求書を審査会へ送付すること。

- ロ、審査会で要件審理を行った結果、適正な再審査請求として受理されれば、審査官は審査請求については請求人から取下げがあったものとみなして（労審法第17条の2第3項）そこで審理を停止し、通常の下取事案の処理と同様に、原処分庁あて取下げがあった旨の通知（審査様式第16号審査請求手続の終了通知書）を送付して審査請求の事務を終了することとなる。

審査請求書の記載について

労働基準監督署長が行った労務検査付に関する決定処分に関する不服がある場合には、以下に掲げるように、労働基準監督署長に審査請求（以下「労務検査審査請求」という。）を審査請求を行うことができます。

労務検査付に関する決定処分を受けた事件は、その決定の理由や、労務検査の記録等についてわからない点があれば、処分を行った労働基準監督署長にお尋ねください。

一 審査請求をする場合の注意事項

- (1) 審査請求をする人ができる人

次の人は労務検査に規定された検査付に関する決定に対して労務検査審査請求を審査請求することができます。

 - イ 労働基準監督署長より検査付に関する決定（以下「原処分」という。）を受け、これに不服のある人
 - ロ イのイが、原処分を受けた場合には、イのイに係る未支給の保険給付を受けようとする人
- (2) 代理人による審査請求

審査請求をしようとする人が自分でその手続を行う場合は、代理人により審査請求をすることができます。この代理人は弁護士などの特別の資格を有する人もあります。

代理人は審査請求人の親族はその他資格を証明する書類を添えて審査請求書に添えて提出してください。
- (3) 審査請求をする方法

審査請求は、原処分をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働基準局に届けられて、労務検査審査請求書に添付して提出することになります。この審査請求書に定められたことなどをよく読んで、労務検査審査請求書に添付してください。郵送でも構いません。

また、原処分をした労働基準監督署又は審査請求人の住所地の労働基準監督署長のところへ提出してもよいことになっています。

なお、この審査請求書を提出すれば、口頭による審査請求もできます。その場合は、労務検査審査請求書、原処分をした労働基準監督署又は審査請求人の住所地の労働基準監督署長に、その旨を提出してください。
- (4) 審査請求ができる期間

審査請求は、労働基準監督署長が行った労務検査審査請求が送達された日の翌日から起算して六十日以内に提出してください。この期間を過ぎると審査請求はできないことになります。

ただし、天災地変等の正当な理由がある場合、審査請求をおくれた場合は、六十日の期間をすぎても審査をしようとする人から、この場合は、審査請求書と同時に、おくれた理由をくわしく書いて添付してください。

二 審査請求書の書き方（よく読んで間違いないよう） にしてください。）

- (1) 一の欄

審査請求人の住所（この審査請求書を提出する際の審査請求人の住所）及び審査請求人の氏名を書いてください。
- (2) 二の欄

代理人によって審査請求をするときは、その住所及び氏名を書いてください。
- (3) 三の欄

原処分を受けた者の住所及び氏名又は名称を書いてください。

原処分を受けた者と審査請求人が同一の場合は「同一」と記載です。
- (4) 四の欄

原処分を受けた者が保険給付その他の特付原因となつた災害を被つた労働者以外の者であるときは、その災害を被つた労働者の氏名を書いてください。例えば、労務検査審査請求に関する原処分を受けた者（被り手）や被り手に関する原処分を受けた者（被り手）は、災害によって死亡した労働者以外のものであるから、この場合は死亡労働者の氏名を書くことにはなりません。

また原処分を受けた者と災害を被つた労働者が同一である場合には書く必要はありません。
- (5) 五の欄

原処分に係る労働者が、保険給付の原因となる災害が発生した時に使用していた事業場の所在地と名称を書いてください。
- (6) 六の欄

審査請求人が保険給付その他の特付原因となつた災害を被つた労働者以外の者である場合には、審査請求人とその労働者の関係が明確になるように、例えば原処分に係る労働者の「妻」とか「母親」というように書いてください。

- (7) 七の欄

原処分をした労働基準監督署長を間違いないよう書いてください。
- (8) 八の欄

「原処分のあつた」として、年月日、原処分を受けた年月日（労働基準監督署長から支給又は未支給等の（労務検査審査請求）が送達された年月日）を書いてください。

二以上の原処分について審査請求をしようとする場合は、それぞれの場合について原処分をした年月日とその原処分のあつた年月日を書いてください。
- (9) 九の欄

「審査請求の趣旨」というのは、労務検査審査請求の趣旨をいふこととを申し立てることをいふことです。

したがって、労働基準監督署長の原処分に関する場合は、審査請求の趣旨には、労務検査審査請求を取り消しを求めたい労働基準監督署長の原処分を明確にし、その原処分の取り消しを求める旨を書くべきです。

労務検査審査請求は、審査請求の趣旨を取り消しを求める旨の原処分についてだけ審査を決定するものである。それ以外には及びませんから取り消しを求める労働基準監督署長の原処分については特に注意して書いてください。書き方の例を示すは次のとおりです。

「労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付で、労働基準監督署長が労働基準法の規定に基づき決定した原処分を取り消す旨の決定を求める。」
- (10) 十の欄

請求の理由には、労働基準監督署長の処分が取り消されるべきであるかという理由を明確に、かつ、具体的に書いてください。

この理由は九の欄に記載された審査請求の趣旨の理由ですから、審査請求人の主張する事柄を明確に書いてください。簡単な文例を示すは次のとおりです。

「田中太郎は、会社の庶務のため自家用車を運転中に交通事故に巻き込まれたため、業務上の災害であることは明らかである。したがって、業務上災害に該当したため業務上の災害に該当するとして、労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」
- (11) 十一の欄

審査請求に関する労働基準監督署長の処分がある場合は「有」に○印を、無ければ「無」に○印を付けてください。
- (12) 十二の欄

十の欄の審査請求の理由で述べた事実の存在を立証するための証拠及びその事実を証明するための証拠を提出しようとする人を書いてください。この場合はその証拠を審査請求人が提出しようとするものであるから、審査請求書の審査請求書に添えて提出してください。

審査請求人が証拠の提出を希望する場合に提出しようとする証拠が提出されず、提出される場合は提出してください。

その証拠が審査請求人の提出するものである場合は、審査請求人の処分を申立てを必要とするときは、その事項に即してその処分を決定するにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書いてください。
- (13) 審査請求年月日の欄

この審査請求書を提出（郵送の場合は封筒）する年月日を間違いないよう書いてください。
- (14) 審査請求人氏名及び印の欄

審査請求人の氏名を書いて印を押しつけてください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いて代理人の印を押しつけてください。
- (15) 一から十三までの欄に記載された事項は「提出（一、二、三……）のしるし」と記入し、別の紙に書いてこの審査請求書に添付してください。書き方については、労働基準監督署又は都道府県労働基準局にお尋ねください。

記載例を二覧ください

災のた
ら給れ
か。さ
長は考
署又が
督給て
監支書
準の知
基付通
勤給定
労險決
保「年

て分名で
こいを書
のる行書く
の支払い必
査給たて要
請又労働は
求は動たあ
の不基さり
の支払いま
象拾監。せ
と決督氏ん。
な定署名
つ処長ま

人き」人
求と妻求。
請い「請ん。
査なば査せ。
審でえ審ま。

を律だに記し入る必要はあ

氏 窓 勞 出
番 名 も 更 災 へ
査 を し し 保 く
請 書 た 險 だ
求 い 番 場 番 さ
人 へ 査 合 査 い。
の ぐ 請 は 官。
の 現 だ 求
在 さい 後 そ
の い に の
住 所 住 時 旨
と を ぞ け

第五卷

- 会社の上司A、同僚B、Cの陳述書を添付する。

内容 この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して六〇日以内に労働者災害補償保険審査官に対して審査請求を行うこととなる。

右のとおり懸垂骨板とする。

平成〇年三月一日 日

番査請求人氏名 山田花子 (山田)

労働者災害補償保険審査官 殿

事あだ
 たがく
 べ料て
 預貸い
 のめ
 由の
 理た
 のた
 る理
 の取
 求の
 情車
 明場
 の合
 の立
 査て
 証を
 せとい
 事と
 裏さ
 申
 内
 容
 書
 を

[illegible][illegible]

し、明
消督しを
り監職旨
取に記る。
に基にめい。
官動的求さ
査労体をだ
審い具しく
険たを消て
保い分りい
災ち処取書
労もののに
て長を確

の的長分令
署員ない場
監督、なも
進れよきし
基で領さき入
働消要た書に記
労りをくのに
ぜ、取由て橋紙
な分うの別
処に書こはす

決示でい、部の
の教○なみの
らのを、(團)
か求、しで…い。
長情有、○さ
署査一。をにた
督審は、一、定、く
監、にた無、決、て
津に命、づ、の、し
基背場、くは、(消
働知るで、に、(採
労通ある、合、益、を
定、明、暴、内、分、

災兵保衛
勢難力いり行は、をさる
たのまよをに、事あり
なだに來合ふ。私には
が負けたて死のたまひ、人必
有るをきいて、うけるに回ら
れた事と軍大將受入しす
けつ災人を、偵を探して、
受囚の名前は補分を記し
を順とせよ、知れぬ者を芳、
分のなきものと道々氏方はん。
処付一冊書かれたの如く命を

給へ諸君 妻こゝろ 皆望む

なるは氏と名を
 七つ及び
 縁始及
 列支所
 の不住。一
 求はのさ
 勝又者た
 甚給たく
 華支けて
 のる受い
 こいを尊
 て分を

を氏人姦
求む理を
讀及代は
舊所。住
舊住に姦
てのさは
こそな言ひ
よゝ、場さ
にはてただ
人きいしく
理と舊住て
代るを、選じ
す名を付

Ⅱ 意見書の作成要領

1 概 要

- (1) 原処分庁である署長は、審査官が審査請求を受理したとき及び審査会が再審査請求を受理したときに、審査官や審査会から（以下「審査官等」という。）意見書の提出を求められる（労審令第11条、第25条）。このため、監督署長は審査官等からの受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書に関係資料を添えて、審査官等に提出すること。

特に、審査請求に関しては迅速な処理を行なうため、この受理通知に先立って、審査官から「審査資料提出要求書」（審査様式第5号の2）が送付されてくるので、直ちに当該案件に係る実地調査復命書（最終的なものに限る）等主要な資料を添付して送付すること。また、審査官あての意見書の提出に当たっては、概ね2週間以内に提出できるよう十分配慮すること。

- (2) 意見書には、審査請求又は再審査請求の趣旨に対して棄却の決定又は裁決を求める旨主張するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認したうえ、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して述べ、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書に添付し、又は立証方法を付記しなければならない。
- (3) 意見書及び添付資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期すること。特に、審査会に提出する場合は、提出された資料が、いわゆる「事件プリント」として印刷され、請求人等にも配付されることになるから、内部資料等不必要な資料まで提出することのないように注意するとともに、審査官提出資料との調整の必要もあり、原処分庁から先ず局に提出し、局で確認、調整の上、審査官の提出資料と併せ審査会に提出すること。
- (4) 審査会に提出する意見書においては、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた作成に努めること。
- (5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官等はこの旨文書により連絡すること。

審査請求及び再審査請求の意見書の作成に当たっては次の要領によること。

2 意見書に記載すべき事項

- 1 （再）審査請求人の氏名
- 2 （再）審査請求に対する意見の趣旨

3 理 由

(1) 事 実

イ 災害事実の概要

ロ 処分に至るまでの経過

(2) 処分の理由

(3) 証拠の項目

4 その他審理の参考となる事項

3 意見書作成上の留意点

- (1) 「(再) 審査請求に対する意見の趣旨」欄では、例えば、「本件(再) 審査請求を棄却されたい。」等のように趣旨を簡潔に記載すること。
- (2) 「災害事実の概要」欄には、災害の発生状況を原処分庁が自ら調査した資料等により具体的に記載すること。

なお、この欄で特に注意しなければならない点をあげれば、次のとおりである。

イ 災害発生状況は、業務上外、障害等級等保険給付に関する決定を行うに当たり、医学的判断と並んで最も重要な事項であるから、災害発生 of 媒介物の形状、重量及び力の方向等について明確に把握し、記載すること(被災状況の図面又は写真があれば必ず添付のこと。)。また、機械施設等に関する特殊な名称、専門用語、専門的俗語には必ず注釈を付すること。

ロ 各書証に記載された災害発生状況が相互に矛盾する場合には、物的証拠等により事実を明確にすること。例えば、事業主の申立てを採用し、請求人の申立ては採用しないような場合には、証拠採否の論拠を明確にしなければならない。

なお、災害発生 of 事実の存否自体が明らかでなく原処分庁として災害発生 of 存在を認定できない場合には、この欄において、その存否について断定的表現をすることは避け、例えば「～と請求人は主張している」等の記載をすること。

ハ 医学的に高度な判断を要する事案については、特に災害発生状況を明確にすること。

例えば、職業性疾病等に関し業務上外が争点になっている場合は、傷病名のみで結論付けることなく、各々の認定基準において判断の要素とされている勤務期間、作業内容、労働時間、災害の媒介物等を明確にすること。

- (3) 「処分に至るまでの経過」欄には、次のような事項を日付を追って順序立てて明記すること。

イ 災害発生年月日(「災害事実の概要」欄で記載している場合には記入を要しない)

ロ 診療担当機関名及び所在地、診療期間(通院、入院の別)、傷病名

ハ 休業期間

ニ 当該(再) 審査請求に関連する保険給付の支払状況

ホ 請求書の提出年月日

ヘ 支給又は不支給処分を行った年月日

ト 処分の対象となった保険給付の種類・対象期間及び支給又は不支給の区分(過去の受給状況を含む。)

チ その他、当該(再) 審査請求以外に審査請求又は再審査請求をしていればその概要、原処分が取り消された後の(再) 審査請求であれば、過去の事案の概要等当該審査請求に参考となる経過

なお、ロの診療担当機関については、その名称を省略することなく、正確に記入すること。また、診療期間が長期に亘り、受診した医療機関が数多く存在する場合には、その受診の経過を一覧表により見やすいものにする等の工夫を行うこと。

(4) 「処分の理由」欄には、原処分庁の処分理由を論理的に証拠を示して記述すること。

なお、実際の記述にあたっては、「モデル意見書」の各事例を参考に、原処分庁が処分を行うに当たって判断の根拠とした認定基準等を明示し、また、判断を行う上で関連する認定基準の各認定要件ごとに該当・非該当の別を具体的に記述すること。

この欄で特に注意すべき事項をあげれば次のとおりである。

イ 受診した傷病のうち、私傷病に係るものがある場合には、業務上の傷病との区別を明らかにしておくこと。

ロ 意見書の語句の使用、判断の基礎については十分留意し、簡潔かつ明確に原処分庁としての主張を表示すること。

ハ 処分理由については、単に原処分を行った理由のみを記載するのではなく、請求人が原処分を不服とする理由についても原処分庁としての見解、判断を記載すること。

なお、(再)審査請求の段階で請求人が原処分の際に主張していなかった新たな事実を主張しているような場合には、新たな主張に対しても「〇〇の理由から請求人の主張は認められない。」等の意見を述べること。

ニ 局に稟同したような事案の意見書については局長からの回答書のみをもって決定の理由とせず、原処分庁自体の処分の理由を明確にして記載すること。

ホ (再)審査請求人の提出した診断書、証拠等を採用しなかった場合には、その理由を明らかにすること。

ヘ 同一事実について、年月日、内容等の食い違いがある場合には、いずれが正しいか明確にすること。

ト 社会保険、自賠責保険の給付その他民事賠償等についても記載すること。

(5) 「証拠の項目」欄では、請求書、実地調査復命書、診断書、意見書、レ線写真、聴取書、決議書又は支給決定通知書等、保険給付記録票、その他原処分の根拠となった資料をあげる。特に医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書もあげる。

なお、証拠の項目には番号を付し、添付する資料と対照できるようにすると同時に、再審査請求に対する意見書においては、審査官提出証拠資料については省略する旨明記すること。

4 証拠資料に関する留意点

(1) 各保険給付請求書の事業主証明年月日、医師の意見記載年月日、提出年月日、受付年月日等の記載洩れのないようにすること。

(2) 実地調査復命書の調査年月日、場所、立会医師の氏名、専門科名の記載を怠らないこと。
特に医学的判断を要するときは、当該医師による意見書を作成することにより判断の根拠を明確にすることとし、職員が医師の意見を復命書の内容にしてまとめる手法は証拠能力を落とすこととなるので、医師の意見書を徴すること。

また、判読が困難と思われる医師の意見書については、医師に文面を確認し、これを記載した書面を添付すること。

なお、意見書の中で医学上の専門用語を使用している場合には、注釈を付すこと。

(3) 聴取書又は供述書等の調書には聴取を行った年月日、場所及び聴取を行った者の官職氏名を明記すること。

(4) レ線写真による判断をしたときは、当該レ線写真の撮影年月日、医療機関名、判断者の氏名を記載すること。

(5) 再発か否かが争点となっている場合には、再発前の治ゆ時の症状をも検討することになるので、その当時の医証も提出すること。

(6) 処分後、新たに調査判明した事項その他事件に関係ありと認められる証拠資料等があれば提出すること。

(7) 事実関係を確認するためには、聴取のみではなく、事実を裏付ける証拠資料（例えば賃金台帳、タイムカード、写真（コピーは不可）等）をできる限り添付すること。

なお、証拠資料は、一次資料によることを原則とし、鮮明なものを提出すること。

(8) 証拠資料の性格等が不明なものもみられるので、資料がいつ、誰が作成したのか余白に必ず記載し出所を明らかにすること。（この記載のない書証は、証拠能力が無くなることがあるので注意すること。）

(9) 機能障害における運動領域の測定に際しては、測定年月日、測定者、自・他動の別、健測、患測の数値及び運動領域値を明示すること。また、医師の測定値と、係官の測定値が甚だしく相違するときは、その理由を記載すること。

なお、障害補償給付に係る事案のうち関節の機能障害が争点となっているものについては、健測と比較検討し得るような資料を作成するとともに、これらの資料を証拠として添付すること。

(10) 通勤災害・移送費等地理的な状況、距離等が争点となっている事案については位置及び距離関係、交通機関、所要時間等を明らかにし、地図を添付すること。

(11) 審査請求がなされた案件は再審査請求、行政事件訴訟につながるものであるから、処分に係る関係資料についてはこれらの訴訟終結まで、廃棄されることのないよう保存の徹底を図ること（平成元年12月21日事務連絡第39号P 参照）。

なお、写真等で複写できないため原本を提出する場合にあっては、審理終了後は速やかに返却されるよう、意見書の送付状に「審理終了後返却願います」と付記すること。

この関係資料とは、当該原処分の根拠となった保険給付請求書、診断書、意見書、復命書等がこれに当たるものであるが、次に例示するような事案に関連する資料についても訴訟の過程で処分の妥当性を立証するために必要となることが考えられるので、極力保存に努めること。

例① 障害認定関係

- 休業・療養の初回の請求書とその支給決定をした復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告等、療養の経過や状態を明らかにする資料
- 加重障害であって、既存障害も労災事故によるものである場合には、既存障害の程度等を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

② 治ゆ認定・再発認定関係

- 休業・療養の初回の請求書とその支給決定をした復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第19条の2による傷病の状態に関する報告、診療費請求内訳書等治ゆとなるまでの療養の経過、状態を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

5 意見書の記載例

(業務上外関係)

〇〇〇基署収第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿
(労働保険審査会会長)

〇〇労働基準監督署長

(再) 審査請求に係る意見書の提出について

平成 年 月 日付 〇基審発 第〇〇号をもって通知のありました下記(再) 審査
労保会
請求人に係る療養補償給付不支給処分取消(再) 審査請求事件に関する標記について、
別添のとおり提出いたします。

記

(再) 審査請求人氏名 〇 〇 〇 〇

(別添)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(1) (再) 審査請求人氏名 (ふりがな) ○○○○

生年月日	明治 大正 昭和 ○年 ○月 ○日 (発症当時○○歳) 平成	職種	自動車部品の組立工
住所	○○市○○10-2-1	電話	○○-○○○○

(2) 所属事業場

所 属 事業場	名 称	○○株式会社	電話	○○-○○○○
	所在地	○○市○○1-2-3	保険 番号	○○-1-○○ ○○○○○○
	雇 入 れ 年 月 日	昭和・平成 ○年 4月 1日		
	負傷又は発症年月日	昭和・平成 ○年 6月20日 午後1時 0分頃		
	傷病の治癒した年月日	昭和・平成 年 月 日		
	再 発 し た 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		

2 (再) 審査請求に対する意見の趣旨

本件(再)審査請求を棄却されたい。

3 理由(事例部分)

(1) 事実

イ 災害事実の概要

(i) 被災者の職歴

被災者は平成○年4月○○株式会社(以下「会社」という。)に採用され、同社機械工場において組立工として勤務していた。

(ii) 災害発生状況

平成○年6月20日午後1時頃、会社機械工場にて、目の前にある部品箱より部品を取ろうと、しゃがんだとき、右膝に激痛が発症した。

□ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入通院の別
〇〇病院	〇〇市〇〇 1-2-3	6. 20～	右膝半月板損傷	入院
		6. 24		
〇〇病院	〇〇市〇〇 4-5-6	6. 25～	右膝半月板損傷	入院
		7. 3		

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給不支給の別
療養	〇. 6. 20～7. 3	14	〇. 〇. 〇	〇. 〇. 〇	不支給
休業	〇. 6. 20～7. 3	10	〇. 〇. 〇	〇. 〇. 〇	不支給
障害			請求なし		

③ 療養期間等	
イ 療養期間	平成〇年6月20日～平成〇年7月3日
ロ 休業期間	平成〇年6月20日～平成〇年7月3日

④ その他
特になし。

(2) 処分の理由

イ 該当する判断基準等

①災害が作業中に発生したものであるかどうか、②その災害が業務に起因するものであるかどうかについて検討を行った。

ロ 以下のとおり、イの基準には該当しないため

(イ) 業務遂行性 (1)

請求人が足元にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうと、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、右膝に激痛が生じたものである。

なお、このことは同僚労働者によって確認されている。

(ロ) 業務起因性 (2)

本件災害は請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、鑑定医の意見においても、「しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる“ロック症状”を発生し、外側半月板損傷を生じさせたものである。これは通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものとは考えられず、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いが、請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使しており、また、同僚等の証言によると、請求人は発症の2・3日前から右膝が痛いといっていた事実があり、このことから本件災害は業務が原因となって発症したものではなく、業務との因果関係は認められない。

(イ) その他 (3)

本件災害については、請求人、同僚労働者も認めているとおり、特に膝に重激な負担あるいはひねり等の異常動作もなく、日常動作の中で発症したと認められることから、何らかの業務中の事故によるものとは認められない。

(3) 証拠の項目

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ① 療養補償給付請求書（写）1通 | 資料No. 1 |
| ② ○○○○からの聴取書（平成○年○月○日聴取）（写）1通 | ” No. 2 |
| ③ ××××からの聴取書（平成○年○月○日聴取）（写）1通 | ” No. 3 |
| ④ ○○○○に係るタイムカード（平成○年○月分）（写）1通 | ” No. 4 |
| ⑤ 主治医○○医師による意見書（平成○年○月○日付）（写）1通 | ” No. 5 |
| ⑥ 療養の経過（平成○年○月○日付○○事務官作成）（写）1通 | ” No. 6 |
| ⑦ 死傷病報告（写）1通 | ” No. 7 |
| ⑧ △△△△からの聴取書（平成○年○月○日聴取）（写）1通 | ” No. 8 |
| ⑨ ○○病院への受診状況の照会依頼及び回答（写）1通 | ” No. 9 |
| ⑩ △○病院への受診状況の照会依頼及び回答（写）1通 | ” No.10 |
| ⑪ ○○○○に係るレントゲン写真四ツ切5枚（平成○年○月○日撮影） | ” No.11 |
| ⑫ △○医師による意見書（平成○年○月○日付） | ” No.12 |
| ⑬ ○○医師作成の鑑定書（写）1通 | ” No.13 |
| ⑭ 実地調査復命書（平成○年○月○日付）（写）1通 | ” No.14 |
| ⑮ 不支給決定通知及び同添付説明文（写）1通 | ” No.15 |

6 却下決定事案についての意見

審査官に対する審査請求人期間徒過等により審査官が却下決定した事案について、審査会から意見の提出を求められた場合は、特に意見のない旨を記載した上で、当該処分に係る経過を述べることとし、特に期間徒過による却下決定事案については、原処分を請求人に通知したことを証明する客観的資料を提出すること。

記載例は次のとおり。

〇〇基署収第〇〇号
平成〇年〇〇月〇〇日

労働保険審査会会長 殿

〇〇労働基準監督署長 印

再審査請求事件に対する意見書の提出について

平成〇年〇〇月〇〇日付労保会収第〇〇号をもって御通知のありました下記再審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消再審査請求事件に関する標記について、別添のとおり意見書を提出します。

記

再審査請求人氏名 〇〇〇〇

(別添)

意 見 書

1 再審査請求人氏名 〇〇 〇〇

2 意 見

本件は正当な事由なく60日間の審査請求期間を徒過したものであるとして、審査官が却下したものであるため、特に意見はありません。

3 処分に至るまでの経過

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 災害発生年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| (2) 傷病名 | くも膜下出血 |
| (3) 請求書提出年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| (4) 不支給決定通知年月日 | 平成〇年〇月〇日 |

4 添付資料

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 〇〇補償給付請求書(写) 1通 | 資料No. 1 |
| (2) 支給決定支払決議書(写) 1通 | " No. 2 |
| (3) 郵便発送簿(写) 1綴 | " No. 3 |
| (4) 書留郵便物受領証(写) 1葉(平成〇年〇月〇日付) | " No. 4 |



第 4 部 労働基準法に基づく審査 又は仲裁

1 意 義

労基法第85条及び86条に規定する審査又は仲裁は、迅速な災害補償の実施のため、使用者の行う災害補償についての争いがある場合における簡便かつ迅速な解決を目的として設けられた制度である。

ここでいう「審査」とは、争いになっている問題点を調査し、事実について判断することをいい、「仲裁」とは、争いとなっている問題点を解決する仲立てをして和解させることをいう。

この制度は、簡便迅速な処理を建前とし、かつ、結論について、当事者を十分納得せしめるため、災害補償の実施について十分な経験をもつ署長（労基法第85条にいう「行政官庁」）及び審査官による二段階の審査又は仲裁によることとしている。

しかしながら、この制度は労災保険の保険給付に関する処分等と異なり、行政処分を前提としてその行政処分の当否を判定する決定的なものではなく、単に両当事者に対する勧告的性格をもつのみであって、この制度によって解決しようとする問題は、終局的には民事訴訟によって解決しなければならないものである。したがって、署長、審査官の二段階による審査又は仲裁であるが、労災法第35条による審査請求及び再審査請求とは全く異質の制度である。

このような制度であるから、審査又は仲裁の申立てがあった場合でも、単に形式的に本手続を適用するだけでなく、両当事者を十分指導し、事件を円満に解決することが必要である。

2 対 象

- (1) 審査又は仲裁の対象は、業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議である。

ここにいう「業務上の負傷、疾病又は死亡の認定」とは、療養補償、休業補償その他の補償を行うについて、使用者の行った業務上外の認定をさす。したがって、労基法第78条に規定する署長の行った重大過失の認定は含まれない。

なお、労基法第78条の規定による重大過失の認定に不服がある者は、行審法に基づき局長に審査請求をすることができる。

「療養の方法」とは、労基法第75条の規定により使用者の定めた療養方法をいう。

「補償金額の決定」とは、療養費その他の補償の額の決定をいい、主として、平均賃金の計算方法、障害等級の認定が問題となる。

「補償の実施」とは、補償の具体的実行に関するすべてをいい、支給の遅延等を含むものである。

- (2) 次に、この審査又は仲裁の制度は、労基法の規定に従って、使用者が行う災害補償についてのみ利用されるべきものである。

しかしながら、労基法第85条及び第86条の規定には制限がないため、労災保険加入事業場における災害について、業務上外認定申請等と称し、保険給付の請求を行う前

に災害補償の権利義務関係を明確にするため、この制度が利用される可能性も考えられる。この場合には労災保険の保険給付については請求人の請求に基づいて署長の処分が行われ、更に審査請求及び再審査請求の途があるのであるから、労基法第85条及び第86条の審査又は仲裁の制度によるべきではない。したがって、審査又は仲裁の申立てがあった場合には、署長又は審査官は、労災保険の保険給付の手続で行うべきものでないことを確認してから、審査又は仲裁を開始すべきである。

なお、労基法第85条及び第86条の規定の趣旨からして、業務上外に関する事業主の第一次認定が示されていない事案は、申立要件を欠くものとして、不適法な申立てに該当し、書面審理の段階で返戻することとなる。

また、労災保険の保険給付請求書に使用者の証明が得られないことにより、審査又は仲裁の申立てがあった場合は、請求書にこれらの証明がなくとも一応適法なものとして扱うべきものであるので、審査又は仲裁の手続によらずに、労働者から請求書を提出させて労災保険給付手続で処理しなければならない。

Ⅱ 監督署長が行う審査又は仲裁

1 申立て手続

審査又は仲裁を申立てようとする者は、次に掲げる事項を文書（審査様式第22号）又は口頭で事業場の所在地を管轄する署長に申出なければならない（労基法第85条）。

- (1) 申立人の住所及び氏名又は名称並びに申立人が被災労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係
- (2) 申立人が被災労働者以外の者であるときは、当該労働者の住所及び氏名
- (3) 被災労働者が災害の発生した当時使用されていた事業場の所在地及び名称
- (4) 災害発生年月日
- (5) 災害の原因及び発生状況
- (6) 審査又は仲裁すべき事項

審査又は仲裁は、代理人によっても申立てできるが、この場合、代理権を証明する文書を提出しなければならない。

審査又は仲裁の申立てについては、署長は審査又は仲裁の開始に必要な事項を洩れなく聴取するか、又は文書により提出させなければならない。

なお、審査又は仲裁の申立てについては、申立期間の定めはないが、労基法第115条により、災害補償に関する権利が時効により消滅すれば、もはや審査又は仲裁の申立てをすることは無意味となる。

2 職権による審査又は仲裁

署長は、管下の事業場において、災害補償の実施について紛争があることを知った場合に、必要があると認めるときは、職権により審査又は当該事件の仲裁をすることができる（労基法第85条第2項）。これは、労基法による使用者の災害補償責任を遂行せしめるために行う監督の一環として行うべきものであるが、第一次的には、当該当事者間で解決すべき災害補償の実施について、第三者が関係するのであるから、審査又は仲裁の開始について、当事者の了解を得ることが望ましい。

3 審査又は仲裁の手続

審査又は仲裁の手続は、審査請求の場合における審理の手続に準じ、参考人及び当事者の審問、証拠物件の収集により行う。

署長は、必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

なお、これに要する費用は申立人の負担となるので、あらかじめ申立人の了解を得ておくこと。

4 結果の方式

審査又は仲裁の結果は、次の事項を記載した認定書又は仲裁書をもって当事者に通知すること。

- (1) 申立人の住所、氏名（法人のときは、その名称及び代表者氏名）

- (2) その相手方の住所、氏名（法人のときは、その名称及び代表者氏名）
- (3) 結 論
- (4) 審査又は仲裁の申立ての趣旨
- (5) 署長の認定した事実及び理由
- (6) 審査又は仲裁年月日
- (7) 審査又は仲裁を行った署長名及び印

認定書（仲裁書）は、審査請求の決定書に準じて作成するものとするが決定書と異なり、両当事者に対する勧告文であることを十分考慮して、両当事者の立場を尊重して記述しなければならない。

なお、各項目の記述について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 「結論」

結論は簡潔、明瞭に記さなければならない。例えば、「本件災害は、業務外と認定する。」、「申立人の障害は、身体障害等級第6級のものと認定する。」、「申立人の療養に要した費用は、64,650円と認定する。」のごとくである。

- (2) 「審査又は仲裁の申立ての趣旨」

審査又は仲裁の申立ての趣旨は、申立人の申立ての内容の要旨及び両当事者間の事業に関する争点について要約するものとする。

- (3) 「労働基準監督署長の認定した事実及び理由」

まず、署長が認定した事実を明確かつ簡潔に記述し、次に、審査又は仲裁の結論を導き出した理由を、これも分かり易く記さなければならない。同時に、認定の根拠となった証拠もはっきり示すことが必要である。

審査は以上の認定書を送付することによって終了するが、仲裁はこの仲裁書を送付するのみならず、両当事者を説得して、仲裁書の判断の線で事件を解決するよう積極的に勧奨しなければならない。

5 効 果

審査又は仲裁は、前述したように行政処分を前提として、その当否を争う不服申立てとは異なるものである。それはまた、災害補償責任を左右するものではなく、単に使用者と間の災害補償の実施に関する紛争の解決のための勧告的性質をもつにすぎないものと解されるものである（富山地裁昭和31年3月8日、昭和29年（行）第7号判決）。

したがって、審査又は仲裁は両当事者に対し何ら拘束力はなく、これに基づいて災害補償を強要することはできない。

なお、申立て又は職権による審査又は仲裁の開始は、災害補償請求権の時効の中断に関して、裁判上の請求とみなされる（労基法第85条第5項）。

6 民事訴訟との関係

前述のように、審査又は仲裁は勧告効果しかもたず、決定的な効果をもたないので、災害補償の実施についての紛争の終局的な解決は、当事者間の、使用者の災害補償義務存在又は不存在確認等の民事訴訟によることとなる。訴訟の提起は、審査又は仲裁とは無関係

に行うことができる。審査又は仲裁の申立て前、開始前又は開始後において、民事訴訟が提起されたときは、当該事件については、審査又は仲裁をしない（労基法第85条第3項）。

なお、民事調停法に基づき調停が開始されたときも民事訴訟が提起された場合と同様に取り扱って差し支えない。

Ⅲ 審査官が行う審査又は仲裁

審査官が行う審査又は仲裁（労審法第6条）は、当該事件について審査又は仲裁を行った署長の管轄区域を管轄する局におかれた審査官に対して申し立てるものとする（労審令第20条第1項）。この場合、第1次の審査又は仲裁を直接審査官に対して申し立てることは認められず、必ず署長の審査又は仲裁を前置しなければならない（労基法第86条第1項）。

なお、審査官に対する審査又は仲裁の申立ては、申立人の住所を管轄する署長又は第一次の審査又は仲裁を行った署長を経由してすることができる（労審令第20条第2項）。審査官に対する申立てが管轄違いであるときは、事件を移送しなければならない（労審令第20条第4項）。審査又は仲裁の開始に当たっては、審査官は参与及び労審法第13条に規定する利害関係者に対し通知しなければならない、参与の意見を聴取しなければならない（労審令第20条第5項、同第6条～第8条）。

その他の手続等については、署長が行う審査又は仲裁の手続及び方式に準ずる。結果の方式中、結論の文言も「申立てを棄却する」というような文言は使用しないこととする。ただし、審査官は審査又は仲裁を職権で行うことはない。

なお、審査官は審査又は仲裁を行う場合、職権で証拠資料の収集を行えるか否かについては、明文上の規定はないが、便宜上、労審法第15条第1項から第3項までの規定に準じて行うこととする。

審査官が行った審査又は仲裁も、申立て人その他の関係者に対しては、勧告的性格をもつにすぎないが、署長が行った審査又は仲裁と審査官が行った審査又は仲裁とが相違する場合は、後者は前者を取り消したものとされる。

第 5 部 審查請求事務關係樣式



審 査 請 求 事 務 関 係 様 式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	1 4 3
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）（略）	
第3号	労働保険再審査請求書	1 4 4
第3号の2	〃	1 4 5
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）（略）	
第5号	審理のための処分の申立書	1 4 6
第6号	労働者災害補償保険審査官証票	1 4 7
第7号	雇用保険審査官証票（略）	
第8号	労働保険審査会審査員証票（略）	
第9号	手続受継届	1 4 8
第10号	決定 更生申立書 裁決	1 4 8
第11号	参加申立書	1 4 9
第12号	審理非公開申立書	1 4 9
第13号	調書閲覧請求書（略）	

審査様式

第1号	参与候補者推薦書	1 5 0
第2号	審査請求聴取書	1 5 1
第3号	補正命令書	1 5 2
第3号の2	補正書	1 5 3
第3号の3	補正命令督促状	1 5 4
第4号	審査請求移送通知書（管轄審査官あて）	1 5 5
第5号	審査請求移送通知書（審査請求人あて）	1 5 6
第5号の2	審査資料提出要求書（原処分庁あて）	1 5 7
第5号の3	審査資料提出要求書（審査官あて）	1 5 8
第6号	審査請求受理通知書（審査請求人あて）	1 5 9
第6号の2	保険給付請求権の時効に関するお知らせ	1 6 0
第7号	審査請求受理通知書（原処分庁あて）	1 6 1
第7号の2	証拠資料提出要求書（原処分庁あて）	1 6 2
第7号の3	意見書提出要求書（請求人あて）	1 6 3
第7号の4	意見書遅延理由書提出要求書（請求人あて）	1 6 4
第7号の5	意見書遅延理由書提出書（審査官あて）	1 6 5
第8号	審査請求受理通知書（参与あて）	1 6 6
第8号の2	審査請求受理通知書（利害関係者あて）	1 6 7
第9号	審査請求併合通知書	1 6 8

第10号	審査請求分離通知書.....	169
第10号の2	手続受継通知書.....	170
第11号	審理のための処分の囑託書.....	171
第11号の2	審査請求人来庁要求通知書.....	172
第12号	参考人来庁依頼書.....	173
第13号	鑑定依頼書.....	174
第14号	物件提出依頼書.....	175
第15号	提出物件預り証.....	176
第15号の2	受診命令書.....	177
第16号	審査請求手続の終了通知書.....	178
第16号の2	非承継意思確認書.....	179
第17号	審査請求取下げ書.....	180
第18号	決定更正通知書.....	181
第19号	審査請求書文書・ 受付簿 送付 	182
第20号	審査請求処理経過簿.....	183
第21号	審査請求綴表紙.....	185
第22号	審査・仲裁申立書.....	186
第23号	審査費用（旅費）請求書.....	187
第24号	審査費用〔鑑定料〕 審査資料作成実費 請求書.....	188

労働保険審査請求書

一 審査請求人の

審査請求人が法人であるときは

二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の

三 原処分をつけた者の

四 原処分をつけた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

八 原処分のあつたことを知つた年月日

九 審査請求の趣旨

十 審査請求の理由

十一 原処分をした労働基準監督署長の指示の

十二 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容）
並びにその処分を申立の趣旨及び理由

右のとおり審査請求をする。

平成 年 月 日

審査請求人氏名

（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）
（代理人によるときは、代理人の氏名）

労働者災害補償保険審査官 殿

労働保険再審査請求書

- 一 再審査請求人の
再審査請求人が法人であるときは
住所
氏名
住所
名称
代表者の住所
代表者の氏名
- 二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の
住所
氏名
- 三 原処分をうけた者の
住所
氏名又は名称
- 四 原処分をうけた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名
- 五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の
所在地
名称
- 六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係
- 七 原処分をした労働基準監督署長名
労働基準監督署長
- 八 原処分のあつたことを知つた年月日
平成 年 月 日
- 九 決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名
労働者災害補償保険審査官
- 十 決定書の謄本の送付を受けた年月日
平成 年 月 日
- 十一 再審査請求の趣旨
- 十二 再審査請求の理由
- 十三 決定をした労働者災害補償保険審査官の教示
有 無
内 容
- 十四 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容）並びにその処分を申立の趣旨及び理由
この決定に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して六〇日以内に労働保険審査会に再審査請求をすることができる。

右のとおり再審査請求をする。

平成 年 月 日

再審査請求人氏名

（法人であるときは、名称及び代表者の氏名）
（代理人によるときは、代理人の氏名）

㊟

労働保険審査会会長 殿

労働保険再審査請求書

一 再審査請求人の

再審査請求人が法人であるときは

住所
氏名

住所
名称
代表者の住所
代表者の氏名

二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の

住所
氏名

三 原処分を受けた者の

住所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた
事業場の

所在地
名称

六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

八 原処分のおつたことを知った年月日

九 労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした年月日

十 再審査請求の趣旨

十一 再審査請求の理由

十二 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）

右のとおり再審査請求をする。

平成 年 月 日

労働保険審査会会長 殿

再審査請求人氏名

（法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名）

審理のための処分の申立書

1 事件の表示

- 2 (1) 審問し、又は意見若しくは報告
を徴すべき審査請求人、再審査
請求人又は参考人
- 氏名又は名称
住所

- (2) 提出を命ずべき表示
文書その他の
物件の
- 所有者、所持者又は保管者の氏名
又は名称
右の者の住所

(3) 鑑定の対象の表示

- (4) (イ) 立ち入るべき事業所
その他の場所の
- 名称
所在地
- (ロ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

- (5) 診断を受けるべきことを
命ずべき労働者の
- 氏名
住所

3 申立の趣旨及び理由

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

平成 年 月 日

申立人

住所
氏名

〔法人のときは、その名称及び
代表者の氏名〕

㊞

殿

(表面)

労働者災害補償保険審査官証票

第 号

平成 年 月 日 交付

労働者災害補償保険審査官 氏 名

労働者災害補償保険審査官証票

〔縦八、五センチメートル〕
〔横六、五センチメートル〕

(裏面)

労働保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手續きにおける審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手續きにおける当事者は、この限りでない。

規則様式第9号

手 続 受 継 届

1 事件の表示

2 受継の理由

3 受継の年月日

右のとおり手続きの受継をしたので届ける。

平成 年 月 日

承継人 { 住所
氏名

印

殿

規則様式第10号

決 定 更 生 申 立 書
裁 決

1. 事件の表示

2. 申立ての趣旨及び理由

右のとおり^{決定}_{裁決}の更生の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人 { 住所
氏名

印

{ 法人のときは、その名
称及び代表者の氏名 }

殿

規則様式第11号

参 加 申 立 書

- 1 事件の表示
- 2 申立ての趣旨及び理由
- 3 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）

右のとおり参加の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人 { 住所
氏名
{ 法人のときは、その名
称及び代表者の氏名 }

印

労働保険審査会会長 殿

規則様式第12号

審 理 非 公 開 申 立 書

- 1 事件の表示
- 2 申立ての趣旨

右のとおり審理の非公開の申立をする。

平成 年 月 日

申立人 { 住所
氏名
{ 法人のときは、その名
称及び代表者の氏名 }

印

労働保険審査会会長 殿

審査様式第1号

〔参与候補者推薦書〕

平成 年 月 日

労働大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

団体名及びその代表者名

○ ○ ○ ○ 印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	年令	所属団体名及びその地位	略 歴	備 考

(注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

(1) 提出部数は正副2通とする。

(2) 履歴書2通を添付すること。

審 査 請 求 聴 取 書

審 査 請 求 人	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	審査請求人が法人であ るときはその代表者の	氏名 住所	
	原処分に係る労働者以外の者 であるときは、当該労働者の 氏名及びその者との関係		
代 理 人	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	審査請求人との関係・職業		
原 処 分 を 受 け た 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	原処分に係る労働者以外の者 であるときは、当該労働者の 氏名及びその者との関係		
〔原処分に係る労働者が給 付原因の発生した当時使 用されていた事業場〕	名 称		
	所 在 地		
原 処 分 を し た 行 政 庁	〇〇労働基準監督署長		
原 処 分 の あ っ た こ と を 知 っ た 年 月 日	平成 年 月 日		
原 処 分 庁 の 教 示	有 無 内 容		
審 査 請 求 の 趣 旨			
審 査 請 求 の 理 由			
証 拠 〔審理のための処分を必要 とするときは、処分の内 容並びにその処分の申立 ての趣旨及び理由〕			
上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 審査請求人 〇〇〔法人のときは、法人の名 称及び代表者の氏名〕[㊤] において上記のとおり録取して審査請求人に読み聞かせたところ、相違ないことを認め たので、この聴取書を作成した。 平成 年 月 日 聴取人 官 職 〇 〇 〇 〇 ㊤			

〔補 正 命 令 書〕

○基審発第 号
平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審 査 請 求 の 補 正 に つ い て

平成 年 月 日付貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について欠陥がありますので、同封の補正書をもって補正の上、平成 年 月 日までに本職に提出して下さい。

なお、正当な事由なく期限内に補正しないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定により貴殿の審査請求は却下されることがありますので御注意下さい。

記

補正を要する事項

審査様式第3号の2

補 正 書

平成 年 月 日提出した労働保険審査請求（ 基審収第 号）につ
いて、下記のとおり補正します。

平成 年 月 日

審査請求人 { 住 所 :
氏 名 : ㊟
(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

〇〇労働者災害補償保険審査官 〇 〇 〇 〇 殿

記

〔補正命令督促状〕

○基審発第 号の2
平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の補正の督促について

平成 年 月 日○基審発第 号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておきませんので、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な事由なく督促期間内に補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定により貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、御注意願います。

記

補正を要する事項

審査様式第4号

〔審査請求移送通知書（管轄審査官あて）〕

○基審発第 号
平成 年 月 日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日 本職が受け付けた下記事件は、下記理由により管轄違いであると認めますから、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定により貴官に移送します。

記

- 1 事件の表示
- 2 移送の理由
- 3 添付書類

審査様式第5号

〔審査請求移送通知書（審査請求人あて）〕

○基審発第 号
平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ 印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付貴殿の審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定により○○労働者災害補償保険審査官に移送しましたから通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

審査様式第5号の2

〔審査資料提出要求書（原処分庁あて）〕

平成○年○月○日

○○労働基準監督署長 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○

復命書の提出について

事案の概要を把握する必要等があるので、下記事件に関する調査結果復命書（最終的なものに限る。）を至急本職あて提出（ファクシミリによる）されたい。

記

事件の表示

○○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

〔審査資料提出書（審査官あて）〕

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇労働基準監督署長

復命書の提出等について

平成 年 月 日付けをもって指示のあった標記について、別添のとおり提出します。

記

1 事件の表示

〇〇〇〇に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 最終的な調査結果復命書

別添のとおり

3 局医に対する意見書提出依頼等の有無

無・有（局医氏名

）

〔審査請求受理通知書（審査請求人あて）〕

○基審発第 号
平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○ ○ ○ ○ ㊟

審査請求の受理について

本職は、平成 年 月 日付けで貴殿の審査請求を受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることとなりますが、貴殿から意見書を提出することもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。
また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あて御連絡下さい。

審査様式第6号の2

〔保険給付請求権の時効に関するお知らせ〕

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇 〇 〇 〇 印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成 年 月 日に〇〇労働基準監督署長に対して、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に係る〇〇（補償）給付の請求を行い、〇〇労働基準監督署長が平成 年 月 日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する〇〇（補償）給付の平成 年 月 日以降における間に係る請求権については、平成 年 月 日以降それぞれ時効が到来しますので御注意下さい。

審査様式第7号

〔審査請求受理通知書（原処分庁あて）〕

○基審発第○○○号

平成○年○月○日

○○労働基準監督署長 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたから、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

ついては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定により、本件に関する貴殿の意見書を平成○年○月○日までに本職あて提出されたい。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

〔証拠資料提出要求書（原処分庁あて）〕

○基審発第○○○号

平成○年○月○日

○○労働基準監督署長 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ ㊟

証拠となるべき資料の提出について

本職が下記の審査請求を受理したことについては、平成○年○月○日付け基審発第○○号をもって通知したところであるが、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項の規定により本件に関する資料を平成○年○月○日までに本職あて提出されたい。

記

事件の表示

○○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

〔意見書提出要求書（請求人あて）〕

○基審発第○○○号

平成○年○月○日

審査請求人

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○○○ 印

証拠となるべき資料等の提出について

先に貴殿から請求があった下記の事件に関する意見書、証拠となるべき資料等を平成○年○月○日までに本職あてに提出願います。

記

事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

〔意見書遅延理由書提出要求書（請求人あて）〕

平成○年○月○日

審査請求人

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

意見書遅延理由書の提出について

先に貴殿より下記の事件に係る意見書等の提出が遅れる旨の申出がありましたが、貴殿が提出を予定している意見書等の項目、その項目について意見書等を提出をする理由及び提出が遅れる理由等について、別添文書により平成○年○月○日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

〔意見書遅延理由書提出書（審査官あて）〕

平成○年○月○日

〇〇労働者災害補償保険審査官

殿

審査請求人

○ ○ ○ ○ 印

意見書遅延理由書の提出について

貴職より平成○年○月○日付けをもって指示のありました私に係る〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件の標記について、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出を予定している意見書等の項目
- 2 上記の項目について意見書等を提出する理由
- 3 提出が遅れる理由等
- 4 提出可能な時期

〔審査請求受理通知書（参与あて）〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

なお、本件に関して意見の陳述ができますが、これについては別途通知します。

記

1 事件の表示

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

〔審査請求受理通知書（利害関係者あて）〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定により通知します。

なお、本件に関して意見を述べるができますので、その場合は平成 年 月 日までに本職まで申し出て下さい。

記

1 事件の表示

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

審査様式第9号

〔審査請求併合通知書〕

審査請求人
原処分庁
利害関係者
参 与

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審 査 請 求 の 併 合 に つ い て

下記審査請求については、審理の都合上併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

審査請求人氏名	事 件 の 表 示
1	
2	

〔審査請求分離通知書〕

審査請求人
原処分庁
利害関係者
参 与

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審査請求の分離について

平成 年 月 日

請求に係る

審査請求については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定により通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1		
2		

〔 手 続 受 継 通 知 書 〕

原 処 分 庁
利 害 関 係 者
参 与

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審 査 請 求 の 受 継 に つ い て

本職に対する下記審査請求については、審査請求人の死亡により、承継人が審査請求手続きを受け継いだので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条第4項により通知します。

記

1 事件の表示

2 受継年月日

3 承 継 人 住所
氏名

〔審理のための処分の嘱託書〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○労働者災害補償保険審査官 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審理のための処分の嘱託について

本職は、本職に対する下記の審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第2項の規定により下記の処分を嘱託する。

記

- 1 事件の表示
- 2 嘱託する処分
- 3 嘱託する理由

〔審査請求人来庁要求通知書〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

来 庁 要 求 通 知 書

平成 年 月 日、貴殿よりなされた下記の審査請求の審理のため、下記事項についてお伺いしたいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号により通知しますので、

平成 年 月 日 時までに

労働基準局労災補償課（労災管理課）

労 働 基 準 監 督 署

（所在地及び略図別記）までに来庁してください。

もし、当日御都合が悪ければ、できるだけ早く本職までその旨御連絡下さい。

なお、正当な理由なく来庁しない場合には同法第15条第5項の規定により審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1 事件の表示

2 お伺いしたい事項

3 持参するもの

〔参考人 来 庁 依 頼 書〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

来 庁 の 依 頼 に つ い て

本職に対する下記の審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項についてお伺いしたいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号により通知しますので、御多忙中恐縮ですが、

平成 年 月 日 時までに

労働基準局労災補償課（労災管理課）

労 働 基 準 監 督 署

（所在地及び略図別記）までに来庁してください。

もし、当日御都合が悪ければ、できるだけ早く本職までその旨御連絡下さい。

記

1 事件の表示

2 お伺いしたい事項

審査様式第13号

〔 鑑 定 依 頼 書 〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

鑑 定 の 依 頼 に つ い て

本職に対する下記の審査請求の審理のため必要であるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号の規定により、下記事項の鑑定を依頼いたします。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あて御送付願います。

記

1 事件の表示

2 鑑 定 事 項

3 期 限

4 添 付 資 料

審査様式第14号

〔物件提出依頼書〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○○○殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○○○印

物件の提出について

本職に対する下記の審査請求の審理のため必要なので、労働保険審査官及び労働保険審査
会法第15条第1項第2号の規定により、貴殿の〔所持
保管〕する下記物件を平成 年 月
日までに本職に御提出下さい。

記

1 事件の表示

2 物 件

〔提出物件預り証〕

平成 年 月 日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりいたします。

記

1 物件の表示

2 返還予定期日

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

〔 受 診 命 令 書 〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

受 診 の 命 令 に つ い て

本職に対する下記の審理請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第5号の規定に基づき通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合には、同法第15条第5項の規定により、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

1 事件の表示

2 診断を受けるべき診療機関

名 称

所 在 地

3 診断を受けるべき医師

氏 名

4 診断を受けるべき項目

5 診断を受けるべき日時

なお、診断に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

〔審査請求手続の終了通知書〕

原処分庁
利害関係者
参 与

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

審 査 請 求 手 続 の 終 了 に つ い て

本職に対する下記審査請求については、平成 年 月 日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があったので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条の2第3項の規定により手続は終了しましたから通知いたします。

記

1 事件の表示

〔非承継意思確認書〕

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

非承継意思確認書

下記審査請求人が平成 年 月 日死亡しましたが、私は下記の者の審査請求を承継する意思がありません。

記

審査請求人：

審査請求人との関係：

平成 年 月 日

承継人適格者
住 所

印

審査請求取下げ書

審査請求人	氏名又は名称	
	住所	
事件の表示		
上記のとおり審査請求の^{全部}_{一部}を取下げます。 平成 年 月 日 〇〇労働者災害補償保険審査官 〇 〇 〇 〇 殿 審査請求人 （代理人） 〇 〇 〇 〇 印		

〔決定更生通知書〕

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○ ○ ○ ○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○ ○ ○ ○ 印

決 定 の 更 生 に つ い て

平成 年 月 日付けで本職が行った^(注1)
に係る^(注2) 審査請求の決定中、下記の事項について、下記のとおり更生
しますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第18条の規定により、更生した
決定書の謄本を添えて通知します。

記

(注1) 審査請求人の氏名

(注2) 処分の種類

審 查 請 求 文 書 受 付 簿

[illegible]

審査請求処理経過簿

受付番号		事件名	
受付年月日 受理年月日		完結 年月日	
審査請求人 住所氏名	電話 ()		
原処分庁名			
所属事業場の 名称、住所			
受傷状況 加療経過			
補償給付 支払状況			
双方の主張 と立証	請 求 人		
	原 処 分 庁		

(審査請求綴表紙)

事 件 番 号	
事 件 の 表 示	
審 査 請 求 人	
原処分をした行政庁	
利 害 関 係 者	
参 与	
原処分のあった年月日	
原処分のあったことを知った日	
審査請求受付年月日	
受 理 年 月 日	
受理通知発送年月日	
決 定 年 月 日	
決定書の謄本を送付した日	(配達証明受付番号)
決 定 の 主 文	
原 処 分 の 要 旨	
備 考	

審査・仲裁申立書

申立人	氏名又は名称	
	住所	
	被災労働者以外 のときは当該労働者との関係	
代理人	氏名又は名称	
	住所	
	申立人との関係	
被災労働者	氏名	
	住所	
被災労働者が災害発生 当時使用された事業場	名称	
	所在地	
災害発生年月日		
災害の原因及び発生状況		
審査又は仲裁すべき事項		
審査又は仲裁を申し立てる理由		

上記のとおり審査・仲裁を申し立てます。

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿
〇〇労働者災害補償保険審査官

申立人 〇〇〇〇 印

(注) 審査・仲裁のうち不用の文字は抹消すること。

審査費用（旅費）請求書

請求額		円		用務内容		証明		下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。											
年 月 日		平成 年 月 日		労働者災害補償保険審査官		印													
経路		到着地		宿泊地		鉄道		船		賃		車賃		日当		宿泊料		食卓料	
運賃		急行料金		特別料金その他		計		運賃		特別料金		寝台料金		計		定額		夜定額	
程		程		程		程		程		程		程		程		程		程	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
合 計																			
上記のとおり費用を請求します。																			
平成 年 月 日																			
資格										備考									
住所																			
氏名										印									
労働基準局長 殿																			

- 備考
- 1 本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働基準局長に提出すること。
 - 2 宿泊料の実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類（旅館の領収書等）を添付すること。
 - 3 天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行できなかった場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付すること。

審査様式第24号

審査費用（鑑定料）請求書
審査資料作成実費

請求金額	円	用途内容	証明	平成 年 月 日	下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。	労働者災害補償保険審査官	印
種目	鑑定料	件数又は数量	件	金額	円	摘要	
審査作成							
審査実費							
料費							
合計							
上記のとおり費用を請求します。							
平成 年 月 日				資格		備考	
				住所			
				氏名		印	
労働基準局 殿							

- 備考
1. 本請求書は2通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働基準局長に提出すること。
 2. 審査資料作成実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類を添付すること。

参考 1 関 係 通 達

通 達 名	通 達 番 号	頁
業務上外の認定に関する連絡調整について	昭和30年 6月 9日 基発第359号	193
不服申立てについて	昭和52年 3月30日 基発第192号	194
第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱いについて	昭和57年 2月22日 基発第128号	195
国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについて	昭和63年12月28日 事務連絡	214
労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について	平成 元年12月21日 事務連絡第39号	216
都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について	平成 2年 3月27日 事務連絡	217
労災保険審査専門調査員について	平成 2年 6月 8日 基発第344号	218
審査請求事案に係る迅速処理対策について	平成 7年 3月 3日 事務連絡	233
労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理に係る対策要綱の策定について	平成 8年 3月29日 基発第183号の1	239
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について	平成 8年 6月28日 事務連絡第25号	246

通 達 名	通 達 番 号	頁
労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について	平成 8年 7月24日 基発第479号	249
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について	平成 8年 8月29日 事 務 連 絡	254

業務上外の認定に関する連絡調整について

昭和30年6月9日付基発第359号をもって
本省労働基準局長 各都道府県労働基準局長
厚生省保険局長 より 各都道府県知事あて

労働者又は被保険者の疾病、その他の事故に対する業務上外の認定については慎重に措置されているものと思料するが、最近、労働者災害補償保険法による災害補償も、また健康保険法、日雇労働者健康保険法又は厚生年金保険法による保険給付も受けられず、労働者又は被保険者に多大の不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行う場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計らわれたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経伺の上処理することとされたい。

不 服 申 立 て に つ い て

(昭和52年3月30日基発第192号)

傷病補償年金又は傷病年金の支給の決定及びその支給額の決定並びに廃疾等級の変更による傷病補償年金又は傷病年金の変更に関する決定に関しても、労働者災害補償保険法第35条の規定により、不服申立てをすることができるものであること。

第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱いについて

(昭和57年2月22日 基発第128号)

近時、業務上災害の損害賠償請求訴訟等に関連して、裁判所、弁護士会等から災害調査復命書その他労働基準行政機関の所持する文書の開示等を要請される事例が多くみられる。

これが取扱いについては、昭和45年6月17日付け基発第452号「業務上災害の損害賠償請求等に伴う第三者の関係書類閲覧等要請について」をもって指示したところであるが、今般、これが取扱いを下記のとおり改めることとしたので了知の上、遺憾なきを期されたい。

なお、上記通達は、本通達をもって廃止する。

記

1 開示に当たっての基本的考え方

労働基準行政機関の所持する文書について、裁判所から文書送付の囑託（民事訴訟法第319条）又は調査の囑託（同法第262条）がなされ、また、弁護士会から照会（弁護士法第23条の2）がなされること等があるが、労働基準行政機関としては、裁判等がもつ公益性にかんがみ、これらの要請に対して可能な限り協力すべきものであることはいうまでもないところである。

しかしながら、労働基準行政機関の所持する文書のなかには、行政目的のみに使用されることを前提として任意に提出されたもの、行政内部の手続のために作成されたもの等、行政の適正な執行を確保する観点から当該文書を第三者に開示するのが適当でないものが少なくない。

特に、労働基準監督官等の職員が、事業場等に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類等の提出を求め、あるいは各種の報告を求める等、その職権の行使によって得た情報のなかには、企業の秘密に属する事項、個人の名誉、プライバシー等に属する事項等がふくまれていることにも留意する必要がある。

このため、これら行政目的のために提出され、又は作成された文書あるいはそのために収集、把握した情報等を第三者に開示することは、行政の適正な執行を確保する上で問題であるばかりでなく、労働基準行政機関に対する労使その他の国民の信頼を損ない、常に公正中立を要請されている労働基準行政機関の存立基盤そのものを揺るがすことにもなる。これは、今後の行政運営に重大な支障を来すおそれがあり、さらには職務上知り得た事項についての守秘義務に触れる場合もあって、許されないものである。

したがって、これらの要請に対する文書の取扱いについては、上記の点に十分留意して対応する必要がある。

2 回答して差し支えない事項

上記1の基本的考え方から、回答して差し支えない事項は、①労働基準行政機関として調査検討が十分に尽くされ、かつ、何らの意見、判断等を含まない客観的事実であって、

②企業の秘密あるいは個人の名誉、プライバシー等に属しない事項であること。

したがって、例えば、法違反の有無、内容、程度、原因、措置、再監督の要否、災害発生の原因等については、調査官又は行政官庁の何らかの意見、判断等が含まれるものであることから、除外すべきものであること。

3 回答するに当たって留意すべき事項

回答するに当たっては、各種復命書等は、職員の意見、判断等を付して上司に報告・具申する文書であり、あるいは行政官庁としての意思決定の経緯を明らかにした文書であることから、原本、謄本等生の姿でこれを行うことは適当ではなく、必要な事項に限って別途回答する等これが回答方法について十分に配慮する必要があること。

第三者からの文書の開示等の要請に対する取扱処理要領

第1 基本的考え方

1 文書開示の要請に対する対応について

労働基準行政機関の所持する文書の中には、行政目的のみに使用されることを前提として任意に提出されたもの、復命書等行政内部の手続のために作成されたもの、「極秘」、「秘」又は「部内限」とされている文書等行政の適正な執行を確保する観点から、当該文書を第三者に開示すべきでないものが少なくない。

特に、職員が事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類等の提出を求め、あるいは各種の報告を求める等その職権の行使によって得られた情報のなかには、企業の秘密に属する事項、個人の名誉、プライバシー等に属する事項等が含まれていることにも留意する必要がある。

これら行政目的を果たす必要から収集、把握した情報等を第三者に開示することは、労働基準行政機関に対する労使双方からの信頼を喪失せしめ、常に公正中立を要請されている労働基準行政機関の存立基盤そのものを揺がすことにもなり、今後の行政運営に重大な支障を来す結果となるばかりでなく、職務上知り得た事項の守秘義務の観点からも許されない場合があるものである。

したがって、労働基準行政機関の所持する文書は、原則として公益性の見地等から行政上必要と認められる場合でない限り、個別的な開示は行わないこと。

ただし、裁判所若しくは弁護士会又は被害労働者等直接利害関係を有することが明らかな者からの文書開示の要請があった場合には、当該文書の性格、記載内容等を十分に検討し、後記第2及び次に述べるところにより一定の限度でこれが要請に応ずることとして差し支えないものであること。

なお、この場合であっても、関係文書等の原本による回答はもとより、当該文書をコピーする等生の姿で回答することは避けること。

(1) 弁護士会からの照会

弁護士は、弁護士法第23条の2の規定により、その受任している事件について、所属弁護士会に公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができ、所属弁護士会は、弁護士からの申出が適当でないと認める場合を除き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

弁護士会からの要請に対しては、このような制度が法律上認められた趣旨をも踏まえつつ対処する必要があるが、この場合であっても、行政上支障のない範囲内で報告を行うべきものであること。

なお、関係文書一切の開示を要請してくるものがあるが、これらに対しては、必要な報告事項が何かを限定させた上、当該必要な事項に限って、報告を行うべきものであること。

(2) 裁判所からの文書送付の嘱託

民事訴訟における訴訟当事者は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第319条の規定に基づき、裁判所に対して文書送付の嘱託を申し立て、裁判所がこれを認容するときは、文書所持者に対して文書送付の嘱託をすることができることとされている。

この文書送付の嘱託は、文書所持者に対して任意に送付を求めるものであり、文書所持者が嘱託に応じなかったとしても制裁を受けることはないが、裁判に可能な限り協力するという公益的見地を踏まえつつ対処する必要があることから、これが嘱託には、行政上支障のない範囲内で応ずるべきものであること。

なお、文書を送付できない行政上の事情等がある場合には、担当裁判官に対してその理由等を詳しく説明し、理解を深めることが必要であること。

また、嘱託に応じて裁判所に文書を送付する場合には、民訴法上原本、正本又は認証謄本によることとされている（同法第322条第1項）が、文書の生の姿で送付することが行政上支障があるものについては、必要な事項について別途文書の作成の上送付したい旨担当裁判官に説明を行い、理解を求めることが必要であること。

(3) 裁判所からの調査の嘱託

裁判所は、訴訟当事者の申立て又は職権により、官公署等に対して、必要な調査を嘱託することができる（民訴法第262条）こととされており、具体的には、この規定を根拠として、裁判所から官公署等の所持する文書の内容等について報告を求められる場合がある。

この調査の嘱託は、文書送付の嘱託が書証として第三者が所持する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく報告を求めるものである点で異なるが、これについては、前記(2)「裁判所からの文書送付の嘱託」に準じた取扱いをするものとする。

2 文書提出命令に対する対応について

(1) 文書提出命令の概要

民事訴訟における訴訟当事者は、民訴法第311条に規定するところにより、裁判所に対して、文書を所持する相手方又は第三者に文書の提出を命ずるよう申し立てることができ、裁判所は、その申立てを理由ありと認めたときには、民訴法第314条の規定により、文書の所持者に対してその提出を命ずることができることとされている。

この文書提出命令は、文書所持者が民訴法第312条に規定する文書提出義務者である場合に限り、その提出を命ずる決定を行うことができ、また、文書所持者が第三者である場合には、当該第三者を審尋しなければならない（民訴法第314条第2項）こととされている。

第三者が文書提出命令に従わないときは、民訴法第318条により、過料に処せられることとなる。

(2) 文書提出義務の要件

民訴法第312条は、文書所持者が当該文書を裁判所に提出しなければならない義務を負う場合として、次の要件を定めている。

第272条) こととされ、また、公務員が職務上の秘密につき証言するについては、裁判所が当該監督官庁の承認を得ていないときは、これを拒むことができる(民訴法第281条第1項第1号) こととされている。

- (2) 職員が証人として出廷し、証言することとなった場合に、①職務上の秘密に属する事項についての尋問が行われた場合には、裁判官に対して尋問内容が職務上の秘密に属する事項である旨を申し出て、証言を拒否すること(民訴法第281条第1項第1号) とし、また②尋問内容が未だ十分な調査検討が尽くされていない事項である場合には、個人的見解の表明を避け、かつ、その旨を裁判官に申し出ることとすること。

第2 具体的な文書の取扱いについて

1 行政内部の手続文書

各種復命書、許認可等決裁原議書類等は、職員の意見、判断等を付して上司に報告、具申する文書であり、また、行政官庁としての意思決定の経緯を明らかにした文書であることから、これら行政内部の手続文書を、第三者に開示すべきでないことはいうまでもない。

特に、①監督復命書、災害調査復命書及び補償費実地復命書等については、監督官等が事業場等に立ち入り、帳簿、書類等の提出を求め、使用者又は労働者に対して質問を行い、あるいは資料等の報告を求める等その職権を行使して知り得た事実又はこれら事実に基づく一定の判断等を記載した文書でもあることから、これらを第三者とりわけ民事訴訟の一方の当事者に開示することは、労働基準行政機関に対する信頼を喪失せしめ、ひいては、常に公正中立を要請されている労働基準行政機関の存立基盤そのものを揺がすことにもなり、今後の行政運営に重大な支障を来すこととなる。

しかしながら、裁判に可能な限り協力するという公益的見地及び弁護士法第23条の2に規定する制度が認められた趣旨等を踏まえ、可能な限りこれらに協力することも必要とされることから、災害調査復命書等に記載された事項のうち、例えば、法違反の有無、内容、程度、原因、措置、再監督の要否、災害発生の原因等を除き、①調査検討が十分に尽くされ、かつ、何らの意見、判断等を含まない客観的事実であって、②企業の秘密、個人の名誉、プライバシー等に属さない事項等については、生の姿でない限り、これを回答することとして差し支えないものであること。

2 事業場等から提出された各種届出、報告書等

法令に基づく各種届出、報告書等は、それぞれの法目的又は行政目的に従って作成され提出される文書である。

したがって、第三者からこれら文書につき開示の要請がなされた場合であっても、第三者としては、当該文書作成者に直接開示を要求する方法があるのであるから、当該文書作成者の同意があり、かつ、企業の秘密、個人の名誉、プライバシー等が守られることが明らかである場合、明らかに行政運営の支障がないと判断される場合を除き、これが要請に応じることはできないものであること。

3 司法事件関係文書

捜査中の事件に係る捜査報告書、実況見分調書、供述調書等司法事件関係書類につい

ては、捜査秘密上からこれが開示の要請に対して応じることができないものであること。

また、すでに検察庁に送致（付）した事件に係る文書については、関係文書一切を検察庁において所持しているのであるから、応じることができないことはいうまでもないこと。

4 業務運営に係る「部内限」通達等

労働基準行政の業務運営に関する「部内限」通達等は、行政運営の具体的方針、業務の具体的仕組み、法令違反に伴う措置基準等その内容が部外者に開示されるならば、当該業務の所期の目的を達成することが著しく困難となるおそれがある性格のものである。

したがって、これらについては、その内容（例えば、是正勧告書甲、乙の区分の存否、司法処理基準の存在の有無等を含む。）のすべてについて部外者へ開示してはならないことはいうまでもなく、当該文書の存在そのものについても開示すべきものではないこと。

(参考1)

神戸西労基署の労災保険給付に関する業務上外認定資料に係る
文書提出命令事件の経緯

期 日	経 過
5 3. 2. 2 1	(裁判所からの文書送付嘱託) ■■■■■■■■■■ (下請を含む。)に発生した職業性難聴者ら22名から、■■■■■■■■■■を被告として神戸地裁に提起(5 2. 1 1. 1)された損害賠償請求事件に関し、神戸地裁第一民事部坂井昱朗裁判官から神戸西労基署長に対し次の文書についての文書送付嘱託があった。 ① 神戸西労基署が■■■■■■■■■■騒音職場で行った騒音測定結果の一件書類一切。 ② ■■■■■■■■■が■■■■■■■■■■の騒音職場で、これまでに行った騒音測定の結果につき神戸西労基署が報告を受けた一件書類一切。 ③ 前記民事訴訟の原告のうち14名についての労災保険支給決定及び同支給申請並びに原告1名についての同不支給決定及び申請に関する一件資料。
5 3. 3. 6	(労基署長の回答) 神戸西労基署長は上記③のうち労災補償給付請求書及び裏面の診断書の写のみを送付するとともに、その余の文書は提出できない旨の回答を行った。
5 3. 1 1. 1 6	(原告らからの文書提出申立) 原告らは、神戸西労基署の所持する原告らの業務上外認定に関する一件書類について提出するよう神戸地裁に対して申立てを行った。
5 4. 1. 1 9	(労基署長に対する審尋) 神戸地裁は上記申立てに基づき、神戸西労基署長に対し審尋のため出頭要求(出頭期日5 4. 2. 2 3)を行った。
5 4. 2. 2 3	(審尋に対する労基署長の対応) 上記裁判所からの出頭要求に対し神戸西労基署長は出頭せず文書による意見を提出した。その要旨は次のとおりである。 (1) 本職が所持している文書のうち提出できる文書は、原告らからの補償給付請求書(すでに提出済みである。)及び申立書である。

期 日	経 過
	(2) その他の文書については提出できない。その理由は④これら文書は、行政上の必要から診療機関・事業場より提出を求め、または、内部的に自己使用の目的で調査内容の復命を求めた文書であって、民訴法第312条第3号にいう文書に該らないこと。 ⑤本職の職務遂行には公正中立が必須であって行政上の必要から所持している文書が公開されることになると将来において広く労使双方から積極的協力が得られず行政運営が極めて困難となること。 ⑥本職は国家公務員であり守秘義務があること。
54. 3. 27	(労基署長に対する2回目の審尋) 神戸地裁は同署長に対し2回目の審尋のための出頭要求を行ったが同署長は「前回の回答のとおりである」旨の文書回答を行っている。(54. 4. 20)
54. 9. 5	(神戸地裁の文書提出命令) 神戸地裁(第1民事部坂井晃朗裁判長)は神戸西労基署長に対し原告(申立人)から文書提出申立のあった同署長の所持する文書の提出を命ずる決定を行った。
54. 9. 14	(神戸地裁の決定に対する即時抗告) 上記神戸地裁の決定に対し、神戸西労基署長は大阪高裁へ即時抗告を行った。
55. 7. 21	(大阪高裁の決定) 大阪高裁は、神戸地裁の決定を取り消す決定を行った。
55. 7. 28	(大阪高裁決定に対する特別抗告) 原告(申立人)らは上記大阪高裁の決定に対し最高裁へ特別上告を行った。なお、原告らの特別上告理由の要旨は、大阪高裁の決定の論旨は憲法第25条(国民の生存権の保障)及び第32条(裁判を受ける権利の保障)に違反するとした。
56. 2. 18	(最高裁の決定) 最高裁は、原告らの特別抗告を却下する決定を行った。

(参考2)

神戸西労基書署の労災保険給付に関する業務上外認定資料に係る文書提出命令に
対する即時抗告申立事件（原審神戸地方裁判所昭和53年（モ）第2117号）

決 定

神戸市兵庫区水木通10丁目1-5

抗 告 人 神戸西労働基準監督署長

西 谷 勇 造

右指定代理人 坂 本 由 喜 子

右 上 西 元 忠 志

右 上 吉 田 小 大 郎

右 上 沼 本 昇

相 手 方 別紙相手方目録記載のとおり。

右代理人弁護士 別紙代理人目録記載のとおり。

相 手 方

相 手 方

主 文

原決定主文第1項を取消す。

別紙添付文書目録(2)記載の各文書につき相手方等の本件文書提出命令の申立をいずれも却下する。

抗告費用は、相手方等の負担とする。

理 由

一 本件抗告の趣旨および理由、抗告理由に対する相手方等（ただし、相手方■、■を除く。以下同じ。）の反論は、別紙のとおりである。

二 当裁判所の判断

1 原決定理由第四、一、二、1（同決定2枚目表6行目「記録によれば」から同12行目「である。」まで、同2枚目裏2行目「1.記録によれば」から同4枚目表7行目「認められる。」まで。ただし、同3枚目裏2行目「①請求書は」から同5行目「文書であり、」まで、および同4枚目「あり、」から同6行目「文書で」までを除く。）を引用する。

2 一件記録によれば

（一）別紙添付別表記載の文書中①障害給付請求書、⑦申立書は、昭和55年3月18日現在、抗告人において、原決定により提出を命じられた関係相手方全員につき、その写を原裁判所に提出したこと、が認められるから、相手方■、同■、同■、同■、同■の右①の文書に対する、相手方■の右⑦に対する、相手方■、同■の右①、⑦の各文書に対する、本件各申立については、その必要がもはや現存しない、というべきである。

(二) 相手方■の本件申立にかかる、右別表記載②ないし④の各文書は、現在、抗告人において所持していないことが認められる。したがって、同人の右各文書の提出を求める右申立は、失当である。

しかして、同人の右別表記載①、⑦の各文書に対する本件申立が失当であることは、前叙説示のとおりであるから、結局、原決定が同人につき認容した、右①ないし④および⑦の各文書についての本件申立は、全て失当というべきである。

(三) 叙上の認定説示から、結局、相手方等（ただし、相手方■を除く。以下同じ。）の本件申立の対象となる各文書は、別紙別表記載の②ないし⑥の各文書（以下、単に本件各文書という。）となる。

3 そこで、本件各文書が民訴法312条3号に該当するか否かについて判断する。

(一) 民訴法312条3号後段と本件各文書との関係

(1) 民訴法312条3号後段にいう「法律関係」とは、もともと契約関係を前提として規定されたと解されるから、そこにいう法律関係につき作成された文書というのも、当該法律関係そのものを記載したものに限られないとしても、その成立過程で当事者間に作成された申込書や承諾書等法律関係に相当密接な関係を有する事項を記載したもののみをいうと解するのが相当である。

現行民訴法下において、訴訟当事者以外の第三者が文書を所持する場合、右文書を証拠として当該訴訟に提出するか否かの処分権は、一般的には、右文書の所持者に専属するところ、民訴法312条は、右原則に対する例外として、文書所持者と挙証者とが、その文書について同条所定の特別な関係を有するときのみ、挙証者の利益のため、当該文書の所持者の右処分権に制ちゅうを加え、もって、当該文書所持者と挙証者との利害を調整しようとするものと解すべきである。

現行民訴法の右の如き趣旨に鑑みるならば、同法312条3号後段所定の文書についても、前叙の如く、これを限定的に解するをもって相当とする。

しかして又、文書所持者が、単に自己使用のために自ら作成し、又は第三者に作成させた文書は、例えそれに一定の法律関係に関する記載が包含されていても、右法条3号後段の文書には該当しない、と解するのが相当である。

(2) 本件各文書が本件各処分（本件労災保険給付の支給不支給の決定）の手續過程において作成された文書であること、右各文書はいずれも抗告人が当該相手方等に対する本件各処分をするために労災保険法47条の2、46ないし48条、同法施行規則51条の2等により収集作成した文書であること、は原決定認定（同決定3枚目裏1行目「本件各所持文書は、」から同2行目「であって、」まで、同5行目「②症状について」から同10行目「である」まで。）のとおりである。

(イ) 本件各文書中前叙③、④、⑥の各文書について

(a) 右③調査復命書が、当該相手方等に対する本件各処分の前提事実につき調査結果を記載した抗告人所属公務員作成の文書、右④所属事業所の回答書が、当該相手方等の職歴職場環境等についての所属事業所の回答を記載した文書、右⑥作業現場の調査内容が、当該相手方等の所属作業場の実地調査結果を記載した抗告人所属公務員作成の文書、であること、は原決定認定（同決定3枚目裏

1 1行目「右③」から同4枚目表2行目「たて書」まで、同3行目「右⑥」から同4行目「作成の文書」まで。) のとおりである。

- (b) 右認定にかかる、右各文書の記載事項からすると、右各文書は、抗告人と当該相手方等との間の法律関係そのものを記載した文書に該当するとはいえないし、その成立過程で当事者によって作成された当該法律関係に相当密接な関係を有する事項を記載したものに該当するともいえない。

しからば、右各文書は、前叙法条3号後段に該当するとはいえず、相手方等の本件申立の内右各文書の提出を求める部分は、右説示の点で理由がない。

- (c) 本件各文書中前叙②、⑤の各文書について

- (a) 一件記録によれば、右②症状についての診断書は、それ自体通常の診断書の如く独立した一通の文書ではなく、抗告人から以来を受けた関係医療機関が抗告人へ提出する意見書の一部を成していること、しかして、その内容は、右医療機関の担当医師による抗告人の求意見事項に対する医学的意見であること、右意見は、右医療機関担当医師によって実施された当該相手方についての聴力検査の結果やその診断所見に基づくものであること、右⑤聴取書は、抗告人所属公務員作成にかかるもので、当該相手方等自身の職歴等関連事実関係の陳述を録取した文書であること、が認められ、右各文書とも、その形式記載内容から、抗告人が労災保険法施行の目的で作成させたものと推認できる。

- (b) 右認定に基づく、右②、⑤の各文書は、抗告人が、本件処分の資料として内部的に使用する目的で、即ち自己使用の目的で、作成させたもの、と認めるのが相当である。

しからば、右各文書は、この点で、前叙法第3号後段に該当するとはいえず、相手方等の本件申立の内右各文書の提出を求める部分も、理由がない。

(二) 民訴法312条3号前段と本件各文書との関係

- (1) 民訴法312条3号前段該当の文書とは、後日の証拠のために挙証者の地位や権利ないし権限を証明するため作成された文書および挙証者の権利義務を発生させる目的で作成された文書をいう、と解するのが相当である。

- (2) 本件各文書の内容については前叙認定のとおりであるところ、右説示に基づく、右各文書が右法条3号前段に該当するとの点は、これを肯認することができない。

- (3) しからば、相手方等の右各文書の提出を求める本件申立は、右説示の点からも、理由なしというほかない。

- 4 以上の次第で、結局、相手方等の本件申立は、当事者双方のその余の主張につき判断を加えるまでもなく、叙上の認定説示の点で全て理由がないことに帰するから、これ等を却下すべきである。

したがって、これと結論を異にする原決定は一部失当であり、本件抗告は、理由がある。

よって、原決定主文第一項を取消して、別紙添付文書目録(2)記載の各文書につき相手方等の本件文書提出命令の申立をいずれも却下し、抗告費用は相手方等に負担させることとして、主文のとおり決定する。

昭和55年7月17日

大阪高等裁判所第五民事部

裁判長裁判官	大	野	千	里
	島	田	禮	介
	鳥	飼	英	助

抗 告 理 由

一 原告人の抗告理由は次のとおりである。

1 原決定は、文書の必要性についての判断を誤っている。

(一) 原決定は、文書の必要性に関する判断を要証事実との関係でしか捉えていない。しかしながら、民訴法の文書提出命令の規定が文書の範囲を制限しているのは挙証者と所持者の利益を衡量しながら所持者の真実発見の要請に協力する義務を定めているからに他ならない。従って他の証拠方法が存在する場合や、他の方法によって証拠資料を収集することができる場合にまで文書提出命令という形式での立証方法を許容するものでないことは明らかというべきである。

また、民事訴訟は証拠の収集提出については弁論主義を採用し当事者の努力と責任において真実発見に努めることを原則としている。したがって、訴訟の当事者に他に立証方法がある場合には、第三者に対して文書の提出を求める必要性和利益はないといわなければならない。即ち、文書提出命令の対象となる文書の必要性は他の証拠方法との関連においても判断されなければならないのに原決定はこの点について全く判断をしていない。

要証事実と関係があるというだけで、安易に立証のために必要なものということができるかと判示しているが、このような挙証者の安易な態度は許されない。

(二) 本件事案に即して各文書の必要性を検討してみる。

(1) 症状についての診断書

これは、医師がカルテに基づいて作成した文書であるから、カルテに基づいて医師に証言を求める方法が存在し、より具体的な事実が把握できる方法でもある。そのほか、原告人は障害給付請求書裏面に記載された診断書を提出しており現在でも診断は可能であると考えられるから前記文書の特段の必要性は認め得ない。

(2) 所属事業場の回答

右文書は、被告あるいはその下請先が作成した文書であるから、文書の内容については被告において明らかであると思われるから、被告に写しの提出を求めるか回答内容について釈明を求めれば十分であって、原告人に提出を求める必要性はない。

(3) 聴取書

本件の場合、原告らに対する聴取書であるが、この内容は文書提出によるまでもなく原告ら自身によって十分に立証しうるところであるから特段の必要性を認め得ない。

2 原告は文書の性質及び記載内容について事実を誤認している。

原決定は調査復命書及び作業現場の調査内容と題する文書（以下復命書等という。）

はいずれも事実及び調査結果を記載した文書と認定しているが、右文書はいずれも調査担当者が、事実関係の調査の結果に基づき、自己の意見及び評価を処分権者である署長に具申する文書であって事実のみを記載する文書ではない。

実際の支給手続においては、労災給付の原因となる事実関係については、できうるかぎり申請者の申立書や事業所作成の文書、診断書等調査者以外の者が作成した客観的な証拠によって把握することとされており、右のような客観的な証拠が得られない事実については、調査担当者が直接事実関係について記載することもあるが、このような場合でも、調査者の認識、評価を通して知り得た事実を記載しているものである。以上のとおり主要な事実が復命書等以外の客観的な証拠で把握されているのである。

したがって、復命書等は調査担当者及び処分権者の判断過程及び判断内容そのものを記載した文書というべきで、このような意見や評価内容を記載した文書は証拠価値の点でも疑問である。

さらに、復命書は決裁手続に回付されるので各担当者の意見が付され、この点でも判断過程そのものを示す文書という。 (稟議書については文書提出の申立が却下されている。仙台高裁昭和31年11月29日決定。)

3 原決定は、民訴法312条3号後段の法律関係文書の解釈を誤った違法がある。

原決定は、右法律関係文書の範囲について「挙証者と文書の所持者との間の法律関係自体を記載した文書にとどまらず、その法律関係に関係し、その前提となる事実を記載した文書をも包含するものであるが……いずれにしても右法律関係の形成のために収集作成されたものであることを要する。」と判示しているがこれは、法律関係に何らかの意味で関連さえあれば文書の範囲に制約がないかの如く、文書の範囲を極めて広く解しているもので、民訴法312条各号が提出を求めうる文書について厳格な制約をしている趣旨を全く没却するものである。

すでに法律関係について作成された文書とは、法律関係に関係のある事項を記載して文書ないしは、その法律関係の形成過程において作成された文書をも包含すると解すべきという決定例(高松高裁、昭和50年7月17日決定、伊方原発訴訟)もあるが、右決定は其中で「行政処分の取消を求める抗告訴訟において前記のように解しても」という説示をしており、行政訴訟であるという前提のもとで判断しているもので全ての民事訴訟において法律関係の形成過程において作成された文書について全て提出を求められるか否か極めて疑問があるといわなければならない。

また、右条項の解釈について文書の範囲を極めて広く解したとされる決定例としては、東京高裁、昭和44年10月15日決定(いわゆる家永教科書訴訟。)があるが、この決定例も行政庁の処分によって損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案であり、行政手続の適否が争われたものである。

この決定例は、前記高松高裁決定例とは異なり、検定手続に関して作成された文書でも、作成が法令上の義務によるものでなければならないという絞りがかけている。そして、右のような絞りをかけたうえで、行政手続に関係して作成された文書について文書提出を認容した根底には、明らかに行政手続そのものが争われているという理由がうかがえるものである。

しかるに、原決定の前提となっているのは、私人間の民事訴訟であり、行政手続の適否はなんら問題とされていないのである。このような場合にまで訴訟外の第三者である行政庁に対し、行政手続において作成された文書の提出を無制限に求められるとする解釈には誤りがある。

4 原決定は文書の所持者の利益及び文書を提出することによって失われる公益について誤認している。

(一) 原決定はまず本決定が訴訟外の第三者に対する文書提出命令であることに鑑み、所持者の利益にも十分考慮を払うべきであるにもかかわらず原告らが自らその文書の提出を求めている以上とか労災補償は労働者のための手続きであるとか行政運営上多少の不都合があり得るとしても……として所持者の利益あるいはこれが保護されることによって得られる公益について一顧だにしていない。

本件事案のように労働者から文書提出を求める場合ばかりではなく事業主から文書提出を求めた場合もあり得るし、労働省及び労働基準監督署設置の一般的な目的が労働者の権利の擁護にあたるとしても、個々の処分や職務の遂行全般において労働者、事業主両者に対し公正であり中立であることが要求されているものである。しかるに原決定はこのような実態の一側面しかみていない。

また労働災害について適正な補償をするべく労働者災害補償保険法は行政庁の官吏に対し質問検査（同法46、47、47条の2、48、49条）の権限を与え、この質問検査に応じない者に対しては罰則をもって対処しうることになっている（47条の2については罰則なし）、このようにして収集作成した行政手続文書は各陳述者の秘密あるいはプライバシーの保護の前提でなり立っているものである。従って労働者災害補償に関する行政手続以外の目的で使用することは原則として許されない。しかも労働者あるいは事業主のどちらか一方の利益のために提供することも許されない。また労働者あるいは事業主以外の者から収集した文書（事実）の場合もありうる。このような文書（事実）を提出（公開）することは全く信義に反することである。

(二) さらに行政庁がこのようにして私人間の民事訴訟において常に文書の提出を義務づけられていくとするならば質問検査権を行使したところで労災給付の前提となる事実関係について真実を把握することができなくなる恐れがある。

即ち関係者が行政機関の公平、中立を信頼し積極的に協力を得られているところ本件のような決定によってこれらの書類等が第三者の争いの場に公開されるときにはこの種の争いにかかわりあうことを懸念したり様々な事情が真実を述べてくれなかったり適切な協力が得られなくなる恐れがあることは明らかであり、このことによって適正な補償をするという大きな公益が害されることになる。

(三) 文書の提出義務について民訴法272条273条281条1項1号3号の類推適用があることは今日では通説的な見解であるところ、労働基準監督官については労基法105条で個別に守秘義務が規定されている。

仮りに挙証者との関係では守秘義務がなくなるとしてもそれ以外の者との関係では守秘義務は負っているのであるから、症状についての診断書、所属事業場の回答、作業現場の調査内容については明らかに守秘義務を負っているものであり、この義務は

民事訴訟の真実発見の要請に劣らない同等の公益に直結するものである。

(四) 最後に本件事案は訴訟外の第三者に対する文書提出命令であるという点でも特異性がある。

御庁大阪高裁昭和53年9月22日決定(多奈川第二火力発電所事件)は同じく訴訟外の第三者に対し文書の提出を命じた事案に対する判断であるがこの決定では、行政訴訟において行政庁が所持している文書について提出を求めることについてはこれを肯定しながら「しかしながら右以外の通常の民事事件一般について広くこれを認めることは一前示のように文書の所持者が訴訟の当事者となっている場合は格別一現行民訴法が文書の限定を通じて文書所持人と挙証者との利害を調整しようとする趣旨に悖り提出命令を求める文書の範囲を際限なく拡大することになるので許されない」と判示している。

この理はまさに本件にも該当するものであり、同様の理由により原決定は違法である。

抗告理由の補充

一 抗告人は既に即時抗告申立書において抗告理由を主張しているところであるが、更に文書提出を命じられている各文書ごとに不服の理由を補充して主張する。

1 障害給付請求書

右文書は送付嘱託によって既に提出済であるが、被抗告人■、■、■、■、■、■、■、■に関する右文書については送付嘱託がなかったため提出する機会がなかったものである。

また、原決定手続に際しても抗告人は右文書については提出する用意のあることを意見書の中でも明らかにしていたのであるから送付嘱託あるいは任意に提出を促す等の方法によらず制裁を伴う決定という形で提出を命ぜられることは不服である。

しかしながら抗告人は即時抗告の申立と同時に右の者らに対する右文書は提出した。

2 症状についての診断書

右文書は抗告人が労災法47条の2、49条に基づいて収集したものであって、その内容は診察時(労災給付申請時以降)の検査結果、及び医師の所見が記載されているものである。

右のように、労災給付の目的で提出を命じている文書(労災法53条には制裁の規定もある)であるから提出させた目的(行政手続)以外に使用する場合、あるいは第三者に使用させる場合は行政庁と文書作成者(提出者)との信頼関係あるいは文書作成者の秘密および権利擁護の見地から同人の同意を得て提出すべきものといわなければならない。

したがって、文書作成者の同意が得られれば抗告人は任意に提出する用意がある。

3 所属事業場の回答

右文書の作成者(提出者)は被抗告人■、■、■、■、■、■、■、■については被告■■■■■■■■■■(以下■■■■■■■■■■という)であり、その余は■■■■■■■■■■ではない。その余の作成者は被抗告人が■■■■■■■■■■退職後再就職した事業場であり、その内容は

- ① 当該労働者の職歴、職種及び従事期間
- ② 当該事業場の騒音測定資料（退職している場合は保管している資料のうち退職時に近いもの）
- ③ 当該労働者の在職時及び退職時の聴力測定資料

のほか聴力以外の健康診断の結果が記載されているものもある。

騒音の測定は[]の下請の事業場である場合は[]の職員が実施したものであるから、右測定値に関する限り[]にその原資料は存在するものと思われる。

右文書も労災給付という行政手続のために収集したものであって行政目的以外に使用する時は原則として提出者の了解を得なければならないものと解する。

右文書も文書作成者の同意が得られれば任意に提出する用意がある。

4 調査復命書

右文書は行政庁の最終段階の内部書類、即ち障害等級の認定についての決裁文書となるものである。その内容は、①給付申請者の自訴、②聴力検査の測定値、③医師の所見、④調査官意見、の各欄に分かれており、右①は労災給付申請者の申立書から申立の内容を要約して記入し、②は医師の診断書から書き写すものであり、③は医師の診断書を添付するものであり、④は調査官の意見や評価を記入しているものである。但し、昭和53年以降は右文書の様式を兵庫労基局独自の様式に改正し、事業場からの回答文書に基づいて事業場の騒音測定値を記入する欄を設け、また調査官意見はa～iまで例文が印刷されることになったので該当部分に○を記載する様式にvari、特記意見があれば記入することになっている。

このように復命書は労災給付手続で収集した資料を整理し、内部的に意見を具申している文書であって専ら意見や評価を記載した文書というべきで、民訴法312条1項3号後段に該当する文書ということとはできない。

なお、仮に復命書が提出させられ調査官意見あるいは他の内部意見が外部に公表されるときには個々の調査官に対し予断をいだかれる可能性もあり、また個人攻撃を受けたり、他の事件の調査に多大の支障を生ずるので提出できない。

5 聴取書

右文書は申立人作成の申立書が不備であったり、提出されたその他の資料によっても事実関係が判明しない場合に申立人本人あるいは第三者から聴取して調査官が作成する文書である。

本決定で提出が命ぜられているのはいずれも申立本人の聴取書であるから第三者の聴取書と区別して考えられなければならないが、聴取書は申立書と異って作成者は調査官である。その内容は本人によって十分に再現可能であり文書提出の必要性がないといわなければならない。

ことに被被告人[]については労災保険の不支給決定処分の取消を求めて同人から労働者災害補償保険審査官（以下単に審査官という）に対し不服申立がなされ（労災法35条）、審査官は決定書において右聴取書等決定の根拠となった資料の写しを交付しているから、被被告人自身から提出が可能である。

以上のとおり必要性が全くない。

ちなみに、審査官に対する不服申立手続においては、行政不服審査法第2章1節2節（18条及び19条を除く）及び5節の適用も排除されている（労災法36条）ので、審査官が根拠資料を全て審査請求人に交付する義務があるとは解されないが、不支給決定手続を担保し、審査請求人に十分に攻撃防禦を尽くさせるために不支給決定の根拠となった資料を交付することがある。

しかしこれは不支給決定処分自体が争われる場合であるから原処分という行政手続の延長線上で文書が使用されるということであって、依然行政手続のために使用されるといわなければならない。

したがって原処分に対する不服申立手続において資料が公開されることと、私人間の民事訴訟のために文書を提出することは同視すべきではない。

6 作業現場の調査内容

右文書は申請人の申立書では作業現場の騒音状況が判然としなかったため調査官が自ら調査した内容を記載したものである。その内容は

- ① 支給手続における処理の経過
- ② 上級官庁との連絡の経過
- ③ 申請時に就労していた作業現場の騒音測定を事業場に命じ提出させた測定結果
- ④ 調査官意見を記載しているものである。

右内容のうち①②④はいずれも労災支給という法律関係の前提となる事実関係を記載したものではなく、調査官の意見や評価を記載したものというべきであるから右部分については文書提出の義務はない。

③は被告事業場の測定値ではなく、被原告人らが退職後就職した事業場の測定値であるから右事業場の同意なくして測定値を明らかにすることはできない。

一般に騒音事業場は保存期間の定めはあるものの測定資料の保存を義務づけられている（安全衛生法65条、安全衛生規則591条）から、むしろ当該事業場に提出を命ずるべきである。

まとめ

前述の如く、原告人は第三者として各文書について文書提出の義務を負うものでないことを述べたが、診断書等第三者作成の文書及び第三者から回答を得た内容は次のような事情で明らかにすることができない。

労災保険の支給手続においては、まず労働者、事業場の申立をきき、事故の内容を正確に把握しなければならないところ、雇用の関係、作業の内容等そのほとんどが複雑多岐にわたり任意に調査しなければ事故の概況すら知ることが出来ない。

調査官は調査権を発動して職権でも調査できるが、しかしながら作業現場の関係者や同僚の労働者あるいは専門家、同種の事業場の関係者等から任意に調査に協力してもらい、事故の原因等事故の内容を把握しているのが実際の手続である。

それは強制調査より任意調査がはるかに有効なものであり収穫も大であるからである。

労働関係という人間のおかれたさまざまな状況を把握する方法としては物自体によること

もできるが、人の供述や、識見を利用した協力がなくては全くなりたない。しかも、手続は迅速に行うことが期待されているのであり、第三者の協力は全く不可欠なものである。

したがって、このようにして作成収集した資料を公開する時には抗告人はその信頼を失い、今後労災手続に第三者からの協力を得られなくなることは明らかというべきである。

別 表

- ① 障害給付請求書
- ② 症状についての診断書
- ③ 調査復命書
- ④ 所属事業場の回答
- ⑤ 聴取書
- ⑥ 作業現場の調査内容
- ⑦ 申立書

国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労災補償 関係法令の期限の特例等の取扱いについて

(昭和63年12月28日事務連絡)

行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。以下「閉庁法」という。)の施行に伴う国の行政機関の土曜閉庁の実施に伴う労働基準法等の期限の特例等の取扱いについては、昭和63年12月28日付け基発第780号・婦発第281号をもって労働省労働基準局長・婦人局長より通達されたところであるが、労災補償関係法令の期限の特例等の取扱いについては下記のとおりであるので、これが運用につき留意されたい。

記

1 労働者災害補償保険法関係

- (1) 労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第43条においては、労災保険法又は労災保険法に基づく政令及び労働省令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定(第138条から第143条まで)を準用するものとされている。このうち、民法第138条は「期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ従フ」と規定し、法令に別段の定めがある場合の例外を認めている。この規定に照らした場合、閉庁法第2条の規定は、この「別段ノ定」に該当するものと解され、したがって、労災保険法及びこれに基づく命令に定める行為の期限については、閉庁法第2条の規定が適用されることとなる。

具体的には、労災保険法第42条において保険給付を受ける権利の時効が定められており、この規定自体は、私人の行政庁に対する行為の期限を定めているものではないが、同条に規定する時効期間満了の日までに行政庁に対して保険給付の請求を行わなければ保険給付を受給できなくなるという点で、行政庁に対する行為の期限を定めたと同様の意味をもつものと解される。従来から労災保険法第43条の運用に当たっては、時効期間の満了日が日曜日、国民の祝日等に該当した場合には満了日を繰り延べるよう取り扱っているところであるが、今後は、時効期間の満了日が閉庁法第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下単に「行政機関の休日」という。)に当たるときは、同法第2条を類推し、行政機関の休日の翌日をもって時効期間が満了するものとして取り扱うこととする。

- (2) なお、労災保険法第35条第1項の規定による労働者災害補償保険審査官(以下単に「審査官」という。)に対する審査請求に係る審査請求期間(労働保険審査官及び労働保険審査会法第8条)についても、閉庁法第2条の規定が適用され、審査請求期間満了が行政期間の休日に当たるときは、その翌日をもって審査請求期間が満了するものとして取り扱うこととする。

2 労働基準法第8章関係

労働基準法第8章の規定による災害補償(以下単に「災害補償」という。)の実施に関

し、被災労働者又はその遺族が行政官庁（労働基準監督署長）に対し行う審査又は仲裁の申立（労働基準法第85条第1項）は、補償の実施に係る時効の中断については、裁判上の請求とみなされることとなっている（同条第5項）。また、この行政官庁が行う審査又は仲裁の結果に不服がある者が、審査官に対して行う審査又は仲裁の申立てについても同様とされている（労働基準法第86条）。

この災害補償に関する時効の中断事由となるものは、民法第147条に規定されているとおりであり、行政官庁又は審査官に対する審査又は仲裁の申立てに限定されるものではない。したがって、被災労働者又はその遺族の使用者に対する災害補償請求権の時効と閉庁法第2条の規定は直接の関係はなく、時効の中断に関し期限の特例の問題は生じないものと解される。しかしながら、民法第153条においては、催告後6か月以内に裁判上の請求等をすれば時効の中断事由になるとされており、被災労働者又はその遺族が催告を行った後に行政官庁に対し審査又は仲裁の申立てを行う場合については、閉庁法第2条の規定が適用されるものと解され、催告後6か月の期間満了日が行政期間の休日に当たるときは、その翌日をもって当該期間が満了するものとして取り扱うこととする。

労災保険給付関係争訟等に係る関係書類の保存、整備等について

(平成元年12月21日事務連絡第39号)

近年、労災保険給付に関する処分をめぐる審査請求、再審査請求及び行政事件訴訟が増加し、かつ、事案の内容も複雑化してきていることから、これら争訟事案に対するより適切な対応が求められているところである。

しかしながら、再審査請求審理や行政事件訴訟に至るまでに長期間を要している実情もあって、当該事件に関する資料の滅失により、審理や訴訟対応に支障をきたしている等の事例が見受けられ、また、この結果、労働保険審査会や法務省からも関係資料の保存、整備について指摘がなされているところでもある。

ついては、今後の争訟対応の一層の適正を期するため、労災保険給付に関する処分に対し審査請求が行われた場合には、処分に直接の根拠となった資料はもとより、これに関連する資料で将来必要になると見込まれるもの（例えば、治ゆ、再発、障害認定に係る事案について災害発生当初の請求書、調査復命書等の業務上外認定に関連する資料、レセプト、定期報告における診断書等の療養、症状経過に関する資料など）についても、争訟終結までの間、その保存、整備につき徹底を図ることとされたい。

また、労災保険特別加入者に係る業務上外の認定にあたっては、特別加入申請書記載の業務又は作業の内容等を基礎として判断することとしているところであるが、再審査請求事件において、特別加入申請書が保存されていないため業務上外の判断に支障をきたす事案が一部において身受けられる。

そこで特別加入申請書及びその後届出のあった特別加入に関する変更届等関係書類の保存、整備の徹底に万全を期されたい。

都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付
基礎日額として行った労災保険給付の審査請求事案の処理について

(平成2年3月27日 事務連絡)

労働基準法第12条第8項の規定による平均賃金決定に係る事務処理については、平成2年2月21日付け補償課長、労働時間課長連名内かんにより指示されたところですが、都道府県労働基準局長の決定に係る平均賃金に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の審査官における事務処理については、今後、下記のとおりとすることが妥当と考えられますので、その取扱いについては遺漏のないよう周知方お願いします。

なお、本取扱いについては、賃金時間部労働時間課企画室と協議済みですので、念のため申し添えます。

記

1 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、請求人に対し決定通知を行っている場合

(1) 平均賃金決定について、行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づく労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事案については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(2) 平均賃金の決定処分について労働大臣に対して審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(1)の処理を行うこと。

2 都道府県労働基準局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合は、関係部署と連携をとり、あらためて請求人に対して決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求は取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記1により処理を行うこと。

労災保険審査専門調査員について

(平成2年6月8日 基発第344号)

近年、労災保険給付に関する決定を不服とする審査請求については、請求件数が増加し、かつ事案の内容も複雑化してきていることから、未処理件数が累増し、その処理に要する期間がますます長期化する傾向にある。

このため、迅速な救済を図るという行政不服審査制度の本来の趣旨に反するとの指摘がなされ、その処理の迅速化が求められているところである。

そこで今般、このような状況を踏まえ、労働者災害補償保険審査官が行う事務のうち一定の事項を補助させるため、別添のとおり「労災保険審査専門調査員規程」が定められ、都道府県労働基準局に労災保険審査専門調査員を配置して審査請求に係る事務処理の迅速化を図ることとされたものである。

これが運営の細目については、別紙1「労災保険審査専門調査員制度の運営細目」及び別紙2「労災保険審査専門調査員執務準則」を定めたので、設置の所期の目的を達成するよう、その活用について遺憾のないよう御配慮願いたい。

労災保険審査専門調査員制度の運営細目

1 業 務

労災保険審査専門調査員（以下「調査員」という。）は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は同号の医師との連絡に関すること。

2 委 嘱

審査員の委嘱は、次の(1)に該当する者であって、(2)～(4)の各号の要件を具備したもののうちから都道府県労働基準局長（以下「基準局長」という。）が行う。

- (1) 社会的信望があり、審査官の行う業務に深い理解をもつ者であって、審査事務等に積極的に協力する熱意を有する者であること。
- (2) 調査員に委嘱されることにより自己の利益をはかり、又は政治的に利用しようとする者でないこと。
- (3) 公選による公職にある者、又はその候補者でないこと。
- (4) 他の職業に従事している者については、調査員としての活動が不十分となるおそれのある者でないこと。

3 任 期 等

調査員の任期は1年とする。ただし、発令日の属する会計年度の範囲内とする。

なお、任期が満了した場合において、調査員として在任期間中、審査事務等の迅速な処理に積極的に貢献し、今後もその協力を得たい者については再任を妨げないこととする。

また、在任中といえども、後記9の執務準則の遵守義務に違反した場合には、委嘱を解くものとする。

4 報 酬 等

調査員には、報酬として1人1日7,800円、1カ月124,800円を限度として支給する（年間1,497,600円を限度とする。）ものとする。

なお、調査員が庁外に赴いて調査等を行った場合には、労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程第4条の規定に基づいて6級の職務担当の旅費を予算の範囲内で支給するものとする。

また、報酬支給の際の給与所得の源泉徴収等の取扱いについては、通勤災害調査員等の取扱いに準じて行うこと。

5 発令手続

調査員の委嘱は、基準局長が行うこととし、その手続については、次に定めるところに

よるものとする。

(1) 委嘱の場合

イ 基準局長は、調査員を選定したときには、次の書類を整えるものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (イ) 本人の承諾書（別添様式1） | 1通 |
| (ロ) 履歴書（別添様式2） | 1通 |
| (ハ) 委嘱辞令（写）（別添様式3） | 1通 |
| (ニ) 健康診断書 | 1通 |

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格条項）該当の有無に注意すること。

ロ 基準局長は、調査員を委嘱したときは、調査員証票（別添様式6）を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うこと。

(3) 解嘱の場合

イ 基準局長は、調査員を解嘱しようとするときは、次の書類を整えるものとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (イ) 辞任届（別添様式4） | 1通 |
| (ロ) 解嘱辞令（別添様式5） | 1通 |

ロ 基準局長は、調査員を解嘱したときは、調査員証票を遅滞なく、返納させること。

6. 本省報告

基準局長は、調査員を委嘱（再委嘱）又は解嘱した場合には、委（解）嘱報告書（別添様式7。新規にする場合には履歴書（別添様式2）の写しを添付すること。）を委（解）嘱した月の翌月の10日までに労働省労働基準局長（担当係労災管理課総務係）あて報告すること。

7. 健康管理、安全対策

基準局長は、調査員の健康管理、安全対策について十分配慮すること。

8. 公務災害

調査員は、公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法に基づく所定の手続（昭和55年5月22日付け労働省発秘第168号「職員の災害補償にかかる事務取扱手続について」参照）をとること。

9. 執務準則

調査員が、その職務を行うに当たっては、別添「労災保険審査専門調査員執務準則」により行うものとする。

(別 添)

様式 1-

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働基準局長 殿

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

労災保険審査専門調査員に就任することを承諾します。

様式 2

履 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

学 歴

年 月

(注) 最終学校卒業年次を記入すれば足りる。

職 業

年 月

年 月

年 月

資 格

年 月

(注) 全て職業は種別が変わったときの最初と最後の事項のみ記入し、その中間の経過の記入は必要としない。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

様式 3

氏 名 ○ ○ ○ ○

労災保険審査専門調査員を委嘱する。

任期は 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働基準局長 ○ ○ ○ ○ 印

様式 4

辞 任 届

年 月 日

〇 〇 労働基準局長 殿

氏 名 〇 〇 〇 〇 印

今般

により労災保険審査専門調査員を辞任いたしたいのでお届けいたします。

様式 5

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

願により労災保険審査専門調査員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働基準局長 ○ ○ ○ ○ 印

様式6 (表面)

第 号

労災保険審査専門調査員証票

氏 名 (歳)
年 月 日生
住 所

上記の者は労災保険審査専門調査員であることを証明する。

年 月 日

○ ○ 労働基準局長 印

(B 8 版)

様式6 (裏面)

- 1 この証票は、必ず携帯し、面接者の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき、または記載事項に変更があったときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、新たな証票の交付を受けたとき、または調査員を解嘱されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。
- 5 この証票の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(B 8 版)

(注) 証票については、本省において印刷し、別途管理換する。

様式 7

第 号
年 月 日

労働省労働基準局長 殿

〇 〇 労働基準局長 印

労災保険審査専門調査員の委（解）嘱について

下記のとおり委（解）嘱しましたので、報告いたします。

記

（ 年 月 日付け）

所 属 基 準 局 名	
氏 名（ふりがな） 性 別（満 年 齢）	
現 住 所	
兼 職 の あ る 場 合 は 職 業	
社 会 保 険 加 入 の 有 無 及 び 種 類	
委（解）嘱 理 由 等	

労災保険審査専門調査員執務準則

- 1 労災保険審査専門調査員（以下「調査員」という。）は、その業務を行うに当たって、労災保険審査専門調査員規程（平成 2 年労働省訓第 15 号）によるほか、この労災保険審査専門調査員執務準則によらなければならない。
- 2 調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 35 条第 1 項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 86 条第 1 項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）のうち次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 審査事務等の処理のため必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
 - (2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）第 15 条第 1 項第 3 号の規定による鑑定又は第 5 号の規定による医師の診断についての鑑定人又は同号の医師との連絡に関すること。
- 3 調査員は、その職務の遂行に当たっては、審査事務等の公正に関する社会的信頼を傷つけることのないよう、審査官の指示を受けて誠実にその職務を行わなければならない。
- 4 調査員は、2 に掲げる業務を行った場合には、労災保険審査専門調査員日誌（別添様式 1）に所定の事項を記載し、月の初めに前月分について審査官に報告するものとする。
また、調査員は、庁外において業務を行った場合には、その概要を労災保険審査専門調査員庁外活動報告書（別添様式 2）により報告するものとする。
- 5 調査員は、職務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 国家公務員法の定めるところにより、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこと。
 - (2) 国家公務員法の規定する政治的行為をしないこと。
 - (3) 公正な立場を堅持し、奉仕的精神をもって一般社会の信望にこたえられないよう努めること。
 - (4) 調査員の職務を利用して、自己の利益を図り、又は特定の者に便益を与えないこと。
 - (5) 審査官の指示を受けて庁外活動を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯すること。

労災保険審査専門調査員日誌

(年 月分)

○ ○ 労働基準局

労災保険審査専門調査員

○ ○ ○ ○ 印

様式 1 - 2

月 日 ()	勤務時間 午 時 ~ 午 時
審査請求事件名	業 務 の 概 要

月 日 ()	勤務時間 午 時 ~ 午 時
審査請求事件名	業 務 の 概 要

様式 2

労災保険審査専門調査員庁外活動報告

年 月 日

○ ○ 労働基準局

労災保険審査専門調査員

○ ○ ○ ○ 印

労災保険審査業務について、 年 月 日、庁外活動を行った結果を下記
のとおり報告いたします。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

別 添

○労働省訓第15号

部 内 一 般

労災保険審査専門調査員規程を次のように定める。

平成2年6月8日

労働大臣 塚 原 俊 平

労 災 保 険 審 査 専 門 調 査 員 規 程

(設 置)

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁に係る事務（以下「審査事務等」という。）の迅速な処理に資するため、都道府県労働基準局に労災保険審査専門調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(委 嘱)

第2条 調査員は、審査事務等に深い関心と理解を有する者であって、次条に規定する職務を行うのに必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職 務)

第3条 調査員は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 審査事務等の処理に必要な調査、文献の収集及び資料の作成に関すること。
- (2) 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第15条第1項第3号の規定による鑑定又は同項第5号の規定による医師の診断についての鑑定人又は同号の医師との連絡に関すること。

(任期等)

第4条 調査員の任期は、1年とする。

2 調査員は非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 調査員又は調査員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 調査員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規定に定めるもののほか、調査員に関し必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

審査請求事案に係る迅速処理対策について

(平成7年3月3日 事務連絡)

審査請求事案に係る迅速処理に関しては、昭和61年3月31日付け補償課長事務連絡第12号「審査請求事案の処理に関する当面の対策について」に基づき、事務処理に問題の認められる都道府県労働基準局に対する個別指導の実施等の対策を講ずるとともに、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）の増員等審査体制の整備を図ってきたところであり、今後ともその整備に努めていくこととしているところであるが、最近における審査請求事案の事務処理の状況は、平成5年度において全国的には未処理件数の減少等若干の改善を見たものの、多くの局において、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留している等憂慮すべき状況にある。

このような状況は、審査請求事案の複雑・困難化や弁護士を代理人とする事案の増加による審査請求の訴訟化傾向に加え、局（次）長及び労災主務課長（以下「局管理者」という。）の進行管理の不徹底等様々な要因が複合した結果、生じているものと考えられるところである。

については、長期末処理事案の速やかな解消を図るとともに、より一層の迅速処理を徹底すべく、今般、下記の対策を講ずることとしたので、その的確な推進に遺漏なきを期されたい。

なお、本対策の実施に当たっては、審査請求の迅速処理の実現を、審査官のみの努力に任せることなく、局管理者もその積極的な進行管理と支援体制を確立することにより、両者相まって、この実現に努められたい。

記

第1 迅速処理の基本原則等

1 迅速処理の基本原則

審査請求制度の運用においては、その手続、判断における公正の確保はもとより、請求人の不服を可能な限り迅速に解消することが極めて重要であるが、現状は決定までに長期間を要し、依然として受理後相当期間を経過している未処理事案が多数滞留していることから、原処分に対する不服のみならず、審査請求制度そのものへの不服も生じさせている等憂慮すべき状況にある。

このため、労災保険法が二段階の審査前置を求めているにもかかわらず、行政事件訴訟法第8条の「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は訴訟を提起できる旨の規定をよりどころとして、審査官の決定を経ずして提訴に及ぶもの等当該審査前置主義を無視した訴訟事案が近年急増するとともに、国会、審議会等からも度々厳しい批判を受けているところである。

このような状況を放置することは、審査請求制度のみならず、労災保険制度全般に対する国民の信頼を失うことにもなりかねないものであることから、可能な限り速やかな処理に努め、簡易迅速を旨とする審査請求制度の実行を期す必要がある。

かかる迅速処理を現実のものとするためには、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）が特に「審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。」旨規定していること及び国民の裁判を受ける権利と上述の審査前置主義との調和等も考慮すると、審査請求事案は一般的には、3か月程度で処理されることが望ましいものとする。

なお、争点が多岐にわたるもの、医証が対立しているもの等公正な判断のために一定の調査等が必要な事案については、その処理に相当程度の期間を要することはやむを得ないが、この場合にあっても、下記第2、第3に示すところにより、可能な限り迅速な処理に努めること。

また、現に未処理事案が滞留している局にあっては、下記2に示すところにより、当面は当該未処理事案の解消を優先すること。

2 審査処理計画の策定

迅速処理の実現に当たっては、上記1に定める基本原則を踏まえ、各局とも実情に即した計画的処理に努めることとし、特に、平成6年度末において、受理後1年を超える未処理事案（以下「長期未処理事案」という。）を有するか、又は未処理事案を10件以上有する局（以下「計画策定対象局」という。）にあっては、労災主務課長は、別紙様式1に従い自局の状況に応じた「審査処理計画」を策定し、同計画に沿った進行管理の徹底により迅速処理の実効を期すこと。

また、同計画については、長期未処理事案を有する局にあっては、当該事案を優先的に処理することとし、遅くとも平成8年度末までに長期未処理事案が解消でき、かつ、他の未処理事案についても可及的速やかに解消できる計画とすること。その他の局にあっては、未処理事案はいずれ長期未処理事案となる可能性のあることを念頭に置いて、可能な限り前倒しの処理計画とすること。

なお、既に本省による個別指導の対象となり、長期未処理事案解消のための処理計画を本省あて提出済の局については、新たな「審査処理計画」を策定する必要はないこと。

3 審査請求事案処理状況報告

本省と局労災主務課が一体となって迅速処理の実現を図るため、労災主務課長は、別紙様式2により審査請求事案の処理状況等について四半期ごとに本職あて報告すること。

なお、これに伴い、昭和61年3月31日付け事務連絡第12号「審査請求事案の処理に関する当面の対策について」記の2に基づく「審査請求事案処理状況報告」は廃止する。

第2 積極的な進行管理及び支援体制の確立等

1 積極的な進行管理及び支援体制の確立

審査官は、労働基準行政の職員として、局管理者による一般的な指揮を当然に受けるものであるが、審査請求事案の判断に当たっては、独立して個人で決定することとなっていることから、従来、この独立性が必要以上に強調され、その結果、局管理者との連

携、局管理者による指揮及び審査官に対する必要な支援等が不十分となる等の弊害が生じ、これらも迅速処理を阻害する大きな要因の一つとなっているものと考えられることから、局管理者は、適切な職権行使による迅速な処理を本分とする審査官が、その機能を万全に果たし、迅速処理が実現できるよう、積極的かつ的確な進行管理を徹底するとともに、必要に応じた審査官への支援体制を確立し、行政内部の事情によって審査請求事案の処理が遅延することのないよう努めること。

このため、局管理者は、随時、審査請求事務処理の進ちょく状況を把握し、計画的な処理が行われるよう環境整備に努めること。特に、上記第1の2に定める計画策定対象局にあっては、事務処理の進ちょく状況が「審査処理計画」の目標を達成できないおそれがある場合は、労災主務課長、審査官、監察官等による検討の場を設ける等により、労災主務課の組織を上げてその阻害要因の解消に取り組むこと。

また、局管理者は、

① 未処理事案を抱えている審査官には審査業務以外の業務に従事させない。

② 審査請求事案に関する陳情であっても、局管理者等が対応する。

等の姿勢を基本として、審査官がその本来の職務に専念できる環境を整えること。

2 労災保険審査専門調査員の活用

労災保険審査専門調査員は、文書発送等の単純業務のみならず、事実関係の調査、医学文献等の収集、聴取書作成の補助等相当程度高度な審理事務を行わせるために配置するものであることから、局管理者は、適切な人選及びその有効な活用に十分配慮すること。

3 原処分庁に対する問題点の還元

原処分庁における調査が十分になされていないため、審査官が補充調査に労力を費やし、その結果、迅速な処理が阻害されるという事情も認められるところであることから、原処分庁は、処分についての正当性を十分説明できる資料を整えておく必要がある。したがって、労災主務課長は、審査官が、審査請求事件を処理した経験を通じて把握した原処分庁における調査不足等の問題点を各種の機会を促え、これを原処分庁に還元することにより、同種の問題が繰り返されることのないよう努めること。

4 指導解決

審査請求制度の本旨は、労災保険給付に係る処分に関する不服を迅速に解消するところにあるが、審査請求人に対する原処分庁の対応への不満が審査請求の要因となっている事案及び処分理由の適切な説明がなされておれば審査請求にいたらなかったと思われる事案も認められることから、原処分庁が不支給決定等審査請求の対象となる処分を行った場合は、請求人に対し、処分理由をていねいに説明し、無用の不服を生じさせないよう努めること。

また、審査請求がなされた際にも、審査官は、審査請求の趣旨、理由をよく聴取した上で、当該請求が労災保険制度に関する誤解に基づくものであったり、労災保険制度の

説明を行うことで不服が現実的に解消されるものである場合等は、当該請求の取下げを指導すること。

なお、これら指導の際には、審査請求を行う権利は法律上保障されたものであることを踏まえ、行政庁が当該権利の行使を制約するかなのような誤解を与えることのないよう十分配慮すること。

第3 審査事務の合理化等

1 職権主義の強化と事務の簡素化

(1) 審査請求制度における審理の仕組みは、民事訴訟手続とは異なって当事者双方が互いに主張・立証を尽くすという形となっていない。このため、審査官は、請求人の主張を十分把握しなければならないが、真に判断に必要な事実のみを検証すれば足りるのであって、その審理は、あくまでも審査官の職権によって進行し（いわゆる「職権主義」）、その過程で形成された心証によって判断を下すものであることから、心証が形成された時点で速やかに審理を終結し、決定を行うこと。

また、審査官は、請求人側の意見陳述の申出には必ず相当の期限（原則として3週間）を付し、心証形成が遅延することのないよう期限内の提出を厳守させる等迅速処理の実現に向けて職権審理の強化に努めること。

(2) 審査官の判断に必要な証拠資料は、原則として、原処分庁提出資料及び審査請求人提出資料とし、審査官段階における新たな医師意見書の収集、追加調査等は、収集済の各医証等の内容が対立している場合等必要最小限にとどめること。

(3) 決定書の内容は、労審法施行令第17条の要件を満たす必要があるが、主文を説明できる理由が示されておれば足りるものであることから、極力簡潔な記述に止め、引用が必要な通達、聴取書、医師意見書等についてもその趣旨を要約して記述すること。

(4) 参与会に提出する資料については、その作成に相当な時間と労力を要している例が少なくないことから、参与会を開催する前に決定書（案）を作成することとし、同（案）から主文及び結論部分を除いたものを資料として提出することとして差し支えないこと。

また、その他の資料は、参与からの要望がある場合等に限り、必要に応じて提出すること。

2 処理経過の確実な記録

審査請求に係る事務処理は、個々の審査官が単独で従事するため、事案の審理中に担当審査官が異動した場合には、後任の審査官が事案の事実関係、争点及び処理の進捗よく状況等の把握に手間取り、事務処理の長期化を一層助長する原因となっているものと考えられる。

このような事態を回避するためには、「審査請求処理経過簿」に処理経過を可能な限り具体的に記録し、後任に引き継ぐ必要があることから、審査官は、処理経過の確実な記録を一層徹底すること。また、労災主務課長も、特に処理に時間を要すると思われる事案については、随時同処理経過簿を閲覧することにより事案審理の経過を把握し、必要な支援を行うこと。

審 査 処 理 計 画

1 処理計画

年 度	前年度末残	請求見込件数	処理計画件数	年度末残件数
7	()		()	()
8	()		()	()

※1 「請求見込件数」は、平成6年度以前3か年間の1年当たり平均請求件数を計上すること。

2 ()内は、受理後1年を超える事件数を記入すること。

2 迅速処理のための重点対策

平成 年度第 四半期審査請求処理状況等報告

① 前期末残件数	② 当期請求件数	当期要処理件数 〔①＋②〕	当 期 処 理 件 数			当期末残件数
			決 定	取 下	計	
()		()	()	()	()	()

〔記載注意事項〕

- 1 () 内は受理後1年以上経過した事案の件数を内数で記入すること。
- 2 「② 当期請求件数」欄は、当期(3ヵ月)中に新規に審査請求を受け付けした件数を記入すること。
- 3 「決定」欄は、「取消」、「棄却」及び「却下」について、決定書ごと1件として計上すること。
- 4 併合及び分離処理については、考慮する必要はないこと。
- 5 報告期限は次のとおりとする。

第1四半期(4月～ 6月)分 → 7月20日

第2四半期(7月～ 9月)分 → 10月20日

第3四半期(10月～12月)分 → 1月20日

第4四半期(1月～ 3月)分 → 4月20日

労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理に係る対策要綱の策定について

(平成8年3月29日 基発第183号の1)

労災保険給付に関する審査請求事案については、処理期間が長期化していることから、審査業務の見直しを行ってきたところであるが、今般、別紙のとおり、標記の対策要綱を策定し、審査業務の簡素・合理化を図ることとしたので、同要綱に基づき今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

審査請求事案の迅速処理に係る対策要綱

1 趣旨

労災保険給付に関する審査請求制度は、行政不服審査制度の趣旨に従い、簡易・迅速な事務処理が求められている。特に、第一審である労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）については、平成7年7月6日の最高裁判決を受けて、審査請求申立後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、労働保険審査会に再審査請求できる旨の制度を設けることとする労働者災害補償保険法の改正が予定されているところであり、従前にも増して、迅速な処理が求められている状況にある。

一方、平成6年度における審査請求事案の平均処理期間は、約1年1か月（「過労死」事案については約2年）となっている状況にある。

そこで、審査官においては、都道府県労働基準局長、次長及び労災主務課長（以下「局管理者」という。）並びに労働基準監督署長（以下「原処分庁」という。）とも連携し、併せて、審査官、局管理者及び原処分庁がそれぞれの職責を全うすることによって、審査請求事案のより一層の公正・迅速な処理を期するため、本要綱を定めるものとする。

2 今後の進め方

(1) 3か月処理を目標とした迅速処理

労災保険給付に関する審査請求事案の処理に当たっては、審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めることとする。

(2) 長期末処理事案の早期解消

労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理を推進する上で、長期末処理事案の滞留が新規請求事案の早期着手を妨げる大きな要因となっている状況にあることから、長期末未処理事案を抱える都道府県労働基準局（以下「局」という。）にあっては、当面、優先的にこれら滞留事案の早期解消に努めることとする。

具体的には、長期末処理事案の解消に当たっては、既に平成6年度末における長期末処理事案について平成8年度中の解消を指示しているところであるが、その後における長期末未処理事案についても平成8年度中の解消に努めることとする。

さらに、これら滞留事案の解消後には、受理後3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努めることとする。

(3) 迅速処理の手法

労災保険給付に関する審査請求事案の迅速処理のための具体的な手法としては、本省、審査官、局管理者及び原処分庁のそれぞれが下記3の対策を講じることとする。

3 具体的な迅速処理対策

(1) 本省における対策

イ 審査事務処理の標準化

審査事務の要件審理、本案審理及び決定書の作成までの各段階における事務処理手順を標準化し、審査業務の合理化を図るため、迅速処理マニュアル、モデル意見書（原処分庁）、モデル争点整理表及びモデル決定書を作成する。

ロ 医師の確保等

医師の作成する意見書、鑑定書等（以下「医証」という。）を早期に収集するための医師の確保等の対策については、平成8年3月29日付け基発第174号をもって医師の確保・ネットワーク化等を図ることとしたので、これによることとする。

ハ 研修等の充実

審査業務に早期に習熟させるとともに事案の適正な処理を行わせるため、審査官を対象とした中央における研修及び会議内容の充実を図ることとする。

また、審査事務の迅速処理を図る上で、必要に応じ、局との連絡調整の場を設けることとする。

ニ パンフレットの作成

審査請求制度の改正に合わせ、不服申立制度についての分かり易いパンフレットを作成する。

(2) 審査官における対策

イ 補正及び要件審理

審査請求の理由等の記載が不備な審査請求書等については、郵送等の場合を除き、可能な限り返戻することなく、窓口において審査請求人に補正を求めることとする。

審査請求書の受付後の要件審理に当たっては、受付後の迅速かつ円滑な事務処理を図るため、「請求の理由」の記載等要点を絞って行うこととする。

ロ 計画的な事務処理

受理後3か月以内の処理を目標に、別添「標準処理計画」を参考にして、事案ごとの処理計画を作成し、これにより、計画的な事務処理を行う。

なお、審査官は、事務処理を行う上で局管理者等に支援を求める必要がある場合は、局管理者に対してその旨を要請する。

ハ 争点整理の徹底

別途示す「モデル争点整理表」を活用する等により、争点整理を徹底することとする。

ニ 効率的な審理

審査官は、原処分の違法性及び不当性を審理するのが職務であることから、原処分

庁と重複する調査を行う必要はなく、違法性等の判断に必要な事項に限って調査すれば足りるものである。

したがって、原処分庁の調査との重複を避けて効率的な審査事務を行うため、審査官は、原則として原処分庁及び審査請求人の提出資料に基づいて判断することとし、追加調査は、原処分庁が主張している事項に裏付けのない場合や原処分庁の主張に明らかに矛盾があり現状の証拠では心証形成が不可能である場合等必要最小限にとどめることとする。

特に、医証の収集については、原則として新たなものは収集しないこととし、原処分庁の提出した医証が前提とした事実と審査官が認定した事実とが異なっている場合等必要最小限にとどめることとする。

ホ 合理的な事実認定（資料の収集範囲）

審査官は、証拠に基づき事実を認定しなければならないが、原処分の違法性等の判断に必要な事実のみを検証すれば足りることから、原則として、別途示す「モデル意見書」の添付資料に示す範囲について収集すれば足りることとする。

ヘ 適正な職権の行使

「労働保険審査官及び労働保険審査会法」は審理の進行を審査官に委ねていることから、請求人の一方的な都合で証拠書類等の提出が遅れることにより、決定の遅延を招くことのないようにするため、特に書類の提出についての期限厳守等については、審査官は、適正に職権を行使し、審査官が主体となって事務処理を進めることとする。

また、審査業務に当たっては、積極的な庁外活動を行う等能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって可能な限り手持ち時間をなくすよう努めることとする。

ト 「モデル決定書」の活用

別途示す「モデル決定書」を活用し、効率的に決定書を作成することとする。

なお、決定書の作成に当たっては、定型的な部分が多いことから、別途配布するフロッピーディスクを用い、OA機器の活用を行う等により決定書の作成の迅速化を図ることとする。

チ 指導解決

審査請求人が原処分庁の処分理由について理解できず、単に教示に従って審査請求がなされた事案等処分理由が十分に説明されたならば不服申立がなされないような事案については、審査請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、積極的な指導解決に努めることとする。

リ 証拠資料の整理保存

審査請求された事案は、その後、再審査請求及び訴訟提起が予想されることから、事案が最終的に確定するまでは、関係資料は必ず一括整理保存しておくものとする。

(3) 局管理者における対策

イ 審査官の適正配置等

審査官は、複雑な事案について、法的判断に基づき、公正・迅速に処理しなければならないこと、審査業務に習熟する必要があること等を考慮し、局管理者は、人材を適切に配置するよう努めることとする。

ロ 研修等の充実

局においては、審査官に通達等必要な情報の速やかな伝達を行うとともに、必要に応じ、研修等を行うこととする。

ハ 労災保険審査専門調査員の選任

労災保険審査専門調査員については、専門性の高い審査請求事案の審査業務の一部を担当とすることから、労災保険制度、審査業務等に精通した適任者を選任することとする。

ニ 進行状況の把握

局管理者は、審査請求事案ごとに、審査官に処理計画の提出を求め、それに基づき適切な進行管理を行う。

ホ 審査官の支援体制の確立

審査官は、都道府県労働基準局長とは別個の独立した審査機関として判断の独立性が尊重されている一方で、審理に当たって、法令はもとより通達の拘束を受けることから、局管理者は、審査官の要請がある場合には、労災主務課内に必要な支援体制を確立することとする。

なお、局管理者は、審査官がその本来の職務に専念できる環境を整えるため、審査請求事案に関する陳情については自らが対応する等必要な側面援助に努めることとする。

ヘ 事案処理結果に基づく局及び原処分庁への指導

局管理者は、原処分庁の調査不足その他審査官が事案処理の過程で把握・指摘した問題点については、再度、同様の問題が起こらないよう、局関係課及び原処分庁へ適切な指導を行うものとする。

ト 審査請求処理状況の本省への報告

労災主務課長は、四半期ごとに審査請求事案の処理状況を、別途示す報告様式によって本省に報告するものとする。

(4) 原処分庁における対策

イ 的確な調査の実施

審査官が審査請求事案を3か月以内に処理するためには、原処分庁における調査が的確に行われていることが不可欠であることから、「業務上疾病の認定事務手引」等で示すところにより、必要かつ十分な調査を行うこととする。

ロ 処分時の適切な対応

労災保険給付に関する決定は、行政手続法で規定する申請に対する処分であり、同法の趣旨に照らし、処分通知書に処分理由をできるだけ具体的に分かり易く記載するとともに、請求人からの照会があった場合には、当該請求人が処分の根拠を了知し得るよう、懇切、丁寧に説明することとする。

また、不服申立てを行おうとする者に対しては、審査請求制度及び労災補償制度について適切に説明を行うとともに、審査請求書の補正が必要とならないように記載方法等について丁寧に説明を行うこととする。

ハ 意見書の早期提出

原処分庁における意見書の提出期限は、「労災保険審査請求事務取扱手引」により2週間以内とされているので、審査官から指示された期限内の提出を厳守する。

なお、意見書の提出に先立って、当該事案に係る復命書は審査資料提出要求書が到着次第とりあえずファクシミリにて送付し、その後復命書（写）を根拠資料（写）とともに速達で審査官に送付することとする。

ニ 「モデル意見書」の活用

効率的な審査事務の処理に資するため、意見書の作成に当たっては、「モデル意見書」を活用するとともに、意見書の提出後、速やかに意見書の裏付けとなる処分理由に対応した証拠資料を提出することとする。

ホ 証拠資料の整理保存

審査請求された事案は、その後、再審査請求及び訴訟提起が予想されることから、事案が最終的に確定するまでは、関係資料は必ず一括整理保存しておくものとする。

ヘ 審査官への協力

原処分庁は、審査官からの照会があった場合には、速やかに回答するように努めることとする。

別添

標準処理計画

	各段階における目標とする処理期間
① 審査請求受理	2週間
② 原処分庁意見書依頼	
③ 請求人から説明聴取	
④ 原処分庁意見書受理	
⑤ 争点整理 決定書骨子作成	7週間
請求人聴取 ⑥ 事実認定調査	
⑦ 医証の収集	
⑧ 参与会資料作成	3週間
⑨ 参与会資料送付	
⑩ 参与会開催	
⑪ 決定書作成	
計	3か月

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について

(平成8年6月28日 事務連絡第25号)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第42号)(以下「改正法」という。)の施行については、既に、平成8年6月26日付け労働省発総第8号、基発第406号及び職発第467号をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう願います。

記

1 審査官の決定を経ずに再審査請求がなされた事案への対応

(1) 再審査請求書が提出された場合の事務について

再審査請求書については、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)の決定に不服がある者が労働保険再審査請求書(以下、「再審査請求書」という。)を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に対して提出してきた場合には、これを經由して労働保険審査会(以下「審査会」という。)に提出することとしてきたところである。改正法施行後は、審査請求の受理後3か月を経過しても決定が出されない事案については、審査官の決定を待たずに再審査請求ができることとなることに伴い、審査官の決定を経ない再審査請求書が監督署長に提出された場合には、当該再審査請求書については、平成7年3月31日付け基発第178号「労災保険審査請求事務取扱手引」(以下「事務取扱手引」という。)により、従前と同様、監督署長から審査会へ送付する取扱いを行うこと(事務取扱手引「第3部 I 監督署長の事務 3 経由機関たる監督署長の事務」(P117)参照)。

なお、再審査請求書の提出を受けた監督署長は、今回の「労働保険審査官及び審査会法施行規則の一部を改正する省令」(平成8年労働省令第29号)(以下「改正省令」という。)により再審査請求書の様式が一部変更されている(後述3の(3)参照)ことから、当該再審査請求が救済規定に基づくものであることを確認し、さらに、これを速やかに審査会あてに送付するとともに、当該事案の担当審査官にその旨を連絡すること。

また、審査官に対して、再審査請求書が提出された場合にも、監督署長の場合と同様の取扱いを行うこと(事務取扱手引「第2部 IX 審査請求に伴うその他の事務処理 6 再審査請求の受付事務」(P112)参照)。

(2) 取下げみなし事案の取扱いについて

改正法の救済規定に基づき、再審査請求されたことによって「審査請求が取り下げられた」とみなされる事案については、再審査請求が審査官を經由せず、直接審査会に再審査請求書が提出された場合には、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

なお、審査官を經由して再審査請求がなされた場合であっても、審査会において補正等が行われる可能性があることから、審査会からの受理通知に記載されている「受理年月日」をもって審査請求が取り下げられたものとみなして処理すること。

また、取下げとみなされた事案については、審査官は取下げ事案と同様に、その旨を原処分庁、利害関係者及び参与に文書で通知するとともに、当該審査請求事案の「審査請求処理経過簿」にその経緯等を記載し、事実経過を明らかにしておくこと。

(3) 審査官が収集している資料について

前述(2)の場合に、審査官が既に収集している資料であって、審査官が作成したもの、審査官が職権により審査請求人以外の医師等の第三者から収集したものについては、審査会へ送付すること（事務取扱手引「第2部 IX 審査請求にともなうその他の事務処理 7 審査官の審査会に対する対応」（P 112）参照）。審査請求人から提出された資料については、必ず審査請求人の意向を確認した上で、審査請求人が審査会への送付を求めた場合には当該資料等を審査会へ送付し、返還を求めた場合には速やかに審査請求人に返還すること。

なお、審査官が職権により既に証拠収集のために事業場、医師等に作成・提出を依頼していて、未だ提出がないものについては、当該依頼文の写しを審査会に提出すること。また、この場合、当該証拠資料が審査官に提出されたときには、これを返戻することなく、速やかに審査会へ送付すること。

2 処分の取消しの訴えにおける事務処理

(1) 不適法な訴えとなる場合について

イ 改正法が適用される場合において、審査請求後3か月を経過し、審査官の決定前に取消訴訟が提起された場合については、再審査請求を行っていない不適法な訴えであるので、本案前の申立てを行うこと。

なお、訴訟係属中に適法に再審査請求が行われた場合は、裁決又は再審査請求後3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆるので、瑕疵が治ゆした時点で本案前の申立てを撤回すること。

ロ 改正法における経過措置が適用される場合において、改正法施行日以後、審査請求人が再審査請求を行い、さらに、審査会の裁決がなく、かつ、再審査請求後3か月未満で取消訴訟を提起した場合については、当該訴えは本来は不適法な訴である。しかしながら、この場合であっても、適法な再審査請求である場合には、3か月を経過することにより訴訟要件の瑕疵が治ゆすることとなるので、本案前の申立てについては、本省と協議を行うこと。

ハ 原処分に対し適法な審査請求を行わずに取消訴訟が提起された場合及び審査官の決定後適法な再審査請求を行うことなく取消訴訟が提起された場合については、本案前の申立てを行うこと。

(2) 適法な訴えとなる場合について

改正法施行日前に審査請求後3か月を経過したことを理由に取消訴訟が提起されている場合又は施行日前に審査請求後3か月を経過し施行日以後において経過措置に基づき取消訴訟が提起された場合については、提訴以後の再審査請求は、先行する訴訟には影響しないものであること。

3 その他

(1) 3か月以内の処理が困難な事案の処理について

複雑・困難な事案等については、やむを得ない事情により、審査請求事案の処理が3か月以内に終了せず、改正法の救済規定に基づき再審査請求が行われる事態も予想されるところである。

このような事態が予想される事案については、審査官は、審査請求後3か月以内に、少なくとも請求人からの聴取書の作成、争点整理を踏まえた重要事項に関する調査並びに各種照会等を必ず行っておくこと。また、その他の審理のために各種処分についても、計画的に実施することにより、迅速な処理に努めること。

(2) 再審査請求時に既に審査官が取消等の決定を行っていた場合の取扱いについて

請求人の再審査請求書が審査会に受理される以前に審査官が取消又は一部取消の決定を行った場合には、原処分が取り消された部分については再審査請求の利益がなく、当該再審査請求は取り下げられたものとみなされることから、このような事案については、審査官は審査会から再審査請求があった旨の通知を受けた後に、審査会に対して、速やかに決定書の送付等を行うことにより、審査請求人の請求が認容されている旨を通知すること。

(3) 再審査請求書の様式の一部変更について

今回の法改正に伴い、救済規定によって再審査請求が行われる場合には、改正省令により、再審査請求書の様式が一部変更されているので（様式第3号の2）、その旨管下監督署長等に周知すること。

(4) 審査請求人等への改正法の内容の周知について

今回の改正法による救済規定の内容等については、審査請求人その他照会があった者に対して説明を行うこと。

なお、審査請求人に対して説明を行う際には、必要に応じて審理の進捗状況を説明するとともに、審査請求制度が二審制であり、かつ、審査前置主義をとっている趣旨についても併せて説明し、理解を求めること。

また、救済規定に基づき、審査請求人の再審査請求を行いたい旨の意向が固い場合には、再審査請求書の様式が一部変更されていることについて説明する等適切な再審査請求が行われるように配慮すること。

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等
並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号
に規定する鑑定に係る鑑定料等の改定について

(平成8年7月24日 基発第479号)

労災保険給付に関して専門医等に意見を求めた場合の意見書料等については、昭和57年4月13日付け基発第273号通達(以下「273号通達」という。)及び昭和56年1月28日付け基発第43号通達(以下「43号通達」という。)、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号に規定する鑑定に係る鑑定料等については、平成元年6月5日付け基発第297号通達(以下「297号通達」という。)をもってそれぞれ取り扱ってきたところであるが、今般、これらの取扱いを下記のとおり改定し、平成8年7月1日以後に意見書等を依頼したものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、273号通達、43号通達及び297号通達は、本通達の施行に伴い廃止する。

記

- 1 労働基準監督署長(以下「署長」という。)が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用の取扱いについて

(1) 支出要件

署長が労災保険給付に関する決定に当たり専門医等から意見等を求めた場合の意見書等の費用については、次に掲げる場合に支出できるものとする。

イ 労災保険給付に関する決定に当たり専門医等に対して意見書等を求めた場合(業務上外の認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級の認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について意見、鑑定等を求めたときがこれに該当する。)

ロ 受診命令に基づき専門医等に対して意見書等を求めた場合

(2) 支出科目

上記(1)のイ及びロに係る意見書等のうち傷病の治癒の認定及び長期療養者の症状の把握の場合については、(項)保険給付費(目)保険給付費より支出することとし、また、(1)のロに係る意見書等のうち業務災害及び通勤災害の認定、障害(補償)年金受給者の障害の状態の確認等の場合については、(項)業務取扱費(目)障害等級等認定庁費より支出する。

(3) 支出額

支出額については、支出要件である上記(1)のイ及びロを一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表1のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

イ 脳・心臓疾患等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案

ロ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級

に係る障害の状態又は程度等についてその判断が困難な事案
ハ その他上記イ又はロに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定
又は意見を必要とすると認められる事案

2 都道府県労働基準局長（以下「局長」という。）が労災補償行政に関し協力を求めた場合について

(1) 支出要件

次の掲げる局長が労災補償行政に関し協力を求めた場合に支出できるものとする。

イ 保険給付に関する決定に当たり、医師に意見、鑑定等を求めた場合（業務上外の認定、治癒の認定、再発の認定、障害等級に認定、傷病等級の認定等保険給付に関する決定の前提となる事項について、医師に意見、鑑定等を求めた場合がこれに該当する。）。

ロ 行政事件訴訟又は不服申立てに関し、医師、弁護士、その他の専門家に意見、鑑定等を求めた場合（行政事件訴訟に関し、行政側の申請に係る証人として証言する医師等が、事前の打合せ等において行政に協力した場合、行政事件訴訟又は不服申立てに関し、法律解釈、訴訟技術等について弁護士等の意見を求めた場合等がこれに該当する。）。

ハ 学識経験者、医師、弁護士その他の専門家又はこれらの団体に調査、研究、講演、執筆等の協力を求めた場合（医師会、歯科医師会その他の団体に調査等を依頼した場合がこれに該当する。）。

ニ その他行政上の必要により特に協力を求めた場合又は協力があった場合（イ～ハはいずれも専門的立場にある者が協力した場合であるが、保険経済に寄与する情報の提供、通報等必ずしも専門的立場を要しない者の協力を求める場合があり、このような場合がこれに該当する。）。

(2) 支出手続

個々の事案について、支出伺い（行政決裁）を作成することとするが、支出伺いの作成に当たっては、相手方、支出理由、支出金額、支出科目、内訳等必要事項を記載することとする。

また、意見書、鑑定書、報告書等を徴した場合はその写しを、徴しない場合でも復命書あるいは業務日誌等協力があったこと等についての裏付けとなる資料を添付することとする。

(3) 支出科目

支出科目は、業務の性格により区分し、（項）業務取扱費（目）諸謝金より支出することとする。

(4) 支出額

支出額については、別表2の支出金額の範囲内とする。ただし、当該範囲については社会通念上許容される範囲内で、厳密な検討の上、その額を決定するものとする。

3 労働者災害補償保険審査官が労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3

号に規定する鑑定等を専門医等に求めた場合について

(1) 支出要件

労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号及び同条第1項第5号に規定する鑑定及び意見書を求めた場合に支出できるものとする。

(2) 支出科目

支出科目は次の各号に定めるものとする。

- | | | |
|---------|-----------|---------------|
| イ 鑑 定 料 | (項) 業務取扱費 | (目) 諸謝金 |
| ロ 意見書料 | (項) 業務取扱費 | (目) 障害等級等認定庁費 |

(3) 支出額

支出額については、支出要件を一般的医学事項及び特に高度な医学的事項とに区分し、別表3のとおりとする。

なお、特に高度な医学的事項とは、次に定めるものとする。

- イ 傷病の業務上外等が争点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等疾病と業務又は通勤との因果関係の判断が困難な事案
- ロ 治ゆ又は再発が争点となっている事案であって、主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
- ハ 神経系統の機能又は精神障害若しくは胸腹部臓器障害に係る傷病等級又は障害等級が争点となっている事案であって、障害の状態又は程度等について主治医、地方労災医員等の関係医師の医証が対立しているもの等その判断が困難な事案
- ニ その他上記イ～ハに掲げる事案と同程度以上に高度な専門的事項について、鑑定又は意見を必要とすると認められる事案

別表 1

労働基準監督署長が意見を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
労働基準 監督署長	本通達中1-(1)-イ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	
	本通達中1-(2)-ロ事案	一般的な医学事項 7,000円 特に高度な医学的事項 20,000円	保険給付費	保険給付費	傷病の治癒の認定及び療養者の症状のは握の場合
			業務取扱費	障害等級等認定庁費	業務上外の認定及び障害補償年金受給者の障害の状態の確認等の場合

別表 2

都道府県労働基準局長意見等を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
都道府県 労働基準局長	本通達中2-(1)-イ事案	20,000円 ～ 50,000円	業務取扱費	諸謝金	事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中2-(1)-ロ事案	20,000円 ～ 100,000円			同上、ただし、支給額の範囲で対応できない場合は、本省と協議の上、額を決定する
	本通達中2-(1)-ハの内個人に求めた場合	20,000円 ～ 50,000円			事案の内容及び学識経験、社会的地位等を考慮して決定すること
	本通達中2-(1)-ハの内団体に求めた場合	50,000円 ～ 200,000円			構成する団体の規模、協力の度合い等を充分勘案して決定すること
	本通達中2-(1)-ニ事案	3,000円 ～ 10,000円			事案の内容の度合い等により決定すること

別表 3

労災保険審査官が鑑定等を求めた場合

依頼者	支給要件	金額	支出科目		備考
			(項)	(目)	
審査官	鑑定料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	諸謝金	
	意見書料	一般的な医学事項 20,000円 特に高度な医学的事項 50,000円	業務取扱費	障害等級等 認定庁費	

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務処理について

(平成8年8月29日 事務連絡)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第42号)の施行に伴う事務処理については、既に平成8年5月22日付け労働省発基第61号通達、平成8年6月26日付け基発第406号通達及び平成8年6月28日付け補償課長事務連絡第25号をもって指示されているところであるが、救済規定の適用に係る起算日等については、下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 救済規定の適用に係る起算日について

労働者災害補償保険証(以下「労災保険法」という。)第35条第2項の救済規定に基づく再審査請求は、審査請求を受理した日の翌日から3か月を経過した日以降に行うことができるものであって、単に審査請求の受付後3か月を経過した日から行うことができるものではないことに留意すること。

なお、不適法な審査請求に対して補正を命じた場合に、当該補正が行われ適法な審査請求として受理されるまでの期間は、救済規定の要件である3か月経過の期間には含まれないものであること。

2 受理及び却下について

(1) 審査請求が受理又は却下される前に、審査請求人が受付後3か月を経過したことをもって労働保険審査会(以下「審査会」という。)に再審査請求を行う場合が考えられるが、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)は、このようなことを避けるため、審査請求受付後直ちに要件審理を行い、これが適法な場合には受理し、不適法な場合には、却下又は速やかに補正を命じること(平成8年3月29日付け基発第183号の2「労災保険審査請求迅速処理マニュアル」8頁以下参照)。

(2) 補正命令に応じない審査請求人に対しては、審査様式第3号の3「補正命令督促状」により、相当の期間を定め再度補正を命じることとし、当該補正期間を経過してもなお補正が行われない場合には、速やかにこれを却下すること。

なお、審査官が受理又は却下を行う前に再審査請求が行われた事案については、審査会において不適法な再審査請求として却下されることとなるが、審査会の却下裁決前に、①審査官が当該事案の受理を行った場合には、審査会は審査官において受理後3か月が経過するまでの間は再審査請求を保留し、②審査官が却下決定を行った場合には、審査会は直ちに要件審理に入ることとしている。

したがって、審査官は当該事案の受理又は却下決定結果を直ちに審査会に連絡することにより、審査官の受理通知と審査会の却下裁決が同時に審査請求人に伝わる等の事務処理上の齟齬が生ずることのないよう配慮すること。

3 その他

審査請求人等から、今回の労災保険法等の改正内容について照会があった場合には、前記補償課長事務連絡第25号により法改正の趣旨等について説明を行うよう指示されているところであるが、説明に当たっては、別紙を活用されたい。

労災保険給付に係る 審査請求制度の改正について

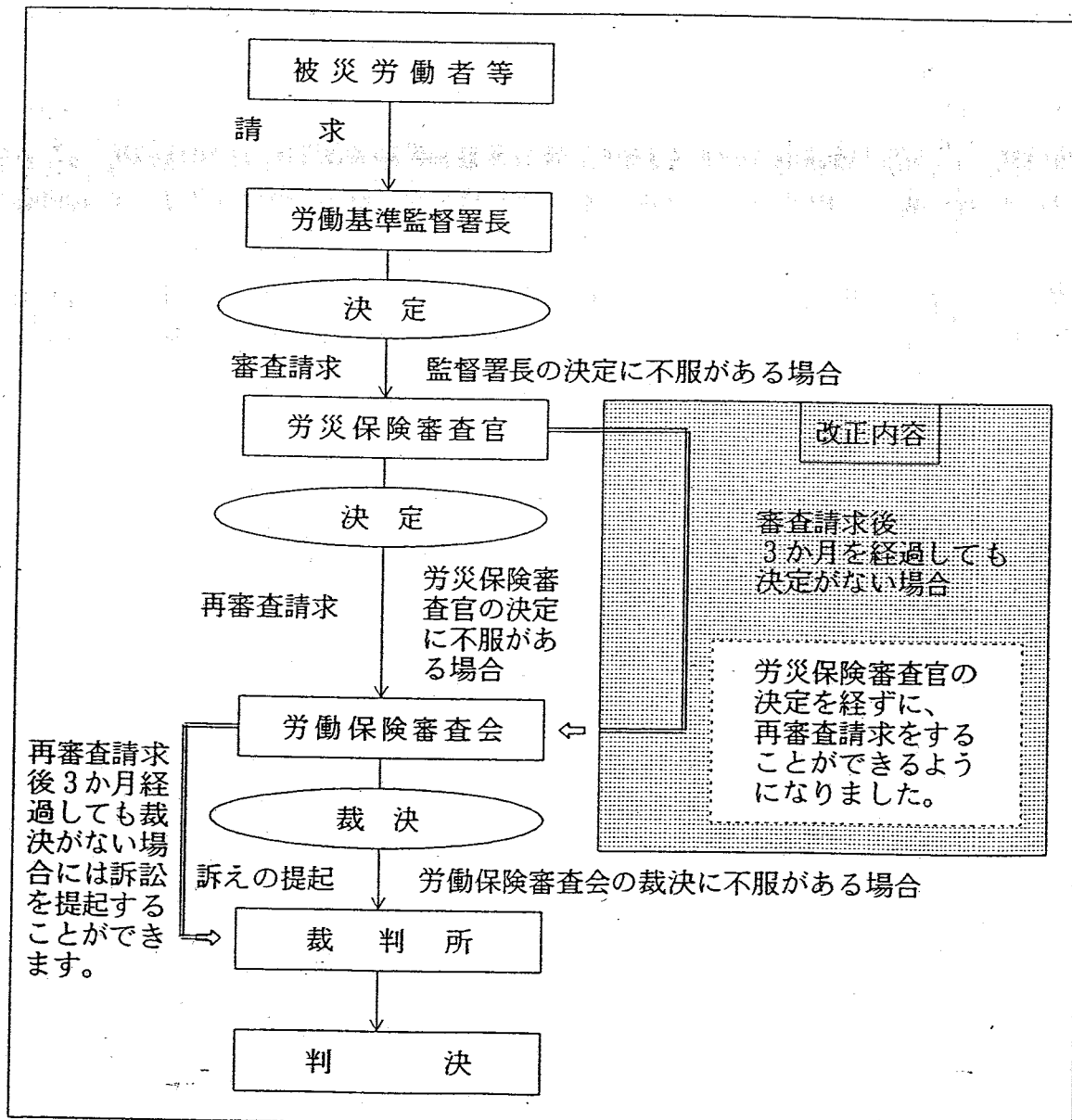
1

労働保険審査会に対する再審査請求について

平成8年7月1日から、労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に対して審査請求をしている場合で、審査請求が受理（注）された日から3か月を経過してもその決定がないときは、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるようになりました。

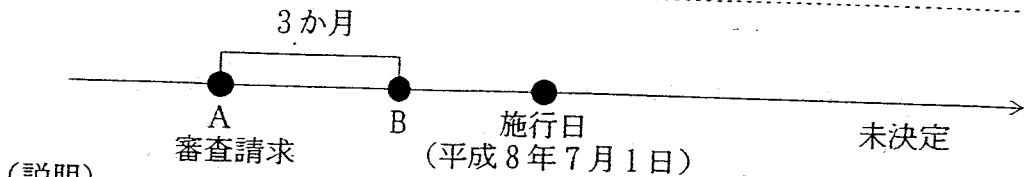
（注）審査請求は、審査請求書に記載漏れ等がない状態になった段階で「受理」することとなります。したがって、労災保険審査官から補正を求められている場合には、いまだ「受理」されていないこととなりますのでご注意ください。

○ 労災保険給付に関する審査請求制度の改正内容



改正法による再審査請求及び訴えの時期については、次のケース1～3のとおりとなります。

(ケース1) 改正法施行日(平成8年7月1日)前において、審査請求後3か月を経過している場合の取扱い

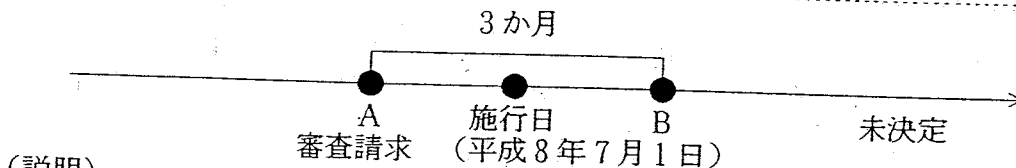


(説明)

ケース1の場合には、施行日以降は、訴えの提起又は再審査請求のいずれかを選択できます。

なお、訴えの提起を行った場合には、労災保険審査官の決定を経ない限り再審査請求はできないこととなり、また、再審査請求を行った場合(第一段階の審査請求に対する決定を待つ必要はありません。)には、労働保険審査会の裁決があるか又は再審査請求後3か月を経過しない限り、訴えの提起をすることができないこととなっておりますのでご注意ください。

(ケース2) 改正法施行日(平成8年7月1日)前において、審査請求を行っている場合で、施行日において3か月を経過していない場合の取扱い

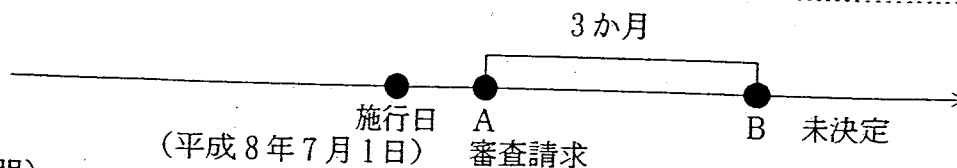


(説明)

ケース2の場合には、B時点以降再審査請求を行うことができます。

ただし、この場合には、労働保険審査会の裁決があるか又は再審査請求後3か月を経過しない限り、訴えの提起はできないこととなりますのでご注意ください。

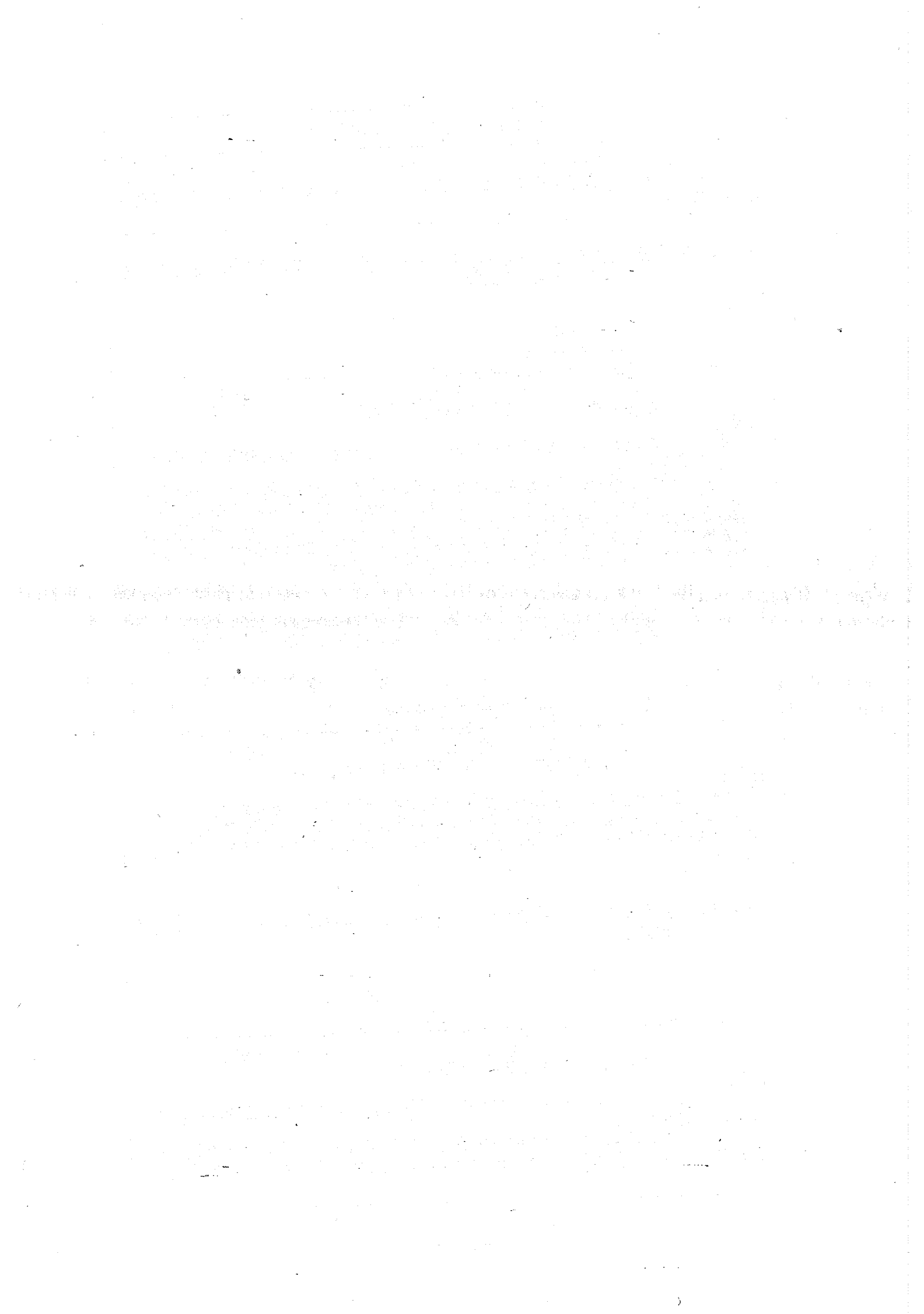
(ケース3) 改正法施行日(平成8年7月1日)以降に審査請求を行った場合の取扱い



(説明)

ケース3の場合には、ケース2の場合と同様に、B時点以降再審査請求を行うことができます。

ただし、この場合には、労働保険審査会の裁決があるか又は再審査請求後3か月を経過しない限り、訴えの提起はできないこととなりますのでご注意ください。



参考 2 関 係 判 例



事 件 の 内 容	裁 判 所 ・ 事 件 番 号 ・ 判 決 年 月 日	頁
○審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否について ○法令・通達等の審査官に対する羁束性について ○参与会の運営方法について ○利害関係を有する参与の関与について	長崎地裁昭和59年（行ウ）第7号、昭和61年11月28日 判決	263
○審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権	札幌地裁昭和52年（行ウ）第4号、昭和54年8月29日 判決 札幌高裁昭和54年（ネ）第304号、昭和56年11月26日 判決	267
○審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことは審査手続の重大な瑕疵となるか否かについて	大阪地裁昭和57年（行ウ）第31号、昭和59年4月23日 判決 大阪高裁昭和59年（行コ）第24号、昭和60年6月28日 判決	269
○法定の審査請求期間を徒過した審査請求	岡山地裁昭和58年（行ウ）第4号、昭和59年6月20日 判決 広島高裁昭和59年（行コ）第2号、昭和59年10月30日 判決	270
○法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求	広島地裁昭和54年（行ウ）第19号、昭和59年9月26日 判決	272
○審査官の不作为	名古屋地裁昭和42年（行ウ）第40号、昭和43年5月21日 判決	273

事 件 の 内 容	裁判所・事件番号・判決年月日	頁
○審査請求後3ヶ月経過しても審査官の決定が無い場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続きを経ずに処分の取消の訴えを提起することの可否	最高裁第1小法定 平成4年(行ツ)第68号 平成7年7月6日 判決	274
(参考) ○訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力	昭和27年12月27日 松山地裁	276

- 審査官の決定に対する取消訴訟提起の可否について
- 法令・通達等の審査官に対する羈束性について
- 参与会の運営方法について
- 利害関係を有する参与の関与について

長崎地裁 昭和59年（行ウ）第7号

昭和61年11月28日判決

労災保険法第35条1項は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」として二段階の不服申立制度を採用し、同法37条は、「第35条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。」旨規定して処分の取消訴訟における二段階の裁決前置主義を採ることを宣言している。被告は、右二段階の不服審査と労働保険審査会による差し戻し制度によって審査官の決定の瑕疵の是正措置が講じられているから、中間的な審査官の決定に対しては取消訴訟の提起は許されるべきではない旨主張する。しかしながら、行政事件訴訟法3条3項は「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、意義申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しを求める訴訟をいうとしているところ、同法10条2項によれば、原処分取消しの訴訟とは別に、その処分についての審査請求を棄却した裁決取消しの訴訟が許される場合、裁決取消しの訴訟においては裁決中の実体的判断部分を違法事由として主張することは禁止され、裁決主体及び裁決手続に関する違法事由こそが裁決固有の瑕疵として主張することが許されるのであるから、裁決取消訴訟は裁決手続の適法性の確保を目的とし、ひいては公正な手続によって処分を受けるべき私人の権利ないし法的利益の保護を図る制度のものといえる。そうすると二段階の不服審査が許される場合、中間的な審査裁決に対して裁決取消しの訴えが許されない旨の特段の規定がない限り、中間的な審査裁決手続の適法性の確保の趣旨に照らし、裁決取消しの訴えの提起を否定すべきではないと解する。労審法49条3項には、被告主張のように「審査会が審査官の決定を取り消す場合であって、事件についてなお審査官による審査をする必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差し戻すことができる。」と規定しており、なるほど審査会が事件を審査官に差し戻すことによって審査官の決定手続の瑕疵を是正する方途が講じられているから、中間的な審査官の決定に対し裁決取消しの訴えを認める必要性があるかにつき疑問の余地はなくはないが、右差し戻し制度が認められていることで裁決取消しの訴えを許容して裁決手続の違法性を司法審査の対象とする必要性が消滅したとは考えられないから、前記のように解することの妨げとはならないというべきである。

被告は、また、審査官の決定に対する取消しの訴えが許されとしても、労災保険法37条の規定からして審査会の裁決を経た後でなければ訴えの提起は許されないと主張するが、同法37条にいう「当該処分」とは労働基準監督署長のした保険給付に関する決定（いわゆる原処分）のみを指し、審査官の審査請求に対する決定を含まないことは行政事件訴訟法、

行政不服審査法の用語例及びその文理に徴して明らかである。そして、仮に審査会の裁決を経た後でなければ中間的な審査官の決定に対して訴えの提起ができないとしても、行政事件訴訟法8条2項1号を類推適用し、審査会に対して再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないときは中間的な裁決に当たる審査官の審査請求に対する決定に対して取消訴訟を提起できると解すべきである。

(略)

のみならず、前記の二段階の不服審査制度のもとで、審査官は、労災補償保険行政についての専門的立場から、独任制官庁として、原処分庁とは別個に独立して簡易迅速に証拠資料を収集し、かつ参与の意見を徴して事実の認定と評価をなしたうえ、法令を適用して審査請求事件につき決定をなすことにより、可及的速やかに行政処分を確定させ不安定な状態を解消することを職責としているのであり、労働省内部の行政組織の一部門として、法令及びその解釈適用に関し労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然であるというべく、そのことの故をもって、審査官が原処分庁とは別途に独自の立場で収集した証拠資料に基づいた事実の認定と評価が通達等に拘束されることにはならず、審査官の固有の判断権限は確保されているから、審査官が労働省内部の通達等に拘束されることで審査官による審査制度の趣旨が没却されるとは解し難い。

(審査手続における労働基準局職員等の関与について)

昭和59年8月22日、長崎労働基準局において開催された参与会に、被告及び参与4名(労働者代表■■■■、■■■■、使用者代表■■■■、■■■■)のほか、同局労災補償課長吉田輝夫、同課長補佐石田昌喜、地方労災監察官2名(白石輝孝、平川昭吾)及び本件事案を担当しない審査官2名(大塚定利、森唯彦)が列席したことは当事者間に争いが無い。

証人石田昌喜及び同■■■■の各証言並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 長崎労働基準局においては、従来から1回の参与会において数件の審査請求事件につき参与の意見を聴取するため、それぞれの事件を担当する審査官がすべて列席するならわしであり、また、労災補償課長ら労働基準局職員は、時折り参与から法令の解釈及び取扱い、先例の有無等について質問される場合があり、これに備えて出席することになっていた。

参与会の進行は、三人の審査官のうち先輩格の一人が進行役を務め、当該事案を担当する審査官が事案の概要を説明した後、各参与の意見を求め、最後に労働基準局職員らに対して、慣例上、「原処分庁の意見はないか。」あるいは「原処分庁の意見はいかがか。」という形で発言を求めたうえ、次の事案に移るという手順で行われてきた(本件訴訟が提起された後は、「原処分庁の意見はいかがか。」など労働基準局職員に対して発言を求めることはなされなくなった。)

(2) 昭和59年8月22日の本件参与会は大塚審査官の司会で開始され、4件の審査請求事件について参与の意見聴取が行われたが、本件事案については、まず被告が、原告の審査請求書及び意見書、原告からの事情聴取の結果調書、長崎労働基準監督署長の意見書並びに被告が職権で調査した資料等に基づいて説明した。原告は、右労災補償課長らの参与会への出席は、審査官の判断を労働省通達等に従わせるための監視、監督にはかならないとして、本件審査手続の違法を主張する。

ところで、労災法、同法施行令及び同法施行規則には、審査官がどのような方法、形式で参与の意見を徴するかにつきなんら規定していないから、審査官は参与の意見を尊重しなければならないという同法施行令8条の規定の趣旨に反しない限り、適宜の方法でこれをなしうるというべきである。しかして、長崎労働者災害補償保険審査官は、従来から慣行的に右認定のような方式で参与会を開いて参与の意見を徴していたのであるところ、参与会に出席した右職員らが専ら参与に即し労災保険制度に関する法令・通達等ないしは当該事案の処理上参考となるべき先例等を指摘説明してその知識を補充し、その意見具申の参与に供することは、参与の意見をして労使の単なる利益代表者の意見にとどまらず公益の立場からの意見の形成に寄与し、ひいては審査官が参与の的確な意見を徴しうる素地ともなりうるものであり、参与会における右職員らの出席が参与に対する参考資料の提供にとどまり、審査請求に対する監視、監督者としての立場からの意見を陳述にわたるようなことのない限り、審査官が参与から意見を徴するについての一つの実効的な方法と思料され、審査官制度の趣旨を没却するものではありえないというべきであり、原告の主張は失当たるを免れない。

また、本件事案を担当しない他の審査官が同席することは、前述のとおり、審査官が参与の意見を徴する形式、方法についての法令上の定めはないものの、独任行政官たる審査官の職権の独立の見地からしても必ずしも適切とはいえない点はあるが、前認定のとおり数件の事案についての参与の意見を効率的に聴取するうえでの便宜上のことであり、前掲各証拠によっても、右参与会においてこれらの審査官が被告に対して特段影響力のある意見を述べた事実は認められず、ただし同席しただけで被告の判断に影響を及ぼしたとは考えられないから、いわゆる他事考慮による裁決があったと認定できないのは明らかである。

(審査手続の不公平について)

労審法施行令11条は、審査官は審査請求の審査にあたり請求人及び原処分庁の説明を求めるべき旨を規定している。前認定のとおり、昭和59年8月22日に行われた参与会に被告が提出した資料中には、原告の意見書及び原告からの事件聴取書、原処分庁である長崎労働基準監督署長の意見書が含まれており、被告が原告及び原処分庁の意見を聞き、その説明を求めたことは明らかである(ちなみに、労審法13条の2は、審査官は、審査請求人の申立があったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとしている。))。

ところで、原告は、右参与会に原処分庁の代弁者だけを出席させてその意見を口頭で聞きながら、原告には開催の通知さえしなかったのは公平を欠くと主張する。しかし、右参与会はそもそも審査官が参与の意見を聴取するために開催したものであって、事件の当事者たる請求人原告や原処分庁による口頭論述の手続ではないから、これについて審査官が原告にその開催日時を通知せず、出席の催告をしなかったのはなんら異とするにはあたらないのであり、また、前述認定のとおり、原処分をした長崎労働基準監督署長ないし同署職員が参与会に出席した事実はない。右参与会に列席したのは、前記のとおり長崎労働基準局の職員であって、参与の意見具申に供するため本件事案の処理上参考となるべき先例の指摘をしたにとどまり、事案についての意見にわたることはなかったのであるから、長崎労働基準局の職員が原処分庁の意見を代弁したというにもあたらず、結局、原処分庁の

意見が一方的に聴取されたという不公平があったとは認められない。ただ、前認定のとおり、長崎労働基準局で行われる参与会においては、審査官が出席した前記労災補償課長らに「原処分庁の意見はいかがか。」という表現を用いてその意見を求める発問をしていたことが認められ、これは審査官を含め、長崎労働基準局及び同労働基準監督署の内部においては、両官署は実質的に同一組織体とみなされていたことを示すものといえることができ、前記労災補償課長ら基準局職員が実質的には原処分庁の代弁者であるという原告の受け取り方ももっともな点があり、原告が原処分庁の代弁者には口頭による意見陳述の機会を与えながら、請求人である原告の意見を同様に口頭で聴取する機会を与えなかったことは、一方当事者に偏した審査方法であるというのもあながち理由がない訳ではない（なお、参与会において「原処分庁の意見はいかがか。」という発問の慣習が本件訴訟の提起後廃止されたことは、被告を含む審査会においても右措置が妥当でないと判断したためと推認される。）

しかし、審査請求人及び原処分庁からの意見聴取を含めて、審査手続をどのように運営するかについては、法令で定めるところのほかは審査官の裁量に委ねられていると解され、審査官において、実質的に法令の規定をないがしろにするに等しいほどの不公平な手続をとるなど、その裁量の範囲を逸脱し、ないしは裁量権を濫用したと認められる場合は格別、審査請求人及び原処分庁から意見を聴取するについて、厳密に同じ方法をとらなかったからといって、直ちに当該審査手続を違法とすることはできないというべきである。

（利害関係を有する参与の関与について）

使用者団体の推薦参与[]が訴外会社[]の副署長兼総務課長であること、本件参与会において同参与が亡[]の死亡は業務に起因するものではないとの意見を述べたこと（その具体的内容は前認定のとおりである。）労働災害保険における保険料徴収上いわゆるメリット制が採られていることはいずれも当事者間に争いが無い。

ところで、労災保険法ないし労審法上、参与が担当する審査請求事件につき一定の関係を有し、または事件の当事者と密接な身分関係に立つ場合に、当該事件についての意見具申の職務の遂行から除斥され、あるいは当事者から忌避され、あるいは自ら回避するという制度は設けられていない。

そして、参与は、もとより審査官と合議体を構成して審査裁決にあたるものではなく、単に審査官に対して意見を述べる機関にすぎないうえ、もともと労働者及び使用者の団体から推薦され、各推薦母体の利益を代表するとまではいえないにしてもそれぞれの立場に基づいた意見を具申することによって審査裁決を適正ならしめる役割を担っているものであり、決して公正中立な第三者的立場に立った意見を述べる職責を負っているものではないことに鑑みると、労審法5条の使用者側代表の参与について言えば、当該参与の所属する企業で発生することのあるべき労災補償保険事故についても、参与として意見を述べることを前提にして、都道府県労働基準局ごとに、各2名の者が2年の任期で指名されているものと解され、参与について除斥等の制度がそのまま妥当するものではないというべきである。

したがって、被告が本件審査請求についての[]参与の意見を求めたことをもって、その手続が本件審査裁決を違法とするだけの瑕疵を帯びるとの原告の主張は採用できない。

○審査官に対する審査請求人の書類閲覧請求権

第1審 札幌地裁 昭和52年(行ウ)第4号

昭和54年8月29日判決

労災保険法35条1項に定める労働者災害補償保険審査官に対する審査請求手続において請求人に、その処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧請求権があるか否かの点につき考えるに、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立については、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、行審法の定めるところによるから、労災保険法に基づく各種給付の不支給決定処分に対する審査請求における審査手続についても一般に、行審法が適用される場所であるが、労災保険法36条は行審法第2章第1節、第2節(18条及び19条を除く)及び第5節の規定の適用をことさら排除する旨規定し、それに代えて労審法はその第2章に手続的規定を設けているものであるから、右手続には行審法33条の適用は排除され、かつ、右労審法第2章中には審査関係書類等に対する審査請求人の閲覧請求権を認める規定は存しないことにかんがみると、右手続においては審査請求人には審査関係書類等に対する閲覧請求権を有するものと解することはできない。原告は右のように解すると憲法31条に反するかの如き主張をするが、憲法31条が行政手続における告知聴問の機会付与の原則或いはその根底にある適正手続の原則を定めたものであるか否かはさておき、仮にこれを肯定的に解するとしても、右の各原則は、必ずしもすべての行政手続、行政不服審査手続において、請求人と相手方行政庁とがそれぞれ自ら主張立証活動を行うことを根幹とするいわゆる当事者主義的手続構造がとられることを要求するものではなく、また、当事者にいかなる手続的権利を存するかは、一律に解することはできず、請求人の求める実体的権利の種類、行政手続の目的、性格効果等の観点からの当事者の主張に十分な考慮が払われ、公正な判断がなされる手続的保障があり、かつ、合理的理由がある以上、必ずしも当事者に行政庁又は利害の対立する第三者の意見と証拠を知り、これに反論を加え、証拠を提出する機会を与えたうえでなければ行政手続を行い得ないものではないというべきところ、労災保険法の審査請求手続においては、審査請求人は保険給付を求めているものであること、右手続は行政処分である各種給付の不支給決定処分の適否を事後的に審査する行政不服審査手続の一つではあるが、なお、大量の事件を迅速に処理する要請があり、また、労災保険給付請求に関する審査手続においては争点は比較的定型化しており、その把握は困難ではないことに加え、審査官は原処分庁から独立した第三者機関であり、公正さが期待できること、審査請求人はその申立により意見を述べる機会が与えられていること(労審法13条の2)請求人は審査官の決定に不服があるときは更に処分行政庁から独立的地位と職権を有する機関たる労働保険審査会に対して再審査請求を求めることが認められていることを併せ考えると、当該手続において審査請求人に審査関係書類の閲覧請求権を与えないからといって必ずしも前記告知聴問の機会の付与の原則或いは適正手続の原則に反するということはできないし、また、当該手続に行審法33条を類推適用すべきものと解する必要はない。

前述の如く審査関係書類の閲覧請求については法は何ら定めるところがないのであるから、被告審査官はもともとこれに応ずべき権限も義務も有しないものといわなければならない

い。

しかし、右閲覧をさせることが、右審査請求手続において、その手続主宰権限の内容として事実上行われることがあり、それが被告審査官の裁量に委ねられているとすれば、被告審査官が不公正な目的ないしは動機をもって審査請求人の閲覧を拒否し、或いは平等原則に違反し、公平妥当を欠く取扱いを行った場合には、なお被告審査官の行為の違法性を認めうる余地があると解されるところ、被告審査官本人尋問の結果並びに原本の存在及び成立に争いのない甲第5号証によれば、被告審査官は本件閲覧拒否につき原告に対し、その理由を明示しなかったこと、被告審査官の当時の年間取扱件数は約25件であり、本件閲覧を許可しても審査上特段明白な具体的支障はなかったこと、本件審査書類中には偽造にかかる原告名義の作業日報等が存したことが認められるが、他方同証拠によれば、被告審査官は自らの担当するすべての審査請求事件について、右審査請求手続が職権調査的構造をもつこと、事件の大量性ゆえ簡易迅速な処理を要求されること、参与による意見申述の機会があるため公正さに欠けることはないことの各点を考慮して、審査請求人の審査関係書類に対する閲覧を拒否しており、本件においても単に画一的な扱いをするため原告の閲覧請求を拒否したにすぎないこと、被告審査官は審査請求人の職業性疾病の主張にも十分考慮を払って職権調査を行い、原処分庁が収集した証拠についても原処分庁とは独立した評価を加えていることが認められ、右の事実にてらすと、前示認定事実を以ては未だ被告審査官が不公正な目的ないし動機をもって原告の閲覧を拒否し、或いはこれにつき不平等、公平妥当を欠く取扱いをしたものと断定することは難しいといわざるをえない。

控訴審 札幌高裁 昭和54年(ネ)第304号
昭和56年11月26日判決

地方公務員災害補償法51条4項は、同法の定める補償に関する決定に対する審査請求については行審法が適用されるものとする規定しているから、審査請求人には行審法33条の閲覧請求権も認められていることになる。しかし、地方公務員の災害補償制度と労働者災害補償保険の制度とは、その制度の仕組み、内容が異なるうえに、不服審査制度の仕組みも必ずしも同一ではないから、地方公務員災害補償法の定める補償に関する決定に対する審査請求人に右閲覧請求権が認められているからといって、労災保険法に基づく保険給付の決定に対する審査請求人に同様の閲覧請求権が認められると解しなければならないものではない。

○審査官が口頭による意見陳述の機会を与えなかったことは
審査手続の重大な瑕疵となるか否かについて

第1審 大阪地裁 昭和57年(行ウ)第31号

昭和59年4月23日 判決

控訴審 大阪高裁 昭和59年(行コ)第24号

昭和60年6月28日 判決

労審法13条の2が審査請求人に口頭による意見陳述権を付与した趣旨は、原処分に対する不服理由を原処分の直後に、しかも原処分庁に最も近い関係にある審査官に対し、簡易に主張させることにより審査請求人に攻撃防禦を十分に尽させ、実質的に公正な審査請求を受ける権利を保障すると共に、審査官の決定手続を適正ならしめるよう手続的に担保することにあると解され、審査請求人の基本的かつ重要な権利であるというべきところ、例外的に付与しなくてよい場合を定めた規定もなく、限られた場合にせよ審査官に意見陳述の機会の付与の要否の判断を委ねていると解すべき根拠を見出しがたい。

次に前同(二)についてみるに、前項判示のとおり本件口頭陳述権は審査官の審査手続において、審査請求人に実質的で公正な審査請求をうける権利を簡易な方法で保障し担保するものであるところ、審査会で口頭陳述権が保障されたとしても、審査会における機会は原処分後時間的にもはるかにおくれ、審査会が中央官庁である点に照らせば、原処分の直後に地元官庁であり、しかも審査会とは別個独立の組織である審査官の決定手続において口頭陳述権のもうけられた前記の趣旨、目的は到底代替的にも実現されたとはいえず、右決定手続において審査請求人たる原告が十分な意見を述べる機会を失ったという不利益はぬぐいがたいというべきである。

さらに、仮に審査手続の瑕疵が再審査手続で治癒されるとすれば、審査官の決定手続運用が安易便宜に流れ、極論すれば、最終的な再審査請求で口頭陳述の機会さえ与えれば足りるということに等しくなりかねず、ひいては審査官の決定手続における口頭による意見陳述権を設けた規定は事実上空文化するおそれなしとしない。以上の次第で、再審査手続における口頭陳述権付与により審査官の決定手続における口頭による意見陳述権付与の瑕疵が補正ないし治癒するものと解すべきではない。

よって、被告審査官の前記抗弁はいずれも理由がない。

してみると、被告審査官が審査手続において審査請求人たる原告から口頭による意見陳述の機会付与の申立てを受けたにもかかわらずその機会を与えなかったのは不適法というほかはない。

そして、本件口頭による意見陳述権の前記(2(一))の重要性に照らせば、本件決定の手続には重大な瑕疵があるものというほかなく本件決定は取消を免れない。

○法定の審査請求期間を徒過した審査請求

第1審 岡山地裁 昭和58年(行ウ)第4号

昭和59年6月20日判決

控訴審 広島高裁 昭和59年(行コ)第2号

昭和59年10月30日判決

(第1審)

一 本件訴えは労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付に基づく障害補償給付に関する決定(本件処分)の取消しを求めるものであるところ、同法35条、37条によれば、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求及び労働保険審査会に対する再審査請求を経由しなければ右決定に対する訴えを提起することができない、と規定されて、不服審査前置主義が採用されているところ、その審査請求をし得る期間については、労働保険審査官及び労働保険審査会法8条1項によれば、その本分で原処分のあったことを知った翌日から起算して60日以内にしなければならないこととされている一方、但書によって、右期間経過後の場合といえども、「正当な理由により右期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでない。」との救済措置が設けられている。

二 1 被告が昭和50年9月6日付で本件処分をしたことは、当事者間に争いがない。

いずれも成立に争いのない甲第8号証(乙第2号証の7)、乙第2号証の一、二、五、六、によれば、本件処分の通知は書面(甲第8号証)をもって、昭和50年9月8日ごろまでに原告に到達し、また同書面には処分に不服がある場合の不服申立の期間方法についての記載がされていたことが認められるので、原告に遅くとも同月8日には本件処分のあったことを知り、かつ不服申立手続に関する教示もされているというべきである。したがって、この点に関する原告本人の供述は措信し難い。

2 また、原告は昭和51年11月1日に審査請求をしたことは当事者間に争いがないので、右審査請求が原告において本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して法定の60日間の期間を大幅に超えてされたものであることは明らかである。

そして審査請求が遅延した理由についても、成立に争いのない乙第2号証の13及び原告本人尋問の結果によれば、要するに、原告は一旦異議なく本件処分に基づく給付金を受領したものの、昭和50年11月に[]において右手示指の神経手術を受けた後の経過が思わしくなく、外科後処置から労災復帰するため療養補償給付の申請に関する手続をしていたことによるものであると認められるところ、右のような事情は、本件処分に対する審査請求を法定期間内にすることができなかったことにつき、前記法条所定の「正当な理由」となり得るものでなく、また他にこれを認めるに足りるだけの証拠も存しない。

3 そうすると、原告の右審査請求は法定期間を徒過してされ、かつ右期間の徒過につき正当な理由もない以上、不適法なものというほかなく、しかも成立に争いのない乙第3号証及び原告本人尋問の結果によれば、原告が昭和52年4月8日任意に右審査請求の全部を取り下げていることさえ窺われるのであって、結局、原告において本件処分につ

き労働者災害補償保険法所定の不服審査手続を経由していないことが明白である。

4 しかし、行政事件訴訟法8条2項所定の不服審査前置の除外事由につき原告から他に特段の主張立証のない本件においては、本件訴えは訴訟要件を欠き、不適法であるといわざるを得ない。

三 以上の次第であって、本件訴えは不適法であるから、これを却下し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民訴法89条を適用して主文のとおり判決する。

(控訴審)

当裁判所も、控訴人の本訴請求は不適法として、これを却下すべきものと判断する。その理由は、原判決理由説示のとおりであるから、これをここに引用する。(但し、原判決5枚目裏5行目の「手術を受けた後の経過が」を「手術を受けたが、その後の経過が」と同10行目の「前記法条所定の」を「前記法条但書所定の」と改める。)

よって、原判決は相当であって、本件控訴はその理由がないから、これを棄却し、控訴費用につき行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第95条、第89条を適用して、主文のとおり判決する。

○法定の再審査請求期間を徒過した再審査請求

広島地裁 昭和54年(行ウ)第19号

昭和59年9月26日 判決

処分の取消しの訴えは、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、上裁決を経た後でない限り提起できず(行政事件訴訟法8条1項)、なお、審査請求が不適法であり、それを理由として却下された場合には、右裁決を経たものといえないと解するのが相当である。

労災保険法35条1項には、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨を、同法37条には35条1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない旨を定めており、また労審法38条1項には、再審査請求は審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければならない旨定めている。

前記一事実によると、原告の再審査請求は、右法定の請求期間を徒過した不適法なものであることが明らかである。

原告は、前記審査官の決定書謄本が郵送された当時、原告がその内容を了知し得る状態ではなかった旨主張し、証人■■■■の供述中には右主張に副うような部分があるが、後掲証拠に対比すると、右供述部分は容易に信用し難く、他に右主張を認めるに足りぬ証拠はない。

かえて、原本の存在と成立に争いが無い甲第4号証、第8号証、成立に争いの無い乙第4号証の一によると、原告は、昭和49年7、8月ころ、右半身は麻痺し、失語症も加わって理解力は低下していたが、意識は回復し、医師の指示に反応できる状態にまで回復し、同年9月26日には前記審査請求を提出していることが認められ、これら事実によると、原告は審査官の決定書謄本を受領した昭和50年2月中ころは、右決定の内容を了知し得る状態にあったものと推認できる。

そうすると、原告の再審査請求を不適法として却下した裁決は正当であり、原告の、本件処分の取消しを求める主位的訴は再審査請求に対する裁決を経ないでなされた不適法な訴といわざるを得ない。

○ 審 査 官 の 不 作 為

名古屋地裁 昭和42年(行ウ)第40号
昭和43年5月21日 判決

原告が昭和40年8月25日頃業務上の負傷をし、同日以降名古屋北労働基準監督署長より労働者災害補償保険法に基づく療養補償等の保険給付を受けていたこと、同署長が昭和41年7月31日以降右保険給付の支給打ち切りを決定し、同年8月26日付書面でこれを原告に通知し、原告は右決定通知書を同月31日に受取ったこと、原告は右決定を不服として、被告に対し上決定の取消を求める審査請求をなした(但し審査請求のあった日を除く。)こと、被告は本件審査請求について昭和43年2月8日「請求棄却」の決定をし、上決定は同月11日原告に到達したことは当事者間に争いがない。

上事実よりすれば、被告は本件審査請求につき裁決をなしたものであり、被告にはもはや不作為は存しない。従って原告は被告の不作為の違法を確認する利益を有しない。

結局本訴請求は不適法であるから却下を免れない。

○審査請求後3か月経過しても審査官の決定が無い場合に、審査請求に対する決定及び再審査請求の手続を経ずに処分の取消の訴えを提起することの可否

最高裁第1小法廷 平成4年(行ツ)第68号
平成7年7月6日判決

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求することができるものとされ(労働者災害補償保険法35条1項)、また、保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないものとされている(同法37条)。すなわち、保険給付に関する決定に対する不服については、二段階の審査請求手続が定められるとともに、処分の取消しの訴えと審査請求との関係について行政事件訴訟法(以下「法」という。)の採る自由選択主義の原則(法8条1項本文)の例外である裁決前置主義(同項ただし書)、それも再審査請求に対する裁決の前置主義が採られているのである。しかし、法は、裁決前置主義が採られている場合であっても、その例外の一つとして、「審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき」は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるものとしている(同条2項1号)(なお、法に「審査請求」というのは、法3条3項により、審査請求、異議申立てその他の不服申立てをいうものとされている。)。本件においては、本件訴えが法8条2項1号の要件を満たしているかどうか、本案前の争点となっている。

- 1 法8条2項1号は、裁決前置主義が採られている場合であっても、裁決庁の裁決が遅延することによって国民の司法救済が遅れるという事態を回避するために、裁決前置主義を緩和すべき1場合を定めるものである。行政処分について、二段階の審査請求手続が定められ、かつ、第二段階の審査請求に対する裁決の前置主義が採られている場合に、仮に法8条2項1号の「審査請求」が第二段階の審査請求だけを指すものであるとすれば、第一段階の審査請求に対する裁決が遅延するときには、行政処分の取消しを求める者は、同号の適用によって司法救済を受けることができず、第一段階の審査請求に対する裁決について不作為の違法確認の訴えを経なければ、処分の取消しの訴えを適法に提起し得ないこととなる。このような事態は、国民の司法救済の道を不当に閉ざすものであるといわなければならない。右の場合には、法律に特段の定めがない限り(国税通則法115条1項1号、75条5項参照)、法8条2項1号の「審査請求」は、第一段階の審査請求と第二段階の審査請求のいずれをも指し、そのいずれに対する裁決が遅延するときにも、同号が適用され、裁決前置主義が緩和されるものと解すべきである。
- 2 労働者災害補償保険法は、前記のとおり、保険給付に関する決定に対する不服について、二段階の審査請求手続を定め、かつ、取消しの訴えにつき第二段階の審査請求に対する前置を定めている。その趣旨は、多数に上る保険給付に関する決定に対する不服事案を迅速かつ公正に処理すべき要請にこたえるため、専門的知識を有する特別の審査機関を設けた上、裁判所の判断を求める前に、簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と慎重な審査を行い併せて行政庁の判断の統一を図る第二段階の再審査請求とを必ず経由させることに

よって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性のあるものとしようとするとあると解されるから、再審査請求に対する裁決を経ないで取消しの訴えが提起されることは、本来同法の所期するところではないといえる。

しかし、そうであるからといって、これらの定めから、保険給付に関する決定について、法8条2項1号の「審査請求」を第二段階の審査請求に限定するとの趣旨を読み取ることができないのみならず、労働者災害補償保険法は、審査請求に対する決定が遅延した場合に決定を経ないで再審査請求をすることを許容するなど、その遅延に対する救済措置の定めを置いていないのであって、それにもかかわらず、第一段階の審査請求についての法8条2項1号の不適用を定めたものと解するならば、国民の司法救済の道を不当に閉ざす結果を招くことは明らかであるから、そのような解釈は採り得ないといわなければならない。

3 したがって、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をした日から3箇月を経過しても決定（法8条2項1号の「裁決」に当たる。）がないときは、審査請求に対する決定及び再審査請求の経緯を経ないで、処分取消しの訴えを提起することができるものというべきである。

4 そうすると、原判決には法8条2項1号の解釈適用を誤った違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであることから、論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件訴えを却下した第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すべきである。

よって行政事件訴訟法7条、民訴法408条、396条、386条、388条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

○訴願人が裁決前に死亡した場合の裁決の効力

一身専属的事項について訴願が提起され裁決前に訴願人が死亡した場合には、相続人において当然訴願手続を承継するから、訴願を受理した裁決庁は相続人に対して裁決をするを原則とするが、裁決庁において死亡の事実を知らなかったため被相続人を訴願人と表示し、裁決した場合でもその裁決は相続人に対する裁決としての効力を生ずるものと解すべきである（昭和27年12月27日松山地裁）。

参考 3 関 係 法 令

1. The first part of the paper is devoted to the study of the properties of the function $f(x)$ defined by the equation

$$f(x) = \int_0^x \frac{1}{1+t^2} dt, \quad (1)$$

1 労働保険審査官及び労働保険審査会法	280
2 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	295
3 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	306
4 労働基準法 (抄)	310
5 労働基準法施行規則 (抄)	311
6 労働者災害補償保険法 (抄)	314
7 行政不服審査法 (抄)	317
8 行政事件訴訟法 (抄)	326

1 労働保険審査官及び労働保険審査会法

(昭和31・6・4 法律第126号)

目次

第1章 労働保険審査官

第1節 設置(第1条—第6条)

第2節 審査請求等の手続(第7条—第24条)

第2章 労働保険審査会

第1節 設置及び組織(第25条—第37条)

第2節 再審査請求の手続(第38条—第51条)

第3章 罰則(第52条—第54条)

附則

第1章 労働保険審査官

第1節 設置

(労働保険審査官)

第1条 労働保険審査官(以下「審査官」という。)は、労働者災害補償保険審査官及び雇用保険審査官とする。

(設置)

第2条 労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第35条第1項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各都道府県労働基準局に置く。

2 雇用保険審査官は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第69条第1項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各都道府県に置く。

(任命)

第3条 労働者災害補償保険審査官は労働省の職員のうちから、雇用保険審査官は地方自治法(昭和23年法律第67号)附則第8条に規定する職員のうちから、労働大臣が任命する。

図 [令1]

(職権の行使)

第4条 審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第5条 労働大臣は、都道府県労働基準局及び都道府県ごとに、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

図 [関係団体の推薦—令2]、[関係労使代表者の名称—則1]

(審査及び仲裁の事務)

第6条 労働者災害補償保険審査官は、第2条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、

労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

図〔令3〕

第2節 審査請求等の手続

（管轄審査官）

第7条 労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働基準局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2 雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県に置かれた雇用保険審査官に対してするものとする。

図〔請求の経由一令3〕

（審査請求期間）

第8条 審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

（審査請求の方式）

第9条 審査請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

図〔政令一令4・5〕、〔請求書の方式一則2〕

（代理人による審査請求）

第9条の2 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（却下）

第10条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

（補正）

第11条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 審査官は、審査請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。

（移送）

第12条 審査請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査請求があつたものと

みなす。

図 〔移送の通知一令6〕

(関係者に対する通知等)

第13条 審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び当該審査官の属する都道府県労働基準局又は都道府県につき第5条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けたものは、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

図 〔関係者に対する通知一令7〕、〔関係労使代表者の意見一令8〕

(口頭による意見の陳述)

第13条の2 審査官は、審査請求人の申立てがあったときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(原処分の執行の停止等)

第14条 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによって行う。

4 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

図 〔原処分の執行の停止及び取消の通知一令9〕

(手続の併合又は分離)

第14条の2 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第15条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第13条第1項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入って、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求の場合において、同法第47条の2に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

- 2 審査官は、他の審査官に、前項第1号又は第4号の処分を嘱託することができる。
- 3 第1項第4号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 審査官は、審査請求人又は第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第1項第4号の処分をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
- 5 審査請求人は第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第1項第1号若しくは第2項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第1項第2号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第1項第4号若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第1項第5号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。
- 6 第1項及び第2項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

図 〔審査のための処分の申立の方法一令13〕、〔申立の様式一則2〕、
〔証票一則4〕、〔費用の弁償一16、令14、則5〕

(費用の弁償)

第16条 前条第1項第1号若しくは第2項の規定による出頭を求められた者又は同条第1項第3号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

図 〔令14、則5〕

(手続の受継)

第17条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

図 〔令15〕、〔受継のための文書の様式一則6〕

(審査請求の取下げ)

第17条の2 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも、審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

3 労働者災害補償保険法第35条第2項又は雇用保険法第69条第2項の規定による再審査請求がされたときは、第49条第3項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第18条 審査官は、審査を終えたときは、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

図 〔一部決定一令16〕

(決定の方式)

第19条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2 決定書には、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨及び再審査請求期間を記載しなければならない。

図 〔政令一令17〕、〔決定書の謄本の掲示一令17の2〕

(決定の効力発生)

第20条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第13条第1項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

(決定の拘束力)

第21条 決定は、第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

(文書その他の物件の返還)

第21条の2 審査官は、決定をしたときは、すみやかに、事件につき提出された文書その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(決定の変更等)

第22条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第256条第1項（変更の判決）及び第257条第1項（更正決定）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第256条第1項中「その言渡し後1週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後2週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

図 〔決定の更正一令18〕、〔更正の申立書の様式一則8〕

(不服申立ての制限)

第22条の2 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

図 〔処分についての不服申立てに関する一般概括主義一行審法4〕

(政令への委任)

第23条 この節に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第24条 第13条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第6条の審査又は仲裁の申立てを受理した場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、第6条の審査及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

図 〔令20〕

第2章 労働保険審査会

第1節 設置及び組織

(設置)

第25条 労働者災害補償保険法第35条及び雇用保険法第69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第89条第1項の規定による審査の事務を取り扱う。

図〔労設11〕

(組織)

第26条 審査会は、委員9人をもつて組織する。

2 委員のうち3人は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第27条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最後の国会で、両議院の事後の証人を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の証人を受けることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第28条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第29条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第30条 委員は、次の各号の1に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁産、準禁産又は破産の宣言を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第31条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の1に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第32条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代行する常勤の委員を定めておかなければならない。

図 〔会議の招集一令21〕

(合議体)

第33条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が3説に分かれた場合

三 前2号に掲げる場合のほか、審査会が定める場合

第33条の2 前条第1項又は第2項の合議体を構成する者を審査員とし、うち1人を審査長とする。

2 前条第1項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第2項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第32条第3項の規定により会長を代理する常勤の委員が審査長となる。

図 〔会議の招集一令21〕

第33条の3 第33条第1項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第2項の合議体は、6人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第33条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第33条第2項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの5人以上の者の賛成をもつて決する。

図 〔会議の招集一令21〕

(委員会議)

第33条の4 審査会の会務の処理（再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

- 4 審査会が第30条第3号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

㊦ 〔会議の招集一令21〕

(給与)

第34条 委員の給与は、別に法律で定める。

㊦ 〔別の法律一特別職の職員の給与に関する法律〕

(特定行為の禁止)

第35条 常勤の委員は、在任中、次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議院その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第1号に該当する行為をしてはならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第36条 労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各6人を、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各2人を、それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

㊦ 〔関係労使代表者の推薦一令22〕、〔関係労使代表者の名称一則1〕

第37条 削除

㊦ 〔労設6、組織令3〕

第2節 再審査請求の手續

(再審査請求期間等)

第38条 労働者災害補償保険法第35条第1項又は雇用保険法第69条第1項の規定による再審査請求は、第20条の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

2 第8条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の期間について準用する。

3 第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

㊦ 〔請求の経由一令23〕

(再審査請求の方式)

第39条 再審査請求は、政令で定めるところにより、文書でなければならない。

㊦ 〔政令一令24〕、〔請求書の様式一則2〕

(関係者に対する通知)

第40条 審査会は、再審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査請求の結果については利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第36条の規定により指名された者に通知しなければならない。

㊦ 〔行政庁の意見書の提出一令25〕、〔関係者に対する通知一令33〕

(参加)

第41条 審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係者を当事者として再審査請求の手續に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査請求の手續に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならない。

図 〔参加申立の方法一令26〕、〔申立書の様式一則9〕

(審理期日及び場所)

第42条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第36条の規定により指名された者に通知しなければならない。

図 〔審理期日及び場所の通知一令27〕

(審理の公開)

第43条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

図 〔審理公開の申立〕、〔申立書の様式一則10〕

(審理の指揮)

第44条 審理の指揮は、審査長が行う。

(意見の陳述等)

第45条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2 第36条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

図 〔審理の立会等一令29〕

(審理のための処分等)

第46条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第36条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に囑託すること。

六 労働者災害補償保険法第35条の規定による再審査の場合において、同法第47条の2に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 審査会は、審査員に、前項第1号又は第4号の処分をさせることができる。

3 第1項第4号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

- 4 審査会は、再審査請求人又は第40条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第1項第4号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。
- 5 当事者が、正当な理由がなく、第1項第1号若しくは第2項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第1項第2号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第1項第4号若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第1項第6号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その再審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。
- 6 第15条第6項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 7 第16条の規定は、第1項第1号若しくは第3号又は第2項の規定による処分があつた場合について準用する。

図 〔審理のための処分の申立—令30〕、〔3項の証票—則4〕、
〔申立書の様式—則3〕、〔費用の弁償—令33、則5〕

(調書)

- 第47条 審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。
- 2 当事者及び第36条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

図 〔調書—令31〕、〔調書の閲覧—則11〕

(合議)

- 第48条 審査会の合議は、公開しない。

(再審査請求の取下げ)

- 第49条 再審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも、再審査請求を取り下げることができる。

- 2 再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

- 3 労働者災害補償保険法第35条第2項又は雇用保険法第69条第2項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の全部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合当該再審査請求

二 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合その部分についての再審査請求

図 〔一部の裁決—令33〕

(準用規定)

- 第50条 第9条の2、第10条、第11条、第14条、第14条の2、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条から第22条の2までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、

「決定書」とあるのは「裁決書」と、第17条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第20条第4項及び第21条中「第13条第1項」とあるのは「第40条」と、第20条及び第22条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものとする。

図 〔令33〕、〔裁決書の方式—令33〕、

〔決定書又は裁決書の謄本の提示—17の3〕、〔審査手続の受継—則6〕、

〔決定又は裁決の更正の申立—則8〕

(政令への委任)

第51条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 罰則

第52条 第15条第1項第4号若しくは第2項又は第46条第1項第4号若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

第53条 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

一 第15条第1項第1号若しくは第2項又は第46条第1項第1号若しくは第2項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第15条第1項第2号又は第46条第1項第2号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

三 第15条第1項第3号又は第46条第1項第3号の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第52条又は前条第1号若しくは第2号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2条の刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

<編注・昭和31・7政令第247号により、昭和31・8・1から施行>ただし、第5条中関係団体の推薦に係る部分、第27条第1項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第36条中関係団体の推薦に係る部分は、公布の日から施行する。

(委員の任命手続の特例)

2 第27条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員の任命につ

いて準用する。

(委員の任期の特例)

- 3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第28条第1項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人は3年とし、1人は2年とし、1人は1年とする。

(従前の手続の効力)

- 10 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により労働者災害補償保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

図 〔令附則4〕

- 11 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により審査会がした再審査の請求受理、再審査の裁決その他の手続とみなす。

図 〔令附則5〕

- 12 この法律の施行前に、改正前の労働基準法第86条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為は、改正後の労働基準法第86条の規定により労働者災害補償保険審査官がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為とみなす。

(訴訟に関する経過措置)

- 13 労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日、審査会が受け継いだものとみなす。

- 14 第11項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分取消又は変更を求める訴については、行政事件訴訟特例法（昭和23年法律第81号）第4条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会の所在した地の裁判所の専属管轄とする。

- 15 労働者災害補償保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日、当該労働者災害補償保険審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

- 16 この法律の施行前にした改正前の労働者災害補償保険法又は改正前の失業保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和35・3・31法律第29号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和35年4月1日から施行する。

第14条 <第1項省略>

2 この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法の規定による給付に関する決定に係る審査及び再審査については、なお改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法の例による。

附 則（昭和39・4・6法律第56号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和39年7月1日から施行する。

（任免のために必要な行為）

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第27条第1項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

（委員の任命手続の特例）

3 第27条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

（委員の任期の特例）

4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第28条第1項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、1人は3年とし、1人は2年とし、1人は1年とする。

附 則（昭和40・6・3法律第120号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して2年をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。＜編注・昭和41・3政令第36号により昭和41・7・1から施行＞

附 則（昭和40・6・11法律第130号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、昭和48年8月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第13条の規定は昭和40年11月から、第3条並びに附則第14条から附則第43条まで及び附則第45条の規定は昭和41年2月1日から施行する。

（政令への委任）

第44条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和42・6・13法律第37号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、政令で定める日＜編注・昭和42・6政令第160号により昭和42・7・1＞から施行する。

附 則（昭和46・12・31法律第130号）（抄）

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効

力発生の日<昭和47・5・15>から施行する。<後略>

附 則(昭和49・12・28法律第117号)

この法律は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56・4・25法律第27号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。<後略>

一〜四<略>

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第11条 前条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第2条第3項、第7条第2項及び第25条第2項の規定は、附則第3条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則(昭和58・12・2法律第78号)

1 この法律(第1条を除く。)、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則(昭和63・5・17法律第40号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和64年1月1日から施行する。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第17条 前条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第2条第3項、第7条第2項及び第25条第2項の規定(以下この条において「旧審査会法の規定」という。)は、旧法第65条第1項の規定による審査請求又は再審査請求については、なおその効力を有する。この場合において、旧審査会法の規定中「港湾労働法」とあるのは、「旧港湾労働法」とする。

附 則(平成8・5・22法律第42号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成8年7月1日から施行する。ただし、第3条中労働保険審査官及び労働保険審査会法第52条及び第53条の改正規定は公布の日から起算して20日を経過した日から附則第5条第1項及び第2項の規定は公布の日から施行する。

(第3条の規定の施行に伴う経過措置)

第4条 施行日前にされた労働者災害補償保険法第35条第1項又は雇用保険法第69条第1項の再審査請求のうち、施行日の前日までに第3条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第49条第2項又は第3項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官に差し戻されたものについては、次項及び第3項の規定を除き、なお従前の例による。

2 前項の再審査請求のうち施行日の前日までに労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官の決定がないものに係る原処分については、その決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、当該原処分について、労働保険審査会に対して当該再審査請求をする前に、その取消しの訴えを提起していたときは、この限りでない。

3 前項の規定による再審査請求がなされたときは、当該再審査請求に係る原処分の取消しの訴えについては、新労災保険法第37条及び新雇用保険法第71条中「再審査請求」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第42号）附則第4条第2項の規定による再審査請求」として、これらの規定を適用する。

第5条 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第27条第1項に規定する委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行なうことができる。

2 労審法第27条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

3 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、労審法第28条第1項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、1人は3年とし、1人は2年とし、1人は1年とする。

附 則（平成8・6・26法律第110号）（抄）

この法律は、新民訴法の施行の日（平成8年6月26日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

附 則（平成9・6・4法律第68号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成10年4月1日から施行する。＜後略＞

2 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令

(昭和31・7・27 政令第248号)

目次

第1章 労働保険審査官(第1条—第20条)

第2章 労働保険審査会(第21条—第34条)

附則

第1章 労働保険審査官

(労働保険審査官の任命)

第1条 労働者災害補償保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が4級以上の労働基準監督官又は労働事務官をもって充てる。

2 雇用保険審査官は、一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が4級以上の地方事務官をもって充てる。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者)

第2条 労働大臣は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「法」という。)第5条に規定する都道府県労働基準局の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「労災保険に係る保険関係」という。)の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、当該都道府県労働基準局の管轄区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2 労働大臣は、法第5条に規定する都道府県労働関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、当該都道府県の区域内に組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3 法第5条の規定により指名された者は、指名の日から2年(補欠の場合においては、残余の期間)を経過した後において、新たに、同条の規定により、関係労働者又は関係事業主を代表する者が指名されたときは、その地位を失うものとする。

(審査請求の経由)

第3条 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第35条第1項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

2 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第69条第1項の規定による審査請求は、審

査請求人の住所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。

(審査請求の方式等)

第4条 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる次項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 審査請求人の指名及び住所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所

三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 原処分をした行政庁の名称

五 原処分のあつたことを知つた年月日

六 審査請求の趣旨

七 審査請求の理由

八 原処分をした行政庁の教示の有無及びその内容

九 審査請求の年月日

2 労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求の場合においては、前項各号に掲げるもののほか、審査請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

二 原処分に係る労働者が給付原因の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地

三 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

3 雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合であつて、審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、第1項各号に掲げるもののほか、審査請求書に原処分を受けた者との関係を記載しなければならない。

4 第1項の審査請求書には、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ添附しなければならない。

5 審査請求人は、第1項の審査請求にあわせて法第15条第1項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を審査請求書に記載しなければならない。

第5条 口頭で審査請求をするときは、審査請求人は、前条第1項から第3項までの規定により審査請求書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

2 前項の審査請求があつたときは、労働保険審査官（以下「審査官」という。）（第3条の規定により労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由する場合においては、当該労働基準監督署長若しくはそのあらかじめ指名する職員又は当該公共職業安定所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読みかさせた上、審査請求人とともに、記名押印しなければならない。

3 第1項の審査請求をする場合において、審査請求人が法人であるときは代表者の資格を証する書面を、代理人によつて審査請求をするときは委任状を、それぞれ提出しなければ

ならない。

4 審査請求人は、第1項の審査請求にあわせて法第15条第1項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第13条第1項から第3項までの規定にかかわらず、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を陳述しなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。
(移送の通知)

第6条 法第12条第1項の規定による移送の通知は、その理由を記載した文書でなければならない。

(関係者に対する通知)

第7条 法第13条第1項の規定による関係者に対する通知は、審査請求の要旨を記載した文書でなければならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の意見)

第8条 審査官は、法第5条の規定により指名された者が法第13条第2項の規定により述べた意見を尊重しなければならない。

2 審査官は、法第5条の規定により指名された者の意見をきくため、あらかじめ、期日を指定することができる。

(原処分の執行の停止及びその取消の通知)

第9条 法第14条第4項の規定による原処分の執行の停止又は執行の停止の取消の通知は、その理由を記載した文書でなければならない。

(手続の併合又は分離)

第10条 審査官は、法第14条の2の規定により、審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第13条第1項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

(説明の徴取)

第11条 審査官は、審理にあたっては、審査請求人及び原処分をした行政庁の説明を求めなければならない。

(文書その他の物件の提出)

第12条 審査請求人及び法第13条第1項の規定により通知を受けた者は、決定が行われるまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

(審理のための処分の申立て)

第13条 法第15条第1項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭であることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 法第15条第1項第1号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第15条第1項第2号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

五 法第15条第1項第3号の処分を申し立てる場合においては、鑑定の対象の表示

六 法第15条第1項第4号の処分を申し立てる場合においては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地並びに質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

七 法第15条第1項第5号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所

八 申立ての年月日

九 申立人の氏名又は名称及び住所

3 口頭で第1項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5 審査官は、第1項の申立てがあつたときは、その申立てを尊重しなければならない。

(費用の弁償)

第14条 法第15条第1項第1号若しくは第2項の規定により出頭を求められた者又は同条第1項第3号の鑑定人に対しては、労働省令で定めるところにより旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 法第15条第1項第3号の鑑定人に対しては、第1項に規定するもののほか、労働省令で定めるところにより、鑑定料を支給する。

4 法第15条第1項の規定による処分により、エックス線写真の作成に要する費用その他の特別の費用を負担した者に対しては、労働省令で定めるところにより、実費に相当する金額を支給する。

(手続の受継)

第15条 法第17条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

四 承継人の氏名及び住所

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による陳述があつた場合について準用する。

3 第1項の場合には、死亡による権利の承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

4 審査官は、審査請求の手続が受け継がれたときは、法第13条第1項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

(審査請求の取下げ)

第15条の2 法第17条の2(第3項を除く。)の規定により審査請求を取り下げるときは、取下書に次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人(審査請求人が法人であるときは、代表者)又は代理人が記名押印しなければならない。

一 事件の表示

二 取下げの年月日

2 代理人によって前項の取下げをする場合においては、取下書に委任状を添附しなければならない。

3 前条第4項の規定は、審査請求が取り下げられた場合に準用する。

(一部決定)

第16条 審査官は、事件の一部が決定をするに熟したときは、その部分について決定をすることができる。

(決定書の方式)

第17条 法第19条第1項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が署名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所

二 原処分をした行政庁

三 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 法第13条第1項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 主文

六 理由

七 決定の年月日

(決定書の謄本の揭示場)

第17条の2 法第20条第3項の政令で定める揭示場は、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた労働基準監督署の揭示場、雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合においては原処分が行われた公共職業安定所の揭示場とする。

(決定の更正)

第18条 法第22条において準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第257条第1項の規定による決定の更正の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 申立ての年月日

四 申立人の氏名又は名称及び住所

3 口頭で第1項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

5 審査官は、決定を更正したときは、法第20条第2項及び第4項の規定により決定書の謄本を送付すべき者に、更正された決定書の謄本を送付しなければならない。

(省令への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(審査及び仲裁の手續)

第20条 労働基準法（昭和22年法律第49号）第86条第1項の審査又は仲裁の申立ては、同法第85条第1項又は第2項の審査又は仲裁をした労働基準監督署長の管轄区域を管轄する都道府県労働基準局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2 前項の申立ては、申立人の住所を管轄する労働基準監督署長又は労働基準法第85条第1項若しくは第2項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

3 第1項の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

4 第1項の申立てが管轄違であるときは、労働者災害補償保険審査官は、事件を管轄すべき労働者災害補償保険審査官に移送し、かつ、その旨を申立人に通知しなければならない。

5 第6条から第8条までの規定は、労働基準法第86条第1項の審査又は仲裁について準用する。

6 労働基準法第86条第1項の審査又は仲裁の結果は、文書で明らかにしなければならない。

第2章 労働保険審査会

（会議の招集）

第21条 労働保険審査会（以下「審査会」という。）の会議は、法第33条第1項又は第2項の合議体の会議にあつては審査長が、法第33条の4第1項の会議にあつては会長が招集する。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者）

第22条 労働大臣は、法第36条に規定する労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、労災保険に係る保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であつて、2以上の都道府県労働基準局の管轄区域にわたって組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

2 労働大臣は、法第36条に規定する雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者を指名しようとするときは、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であつて、2以上の都道府県の区域にわたって組織を有するものに対して、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちからするものとする。

3 第2条第3項の規定は、法第36条の規定により指名された者について準用する。

（庶務）

第22条の2 審査会の庶務は、労働大臣官房総務課において処理する。

（再審査請求の経由）

第23条 第3条の規定は、再審査請求について準用する。

2 再審査請求は、前項において準用する第3条の規定によるほか、決定をした審査官（労

働者災害補償保険法第35条第2項又は雇用保険法第69条第2項の規定による再審査請求（次条第1項及び第32条において「決定を経ない再審査請求」という。）の場合においては、審査請求がされている審査官）を経由してすることができる。

（再審査請求の方式等）

第24条 再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 再審査請求人の氏名及び住所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

二 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる事項

三 決定をした審査官の氏名

四 決定書の謄本の送付を受けた年月日

五 再審査請求の趣旨

六 再審査請求の理由

七 決定をした審査官の教示の有無及びその内容

八 再審査請求の年月日

2 第4条第2項から第4項までの規定は、再審査請求について準用する。

3 再審査請求人は、再審査請求にあわせて法第46条第1項の規定による審理のための処分を申し立てることができる。この場合においては、第30条第1項において準用する第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項を再審査請求書に記載しなければならない。

（意見書の提出）

第25条 原処分をした行政庁は、法第40条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該事件についての意見書を提出しなければならない。

（参加の申立て）

第26条 法第41条第1項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 申立ての年月日

四 申立人の氏名又は名称及び住所

2 第4条第4項及び第24条第3項の規定は、参加の申立てについて準用する。

（最初の審理期日等の通知）

第27条 法第42条の規定による審理期日及び場所の通知は、最初の審理期日については、少くともその日の7日前までに到達するように、文書でしなければならない。

（審理の非公開の申立て）

第28条 法第43条ただし書の規定による審理の非公開の申立ては、文書で、又は審理期日において口頭でしなければならない。

- 2 第26条第1項の規定は、前項の規定により文書で審理の非公開の申立てをする場合について準用する。

(関係労働者又は関係事業主を代表する者の審理の立会等)

第29条 法第36条の規定により指名された者は、審理に立ち会うものとする。

- 2 法第36条の規定により指名された者は、やむを得ない理由により審理に立ち会うことができないときは、審理期日の前日までに法第45条第2項の意見書を提出するものとする。

- 3 審査会は、前項の規定により意見書が提出された場合は、審理期日において、その要旨を開陳しなければならない。

- 4 審査会は、法第36条の規定により指名された者が法第45条第2項の規定により述べた意見又は同項の規定により提出した意見書を尊重しなければならない。

(審理のための処分申立て)

第30条 第13条(第4項を除く。)の規定は、法第46条第1項の規定による審理のための処分の申立てについて準用する。

- 2 前項において準用する第13条第3項の規定による申立てがあつたときは、審査会の委員又は会長のあらかじめ指名する労働省の職員は、聴取書を作成し、年月日を記載して再審査請求人に読みきかせた上、再審査請求人とともに、記名押印しなければならない。

(調書)

第31条 法第47条第1項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事件の表示
- 二 審理期日及び場所
- 三 出席した審査員の氏名
- 四 出頭した当事者又は代理人及び法第36条の規定により指名された者の氏名又は名称
- 五 審理期日における経過
- 六 審理のための処分の結果
- 七 その他重要な事項

- 2 調書は、審査会の庶務を処理する労働省の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査員が記名押印しなければならない。

(裁決書の方式)

第32条 法第50条において準用する法第19条第1項の裁決書には、次に掲げる事項(決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が署名押印しなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が署名押印することができないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その理由を付記して署名押印しなければならない。

- 一 当事者の氏名又は名称及び住所
- 二 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 三 決定をした審査官の氏名
- 四 法第40条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 主文

六 理由

七 裁決の年月日

(準用規定)

第33条 第7条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条（第2項を除く。）、第15条の2、第16条、第17条の2及び第18条（第4項を除く。）の規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。

2 第30条第2項の規定は、前項において準用する第15条第1項又は第18条第3項の規定による陳述があつた場合について準用する。

(省令への委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査請求の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この政令は、昭和31年8月1日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 労働者災害補償審査会令（昭和22年政令第176号）

二 労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会規程（昭和22年政令第178号）

三 失業保険審査官及び失業保険審査会規程（昭和23年政令第144号）

(関係労働者及び関係事業主を代表する者に関する特例)

3 法の施行後最初に法第5条又は第36条の規定により指名される者であつて労働大臣の指定するものは、第2条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指名の日から1年（補欠の場合においては、残余の期間）を経過した後において、新たに、関係労働者又は関係事業主を代表する者が指名されたときは、その地位を失うものとする。

(従前の手續の効力)

4 法の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法若しくは労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会規程又は改正前の失業保険法若しくは失業保険審査官及び失業保険審査会規程の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、却下の決定、審査の請求に関する書類の写の送付、説明若しくは意見の聴取、証拠調のための処分、本案の決定（事件の一部についての決定を含む。）又はその他の手續で法若しくはこの政令に相当する規定のあるものは、法第7条の規定により事件を管轄すべき審査官が法又はこの政令の規定によりした審査の請求の受理、却下の決定、審査の請求の受理の通知、説明若しくは意見の聴取、審理のための処分、本案の決定（事件の一部についての決定を含む。）又はその他の相当の手續とみなす。

5 法の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害

に関する特別保護法若しくは労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会規程又は改正前の失業保険法若しくは失業保険審査官及び失業保険審査会規程の規定により、労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、却下の決定、本案の決定（事件の一部についての決定を含む。）又は決定書の正本若しくは副本の送付（送付に代る掲示を含む。）は、法又はこの政令の規定により、審査会がした再審査の請求の受理、却下の裁決、本案の裁決（事件の一部についての裁決を含む。）又は裁決書の謄本の送付（送付に代る公示を含む。）とみなす。

附 則（昭和35・6・1政令第138号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37・9・29政令第391号）（抄）

- 1 この政令は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の施行の日（昭和37年10月1日）から施行する。

附 則（昭和38・3・30政令第70号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39・6・25政令第199号）

この政令は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（昭和42・6・30政令第161号）（抄）

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和47・3・31政令第47号）

この政令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47・5・1政令第157号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和47年5月15日）から施行する。

<後略>

附 則（昭和50・3・10政令第26号）

この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和50年4月1日）から施行する。

附 則（昭和56・5・22政令第180号）（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（昭和56年6月8日）から施行する。＜後略＞

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第6条 第10条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第3条第2項、第4条第3項及び第17条の2の規定は、施行日前に整備法附則第3条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則（昭和59・6・22政令第212号）

この政令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60・12・21政令第317号）（抄）

（施行期日等）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第42条の規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この政令（第42条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる政令の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

一～五<略>

六 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令

<後略>

附 則（平成6・7・27政令第251号）

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成6年9月1日）から施行する。

附 則（平成8・6・26政令第191号）

この政令は、平成8年7月1日から施行する。

3 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則

(昭和31・8・1 労働省令第17号)

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の名称)

第1条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「法」という。）第5条の規定により指名された者の名称は、都道府県労働基準局の関係労働者又は関係事業主を代表する者は労働者災害補償保険審査参与とし、都道府県関係労働者又は関係事業主を代表する者は雇用保険審査参与とし、それぞれ当該都道府県の名を冠する。

2 法第36条の規定により指名された者の名称は、労働保険審査会参与とする。

(審査請求書又は再審査請求書)

第2条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（以下「令」という。）第4条に規定する審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定による審査請求の場合にあつては様式第1号とし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第69条第1項の規定による審査請求の場合にあつては様式第2号とする。

2 令第24条に規定する再審査請求書の様式は、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第3号とし、同条第2項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第3号の2とし、雇用保険法第69条第1項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第4号とし、同条第2項の規定による再審査請求の場合にあつては様式第4号の2とする。

(審理のための処分の申立書)

第3条 令第13条第2項又は第30条第1項に規定する審理のための処分の申立書の様式は、様式第5号とする。

(証票)

第4条 法第15条第3項の規定により労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官が携帯すべき証票の様式は、様式第6号又は様式第7号とする。

2 法第46条第3項の規定により審査員が携帯すべき証票の様式は、様式第8号とする。

(費用の弁償)

第5条 令第14条第1項（令第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第15条第1項第1号若しくは第2項又は法第46条第1項第1号若しくは第2項の規定により出頭を求められた審査請求人、再審査請求人又は代理人に対して支給する旅費の額は、鉄道費、船賃、車賃及び宿泊料（以下この項において「鉄道賃等」という。）にあつては実費額とし、日当にあつては一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）（以下「行政職俸給表（一）」という。）の3級の職務にある者が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定に基づいて受ける額と同一とする。ただし、鉄道賃等の実費額が、行政職俸給表（一）の3級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける額を超えるときは、鉄道賃等の額は、当該旅費法の規定に基づいて受ける額と同一とする。

- 2 令第14条第1項（令第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第15条第1項第1号若しくは第2項又は法第46条第1項第1号若しくは第2項の規定によ出頭を求められた参考人又は法第15条第1項第3号若しくは法第46条第1項第3号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表（一）の3級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額と同一とする。
- 3 令第14条第3項（令第33条第1項において準用する場合を含む。）に規定する鑑定人に対して支給する鑑定料の額は、鑑定の難易の程度その他の事情を勘案して、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官が、雇用保険法第69条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該雇用保険審査官が、再審査請求の場合にあつては労働保険審査会が、それぞれ、定める額とする。
- 4 費用の弁償は、労働者災害補償保険法第35条第1項の規定による審査請求の場合にあつては当該労働者災害補償保険審査官の置かれている都道府県労働基準局の長が、雇用保険法第69条第1項の規定による再審査請求の場合にあつては当該都道府県の雇用保険に関する事項を取り扱う部の長が、再審査請求の場合にあつては労働大臣官房会計課長が、それぞれ、支給するものとする。

（手続の受継のための文書）

第6条 令第15条第1項（令第33条第1項において準用する場合を含む。）に規定する手続の受継のための文書の様式は、様式第9号とする。

第7条 削除

（決定又は裁決の更正の申立書）

第8条 令第18条第2項（令第33条第1項において準用する場合を含む。）に規定する決定又は裁決の更正の申立書の様式は、様式第10号とする。

（参加の申立書）

第9条 令第26条に規定する参加の申立書の様式は、様式第11号とする。

（審理の非公開の申立書）

第10条 令第28条の審理の非公開の申立ての文書の様式は、様式第12号とする。

（調書の閲覧）

第11条 法第47条第2項の規定により調書を閲覧する者は、労働保険審査会に、次に掲げる事項を記載した様式第13号による文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 閲覧請求の理由

三 閲覧請求の年月日

四 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所

2 前項の規定により調書を閲覧する者は、前項に規定するもののほか、場所、時間その他閲覧に関し労働保険審査会の定めるところにより、閲覧しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 労働者災害補償保険審査官及び労働者災害補償保険審査会に係る証拠調の費用の支払及び審査のために要した費用の弁償に関する省令（昭和27年労働省令第29号）は、廃止する。

附 則（昭和42・6・30省令第18号）

この省令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和42・12・26省令第32号）

この省令は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和45・4・22省令第9号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第5条第3項の規定は、昭和45年4月1日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則（昭和47・5・15省令第19号）（抄）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50・3・25省令第6号）

この省令は、雇用保険法の施行の日（昭和50年4月1日）から施行する。

附 則（昭和51・5・10省令第17号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第5条第3項の規定は、昭和51年4月1日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56・5・28省令第22号）（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（昭和56年6月8日）から施行する。＜後略＞

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第10条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第2条第1項及び第2項並びに第5条第4項の規定は、旧炭鉱離職者法第8条第1項、第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則（昭和57・4・6省令第12号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第5条第3項の規定は、昭和57年4月1日以後にさせることとした鑑定に係る鑑定料について適用し、同日前にさせることとした鑑定に係る鑑定料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60・12・21省令第25号）（抄）

（施行期日等）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中労働保険審査官及び労働保険審

査会法施行規則第5条第1項の改正規定（「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）＜中略＞は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和63・12・13省令第36号）（抄）
（施行期日）

第1条 この省令は、昭和64年1月1日から施行する。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第2条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第5条第3項及び第4項の規定（以下この条において「旧審査会規則の規定」という。）は、旧港湾労働法（昭和40年法律第120号）第65条第1項の規定による審査請求については、なおその効力を有する。この場合において、旧審査会規則の規定中「港湾労働法」とあるのは、「旧港湾労働法」とする。

附 則（平成元・7・12省令第26号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8・6・10省令第28号）
この省令は、平成8年6月11日から施行する。

附 則（平成8・6・26省令第29号）
この省令は、平成8年7月1日から施行する。

4 労働基準法(抄)

(昭和22・4・7法律第49号)

(療養補償)

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

(休業補償)

第76条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の100分の60の休業補償を行わなければならない。

2 使用者は、前項の規定により休業補償を行つてゐる労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下四半期という。)ごとの1箇月1人当り平均額(常時100人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者1人当りの1箇月平均額。以下平均給与額という。)が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の100分の120をこえ、又は100分の80を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つてゐる休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

(障害補償)

第77条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第1に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(遺族補償)

第79条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の1,000日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第80条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の60日分の葬祭料を支払わなければならない。

(補償に関する細目)

第88条 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、命令で定める。

5 労働基準法施行規則（抄）

（昭和22・8・30 厚生省令第23号）

（業務上の疾病の範囲）

第35条 法第75条第2項の規定による業務上の疾病は、別表第1の2に掲げる疾病とする。

（休業補償）

第38条 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかったため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働に対して支払われる賃金との差額の100分の60の額を休業補償として支払わなければならない。

別表第1の2（第35条関係）

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線、皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋳打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に震動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又頸肩腕症候群

- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙虫病
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫

- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
 - 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
 - 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
 - 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
 - 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
 - 14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
 - 16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
 - 17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
 - 18 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
- 八 前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病
- 九 その他業務に起因することの明らかな疾病

6 労働者災害補償保険法（抄）

（昭和22・4・7法律第50号）

第3章 保険給付

（保険給付の種類等）

第7条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 2 前項第2号の通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 3 労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（業務災害に関する保険給付の種類等）

第12条の8 第7条第1項第1号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 傷病補償年金
- 七 介護補償給付
- 2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。
- 3 傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。
 - 一 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
 - 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が労働省令で定める傷病等級に該当すること。
- 4 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて労働省

令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間

二 病院又は診療所に入院している間

（通勤災害に関する保険給付の種類）

第21条 第7条第1項第2号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 療養給付

二 休業給付

三 障害給付

四 遺族給付

五 葬祭給付

六 傷病年金

七 介護給付

第5章 不服申立て及び訴訟

（審査請求等）

第35条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から3箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第1項の審査請求及び前2項の再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

（行政不服審査法の不適用）

第36条 前条第1項の審査請求及び同条第1項又は第2項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2章第1節、第2節（第18条及び第19条を除く。）及び第5節の規定を適用しない。

（不服申立ての前置）

第37条 第35条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 再審査請求がされた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

2 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6章 雑 則

（時効）

第42条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬

祭給付及び介護給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって削減する。

7 行政不服審査法（抄）

（昭和37・9・15法律第160号）

第1章 総則

（この法律の趣旨）

第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第2条 この法律にいう「処分」には、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの（以下「事実行為」という。）が含まれるものとする。

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

（不服申立ての種類）

第3条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行なうものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行なうものにあつては再審査請求とする。

2 審査請求は、処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第4条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第6条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

（中略）

2 （略）

（処分についての審査請求）

第5条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合にすることができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。

- 2 前項の審査請求は、同項第1号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

（処分についての異議申立て）

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

- 一 処分庁に上級行政庁がないとき。
- 二 処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。
- 三 前2号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

（不作為についての不服申立て）

第7条 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる。ただし、不作為庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみを行うことができる。

（再審査請求）

第8条 次の場合には、処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

- 一 法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に再審査請求をすることができる旨の定めがあるとき。
 - 二 審査請求をすることができる処分につき、その処分をする権限を有する行政庁（以下「原権限庁」という。）がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、原権限庁が審査庁として裁決をしたとき。
- 2 再審査請求は、前項第1号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に、同項第2号の場合にあつては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁に対してするものとする。
- 3 再審査請求をすることができる処分につき、その原権限庁がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分に係る再審査請求につき、原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求についての審査庁が再審査庁としてした裁決に不服がある者は、さらに再審査請求をすることができる。この場合においては、当該原権限庁が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る再審査請求についての再審査庁に対して、その請求をするものとする。

第2章 手続

第1節 通則

（不服申立ての方式）

第9条 この法律に基づく不服申立ては、他の法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出してしなけれ

ばならない。

- 2 不服申立書は、異議申立ての場合を除き、正副2通を提出しなければならない。
(代理人による不服申立て)

第12条 不服申立ては、代理人によつてすることができる。

- 2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

第2節 処分についての審査請求

(審査請求期間)

第14条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内)に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。

3 審査請求は、処分(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定)があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(審査請求書の記載事項)

第15条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 審査請求に係る処分
- 三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

- 2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 審査請求書には、前2項に規定する事項のほか、第20条第2号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第3号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ないことについての正当な理由を記載しなければならない。

- 4 審査請求書には、審査請求人(審査請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人)が押印しなければならない。

(口頭による審査請求)

第16条 口頭で審査請求をする場合には、前条第1項から第3項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合においては、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

(処分庁経由による審査請求)

第17条 審査請求は、処分庁を経由してすることもできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第15条第1項から第3項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。

3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第18条 審査請求をすることができる処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）につき、処分庁が誤って審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第1項の処分につき、処分庁が誤って異議申立てをすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に異議申立てがされたときは、処分庁は、すみやかに、異議申立書又は異議申立録取書（第48条において準用する第16条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

4 前3項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第19条 処分庁が誤って法廷の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

(異議申立ての前置)

第20条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができるときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。

一 処分庁が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかつたとき。

二 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても、処分庁が当該異議申立てにつき決定をしないとき。

三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(補正)

第21条 審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

(弁明書の提出)

第22条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副2通を提出しなければならない。

3 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

(反論書の提出)

第23条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参加人)

第24条 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

2 審査庁は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求めることができる。

(審理の方式)

第25条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(証拠書類等の提出)

第26条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第27条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適當と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第28条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第29条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あ

らかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は参加人の審尋)

第30条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。

(処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第33条 処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(執行停止)

第34条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすることができる。

3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえ、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。

4 前2項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 前3項の場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

6 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(手続の併合は分離)

第36条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(手続の承継)

第37条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団又は合併により設立された法人その他の社団若しくは財団は、審査請求人の地位を承継する。

- 3 前2項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の団体若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届出なければならない。この場合には、届出書には、死亡による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の団体若しくは財団にあててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の団体若しくは財団に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為として効力を有する。
- 5 第1項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が2人以上あるときは、その1人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(審査請求の取下げ)

- 第39条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。
- 2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(裁決)

- 第40条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。
- 2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
 - 3 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。
 - 4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
 - 5 前2項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。
 - 6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁決の方式)

- 第41条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。
- 2 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第42条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第40条第3項から第5項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも1回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。
(裁決の拘束力)

第43条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたとは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第44条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第26条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第28条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第4節 不作為についての不服申立て

(不服申立書の記載事項)

第49条 不作為についての異議申立書又は審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- 三 異議申立て又は審査請求の年月日

(不作為庁の決定その他の措置)

第50条 不作為についての異議申立てが不適法であるときは、不作為庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 前項の場合を除くほか、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して20日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

(審査庁の裁決)

第51条 不作為についての審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

(処分についての審査請求に関する規定の準用)

第52条 第15条第2項及び第4項、第21条、第37条から第39条まで、第41条第1項並びに第42条第1項から第3項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

2 第2節(第14条、第15条第1項及び第3項、第16条から第20条まで、第24条、第34条、第35条、第40条、第41条第2項並びに第43条を除く。)の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第5節 再審査請求

(再審査請求期間)

第53条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

(裁決書の送付要求)

第54条 再審査庁は、再審査請求を受理したときは、審査庁に対し、審査請求についての裁決書の送付を求めることができる。

(裁決)

第55条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

(審査請求に関する規定の準用)

第56条 第2節(第14条第1項本文、第15条第3項、第18条から第20条まで、第22条及び第23条を除く。)の規定は、再審査請求に準用する。

第3章 補則

(審査庁等の教示)

第57条 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」という。)をすることができる処分を書面である場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。

2～4 (略)

8 行政事件訴訟法（抄）

（昭和37・5・16法律第139号）

第1章 総則

（この法律の趣旨）

第1条 行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第2条 この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第3条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く、以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4 この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分又は裁決をすべきにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

（この法律に定めがない事項）

第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第2章 抗告訴訟

第1節 取消訴訟

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第8条 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、次の各号の1に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

一 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

二 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

三 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 第1項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

（取消しの理由の制限）

第10条 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

- 2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

（被告適格）

第11条 処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならない。ただし、処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、その行政庁を被告として提起しなければならない。

- 2 前項の規定により被告とすべき行政庁がない場合には、取消訴訟は、当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない。

（管轄）

第12条 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

- 2 （略）

- 3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

（出訴期間）

第14条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から3箇月以内に提起しなければならない。

- 2 前項の期間は、不変期間とする。

- 3 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 第1項及び前項の期間は、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知つた日又は裁決の日から起算する。

（職権証拠調べ）

第24条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。

ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかなければならない。

(執行停止)

第25条 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

4～7 (略)

(裁量処分の取消し)

第30条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

(特別の事情による請求の棄却)

第31条 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

2 裁判所は、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分又は裁決が違法であることを宣言することができる。

3 終局判決に事実及び理由を記載するには、前項の判決を引用することができる。

(取消判決等の効力)

第32条 処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2 前項の規定は、執行停止の決定又はこれを取り消す決定に準用する。

第33条 処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者たる行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した裁決が判決により取り消されたときは、その処分又は裁決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 前項の規定は、申請に基づいてした処分又は審査請求を認容した裁決が判決により手続に違法があることを理由として取り消された場合に準用する。

4 第1項の規定は、執行停止の決定に準用する。